

研修教材

五訂 記録事務解説

法務総合研究所

研修教材

五訂 記錄事務解說

法務総合研究所

## 五訂版のはしがき

この資料は、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号をもって記録事務規程の全面改正が行われ、これが同年4月1日から施行されたことに伴い、同19年3月に四訂版として発行された研修教材「記録事務解説」を基にして改訂したものである。

改訂に当たっては、竹村浩一刑事局総務課法務専門官を煩わし、刑事局総務課検務係の協力を得た。

平成28年3月

法務総合研究所

## 四訂版のはしがき

この資料は、平成14年3月に三訂版として発行された研修教材「記録事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達、判例等を織り込んだものである。

改訂に当たっては、森田久弘刑事局総務課補佐官を煩わし、山根健治同課検務第二係長の協力を得た。

平成19年3月

法務総合研究所

## 三訂版のはしがき

この資料は、平成7年3月に改訂版として発刊された研修教材「記録事務解説」を基として、その後の規程の改正、質疑回答等を織り込んだものである。

今回の改訂に当たっては、扇谷俊春刑事局総務課法務専門官に加筆・補筆の労を煩わした。

平成14年3月

法務総合研究所

## 改訂版のはしがき

この資料は、平成2年3月に発刊された研修教材「記録事務解説」を基として、その後の規程の改正、質疑回答等を織り込んだものである。改訂に当たっては、刑事局総務課補佐官大霜憲司氏を煩わした。

平成7年3月

法務総合研究所

## はしがき

検察庁における記録事務は、これまで、昭和25年12月16日付け法務府検務局長依命通達「訴訟記録の閲覧事務について」、同45年11月24日付け法務省刑事局長依命通達「検務関係文書等保存事務暫定要領の実施について」等によって運用されてきたが、昭和62年6月に刑事確定訴訟記録法（同年法律第64号）が制定され、同63年1月1日から施行されたことに伴って、新たに「記録事務規程」が制定され、同日から施行されるに至った。

そこで、今回、研修教材として本書を刊行することとしたが、その執筆には、刑事局総務課補佐官近藤康利氏を煩わし、同課検務第一係長大霜憲司氏の協力を得た。

本書が、検察事務官の研修教材としてはもとより、執務の手引きとしても活用されるよう期待するものである。

平成2年3月

法務総合研究所

## 目 次

### 総 論

第1章 記録事務	1
第1 記録事務の内容	1
第2 保管記録の保管及び閲覧並びに再審保存記録の保存及び閲覧に関する事務と検察庁法との関係	2
第2章 記録事務規程	4
第1 記録事務規程の内容等	4
第2 規程の概要等	5
第3 規程の改正等について	5
第4 記録事務に関与する職員	6

### 各 論

第1章 総 則	8
第1 規程の目的（規程第1条）	8
第2 記録事務を取り扱う職員の心構え	8
第2章 保管記録及び再審保存記録	10
第1節 保管及び保存	10
第1 保管記録	10
第2 再審保存記録	12
第3 保管記録の管理（規程第3条）	13
第4 他庁への保管記録の送付（規程第4条）	18
第5 保管期間の延長（規程第5条）	19
第6 再審の手続のための保存（規程第6条）	22
第7 再審保存請求（規程第7条）	25

## 2 目 次

第 8 再審保存期間の延長（規程第8条）	27
第 9 再審請求事件の管理等（規程第9条）	28
第10 保管記録の廃棄（規程第10条）	31
第11 特別処分（規程第11条）	33
第12 再審保存記録の廃棄等（規程第12条）	35
第2節 閲覧手続等	35
第1 訴訟記録の閲覧に関する基本的な考え方	35
第2 保管記録及び再審保存記録の閲覧に関する一般的な事項	40
第3 保管記録の閲覧に関する決定等（規程第13条）	45
第4 保管記録の閲覧手続（規程第14条）	48
第5 請求による再審保存記録の閲覧手続（規程第15条）	51
第6 申出による再審保存記録の閲覧手続（規程第16条）	52
第7 保管記録及び再審保存記録の謄写（規程第17条）	54
第8 保管記録の閲覧不許可処分に対する不服申立事例	56
第3章 刑事参考記録	64
第1 刑事参考記録の指定（規程第18条）	64
第2 刑事参考記録の指定の解除手続等（規程第19条）	67
第3 刑事参考記録の閲覧手続（規程第20条）	68
第4 刑事参考記録の謄写（規程第21条）	70
第5 再審の手続のための保存（規程第22条）	70
第4章 裁判所不提出記録	73
第1 裁判所不提出記録の保管等（規程第23条）	73
第2 刑事参考不提出記録（規程第24条）	73
第5章 不起訴記録	75
第1 不起訴記録の保存（規程第25条）	75

## 目 次 3

第2 不起訴記録の保存に関する特例（規程第26条）	78
第3 不起訴記録の保存期間の延長（規程第27条）	79
第4 不起訴記録の管理（規程第28条）	80
第5 不起訴記録の閲覧等	81
第6 不起訴記録の廃棄等（規程第29条）	84
第7 刑事参考不起訴記録（規程第30条）	85
第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録	86
第1 費用補償請求事件記録等の保存（規程第31条）	86
第2 費用補償請求事件記録等の廃棄（規程第32条）	86
第7章 雜 則 等	88
第1 裁判書謄本等の交付（規程第33条）	88
第2 特別取扱い（規程第34条）	90
第3 その他	91
附-1	
通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等	101
附-2	
記録事務規程	106
刑事確定訴訟記録法	117
刑事確定訴訟記録法施行規則	124
昭和62年法務省告示第953号	133
刑事訴訟法施行法（抄）	134
刑事確定訴訟記録閲覧手数料令	134
附-3	

#### 4 目 次

刑事確定訴訟記録法の概要	135
附一4	
被害者等に対する不起訴事件記録の開示について（平成20年通達）	139

#### 総 論 1

## 総 論

### 第1章 記録事務

#### 第1 記録事務の内容

記録事務は、刑事確定訴訟記録（訴訟が終結した後の刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第20条第1項に規定する和解記録については、その副本）をいい、保管記録、再審保存記録及び刑事参考記録に分類される。）、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録（以下本章において「刑事確定訴訟記録等」という。）の管理に関する事務であるが、その内容を大別すれば、次のとおりである。

#### 1 保管又は保存に関する事務

裁判所又は他の検察庁の検察官から送付された刑事確定訴訟記録等を受領し、記録の状態を点検確認した後、その保管又は保存すべき期間を確定し、当該刑事確定訴訟記録等に係る事件の被告人又は被疑者の氏名、罪名、保管番号又は保存番号、保管又は保存の始期及び終期等必要事項を検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）により管理するとともに、刑事確定訴訟記録等に保管番号又は保存番号を表示した上、これを所定の記録倉庫等に確実に格納して保管し、又は保存して管理する事務である。

#### 2 閲覧に関する事務

保管記録若しくは再審保存記録の閲覧の請求をした者に対し、又は

## 2 第1章 記録事務

再審保存記録若しくは刑事参考記録の閲覧の申出をした者に対し、その請求又は申出に理由があるかどうかを審査し、理由があると判断されるときは当該記録を閲覧せらる事務である。

## 3 裁判書の謄本又は抄本の交付に関する事務

被告人等訴訟関係人から裁判書の謄本又は抄本の交付請求があった場合に、当該裁判書の謄本又は抄本を作成して交付する事務である。

## 4 廃棄に関する事務

保管期間又は保存期間が満了した刑事確定訴訟記録等（刑事参考記録にあっては、刑事参考記録の指定が解除されたもの）のうち、以後、保管又は保存しておく必要のないものを抽出して廃棄する事務である。

## 第2 保管記録の保管及び閲覧並びに再審保存記録の保存及び閲覧に関する事務と検察庁法との関係

1 保管記録の保管及び閲覧並びに再審保存記録の保存及び閲覧に関する事務は、いわゆる検察事務であるが、従来の刑事被告事件に係る訴訟の記録の保管及び再審の手続のための保存に関する事務は、検察庁法第4条の「刑事について公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求」する事務（裁判の執行のあり得るものについては、併せて「裁判の執行を監督」する事務）に付随する事務として、検察事務と解されていたが、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号。以下「法」という。）施行後においては、保管検察官が行う保管記録の保管及び再審保存記録の保存に関する事務は、検察庁法第4条の「公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務」に該当することになる。また、これらの記録の閲覧に関する事務も同様であり、閲覧の許否は、従来は検察庁の長が行うこととされていたところ、法においては、保

管検察官が行うこととされた（法第4条）。

2 なお、刑事参考記録の保存及び閲覧に関する事務は、法務行政事務とされている。したがって、法第9条第1項及び第2項は、法務大臣がこの権限を有することを明記し、同条第4項により、これを所部の職員に委任することができるとしている（注）。

（注） 法第9条第4項に基づく刑事確定訴訟記録法施行規則第15条の規定により、刑事参考記録として保存する旨の決定に関する権限を除き、検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正）に委任されている。

## 第2章 記録事務規程

### 第1 記録事務規程の内容等

#### 1 旧記録事務規程について

平成25年3月19日付けで全部改正される前の記録事務規程(以下「旧規程」という。)は、昭和62年12月14日付け法務省刑総訓第1018号をもって法務大臣から訓令され、昭和63年1月1日から施行された。

旧規程は、法、刑事確定訴訟記録閲覧手数料令(昭和62年政令第379号。以下「手数料令」という。)及び刑事確定訴訟記録法施行規則(昭和62年法務省令第41号。以下「規則」という。)が制定され、規則附則第2項の規定に基づく法務省告示(昭和62年法務省告示第953号)が告示され、いずれも昭和63年1月1日から施行されることとなったことに伴って、記録事務の一層の適正化を図るため、法において定められた再審の手続のための記録の保存等各種の新たな制度に対応するための事務手続を定めるとともに、これまで、昭和25年12月16日付け法務府検務第38715号検務局長依命通達「訴訟記録の閲覧事務について」(以下「閲覧要領」という。),昭和45年11月24日付け法務省刑事(総)秘第42号刑事局長依命通達「検務関係文書等保存事務暫定要領の実施について」(以下「保存暫定要領」という。)等により取り扱われてきた記録事務を勘案して必要な事務手続を定めたものである。

#### 2 記録事務規程について

記録事務規程(以下「規程」という。)は、旧規程を全部改正する形で平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号をもって法務大臣から訓令され、同年4月1日から施行された。

3 規程は、検察庁事務章程、事件事務規程、執行事務規程等と同様に、検察庁法第32条にいう「検察庁の事務章程」の一つであり、検事総長、検事長及び検事正に対して訓令されているが、直接検察庁の全職員を拘束するものである。

### 第2 規程の概要等

規程は、全文7章34条及びこれに附属する書式16様式からなり、保管記録等の管理に関する取扱手続について規定している。

その概要は、まず第1章総則において、規程の目的を定め、記録事務を取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、第2章においては、訴訟終結後における保管記録の保管及び閲覧等に関する手続並びに再審の手続のための再審保存記録の保存及び閲覧等に関する手続について、第3章においては、刑事参考記録の指定及び閲覧等に関する手続について、第4章においては、裁判所不提出記録の保管等に関する手続について、第5章においては、不起訴記録の保存等に関する手続について、第6章においては、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の保存等に関する手続について規定し、また、第7章は、雑則として、裁判書證本等の交付手続及び特別取扱いについて規定している。

### 第3 規程の改正等について

1 検察システムの導入に伴い、検察システムによる管理を原則とし、全国統一的な記録事務の管理を行うとともに、一層の合理化、適正化を図るため、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第6号法務大臣訓令をもって、旧規程の全部が改正され、現在の規程が定められた。

2 規程第1条に規定する刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関

する事務及びその他これに付随する事項については、検察システムにより管理することとされ（規程第2条），その管理方法については、「検察総合情報管理システムによる記録事務取扱要領」（「記録事務規程の改正について」（平成25年3月19日付け法務省刑総第409号刑事局長通達）別添）で定めている。

#### 第4 記録事務に関する職員

##### 1 検察官

(1) 法は、刑事被告事件に係る訴訟の記録は検察官において保管することとして、この種記録の保管機関を検察官とした。

法第2条第1項は、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁（以下「第一審対応検察庁」という。）の検察官が保管するものとし、これを保管検察官としている。ただし、道路交通法第8章の罪又は自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条若しくは第18条の罪に係る被告事件についての訴訟の記録であって、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式若しくは自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式（以下これらを「交通切符」という。）又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式（以下「交通反則切符」という。）を用いたものについては、法附則第6条により、特例として、有罪の言渡しを受けた者の本籍地（本籍のない者、本籍の明らかでない者又は日本の国籍を有しない者にあっては、東京都）を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官が保管検察官となる（規則附則第2項、昭和62年法務省告示第953号）。

(2) 規程は、記録事務に携わる検察官として、①保管記録又は再審保

存記録を保管し、又は保存することとなる保管検察官、②不起訴記録を保存することとなる検察官、③刑事参考記録、刑事参考不提出記録及び刑事参考不起訴記録を保存することとなる検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正）及び④費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録を保存することとなる検察庁の長を定めている。このほか、規程上明らかではないが、裁判所不提出記録を保管する検察官は、その記録の性質に照らし、当該刑事被告事件の保管記録又は再審保存記録の保管検察官ということになろう。

法にいう保管検察官は、当該刑事被告事件に係る訴訟の記録ごとに定まるのであるが、通常、訴訟の記録の管理等に関する事務は、特定の検察官が継続的に取り扱うことにより一層適正な処理が期待されるものであるところから、各検察庁においては、その庁の実情に応じて、次席検事又は総務部長あるいは他の特定の検察官がその庁における全ての保管記録又は再審保存記録の保管検察官に指定されている。また、不起訴記録を保存することとなる検察官も、同様の趣旨から、これら次席検事等が指定されている。

##### 2 記録担当事務官

旧規程では、「記録係事務官」の定義はされていなかったが、規程において、「記録担当事務官」が定義され、記録担当事務官は、組織機構上の高等検察庁の検務課若しくは検務第二課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の記録担当部署に属する検察事務官のみを指すものではなく、検察庁事務章程の定めるところにより、規程に定める当該具体的な事務を所管ないし分担することとなる検察事務官一般を指すものとして位置付けられた。

# 各 論

## 第1章 総 則

### 第1 規程の目的（規程第1条）

この規程は、刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正な運用を図ることを目的としている。

### 第2 記録事務を取り扱う職員の心構え

記録事務は、規程の定めるところに従って、記録担当事務官が、記録事務を担当する検察官を補佐し、その指揮監督の下にこれを取り扱うのであるが、これが関係人の名誉等に直接影響を及ぼす重要な事務である上、法が新たに設けた再審の手続のための訴訟記録の保存等の制度に適切に対応する必要があるところから、その事務処理については、特に正確性、確實性が要請される。したがって、この種事務に従事する職員は、平素から、関係法令を始めとし、判例、通達等の先例について十分に研究しておくとともに、良識を養うことが肝要であり、併せて過誤の防止に留意し、旺盛な責任感をもって、その事務の適正かつ迅速な処理に努めなければならない（注）。

（注） 例えば、保管記録の閲覧（謄写）請求があった場合には、最終的には、保管検察官において、法第4条に定める制限事由の有無や謄写の目的、必要性、弊害の発生のおそれ等諸般の事情を勘案して、その許否を決することとなるが、これを補佐する記録事務担当者としても、これらの事情等を十分調査した上で、

保管検察官にその許否に関する意見を呈申することが必要であり、記録事務担当者が十分これら的事情等を調査しないまま、独自の判断で、直ちにこれを拒否することのないよう、慎重に対応する必要があろう。

## 第2章 保管記録及び再審保存記録

### 第1節 保管及び保存

#### 第1 保管記録

1 保管記録は、刑事被告事件に係る訴訟の記録（注1、注2）で、訴訟終結後、第一審対応検察庁の検察官が保管するものをいい、裁判書と裁判書以外の記録に区分される（法第2条第1項、第2項、別表）。

（注1） 刑事被告事件に係る訴訟の記録とは、①刑事被告事件の訴訟の記録、いわば被告事件そのものの訴訟記録及び②刑事被告事件の終局裁判その他の該被告事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録の両者をいう。①の記録は、法施行前の保存暫定要領にいう本案件の裁判の原本並びに本案の完結事件記録及びこれに纏てつされた裁判の原本に相当し、②の記録としては、刑の執行猶予の言渡しの取消請求事件（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第349条）、刑法第52条の規定による刑の分離決定請求事件（刑訴法第350条）、訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除申立て事件（刑訴法第500条）、公訴が提起されなかった場合における訴訟費用の負担請求事件（刑訴法第187条の2）、裁判の解釈を求める申立て事件（刑訴法第501条）、裁判の執行に対する異議申立て事件（刑訴法第502条）、第三者所有物の没収の裁判の取消請求事件（刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第13条）、再審請求事件（刑訴法第435条等）、非常上告事件（破棄自判を除く。刑訴法第454条）などの訴訟記録がある。

なお、規程第6章において保存等の手続が定められている費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録は、刑事被告事件に係る訴訟の記録ではない。

（注2） ①略式命令が被告人に告知された後、正式裁判の請求期間内に被告人が死亡したことがその期間経過後判明した場合における当該事件記録については、正式裁判の手続に移行しておらず、法にいう保管記録に該当しないので、不起訴記録に準ずるものとして取り扱う（平成元年検務実務家会会員登録事務関係1問答）。

②通常の公判手続により判決の言渡しがなされた後、上訴提起期間内に被告人が死亡したことがその期間経過後判明した場合における当該事件記

録は、法にいう保管記録に該当するので、被告人死亡による公訴棄却の裁判により終結した被告事件の保管記録（法別表第2号2）に準じて取り扱うのが相当であろう。この場合における保管期間の始期は、上訴提起期間満了日の翌日から起算することとなる。

2 保管記録のうちの「裁判書」には、刑訴法にいう「裁判書」と「裁判を記載した調書」（刑訴法第46条、第473条参照）とを含んでおり、規程においても同様である。なお、裁判を記載した調書には、公判廷で宣告された裁判（判決を除く。）を記載した公判調書（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。）第53条ただし書、第44条第1項第31号）、調書判決を記載した公判調書（刑訴規則第219条）及び即決裁判を記載した調書（交通事件即決裁判手続法第12条第2項、交通事件即決裁判手続規則第7条第2項第5号）がある。

上訴の取下げの効力が争われた場合に、裁判所が取下げを有効と認めて行う訴訟終了宣言の決定書もこの「裁判書」に当たる（法別表第1号6の裁判書）。

なお、法別表第1号3の裁判書のうち「法務省令で定めるもの」は、規則第1条に規定されている。

3 裁判書以外の保管記録については、特に問題となるものはないと思われる。上訴を取り下げた場合には、上訴に係る終局裁判が確定することになるのであるが、上訴審の訴訟記録もそれまでの審級の訴訟記録と一体として保管記録となる。

なお、法別表第2号1（注）の裁判書以外の保管記録のうち「法務省令で定めるもの」は、規則第3条に規定されている。

（注） 刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により刑の一部の執行猶予制度が創設されたことに伴い、法別表も改正され、同表第2号の裁判書以外の保管記録に「刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの」が追加され、その保管期間が8年とされた。これに伴い、現行の法別表第2号1

(内は、法別表第2号1件に改正された（平成28年6月18日までの政令で定める日から施行）。

## 第2 再審保存記録

1 再審の請求があったときは、裁判所は、その請求について審判するため、請求の対象となった被告事件に係る訴訟の記録を調査等することになるので、再審の請求がなされた場合及び再審の請求が行われることが予測される場合のほか、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人から再審の手続のための保存の請求があった場合で保管検察官が当該被告事件に係る訴訟の記録（保管記録）を再審保存記録として保存する旨決定したときには、当該保管記録をその保管期間満了後も再審の手続（注）のために保存することとなる。

（注） 再審の手続とは、再審の請求に対する審判手続及び再審の開始後における被告事件そのものについての再審の審判手続の両者を含む。

2 対象となる記録は、保管期間満了後の被告事件に係る訴訟の記録であり、被告事件の訴訟の記録（第1，1の（注1）の①参照）のほか、既に再審の請求がなされ請求を棄却する裁判が終結した事件の記録（再審請求事件記録）である。被告事件の終局裁判その他当該被告事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録（第1，1の（注1）の②参照）は、被告事件そのものと直接の関係がないから、通常は再審の手続のための保存の対象とはならないであろう。しかし、再審の請求をしようとする者等が特に必要として保存の請求をする場合には、対象となり得る。また、保管期間満了後の他の被告事件に係る訴訟の記録（例えば、併合審理されなかった共犯者に係るもの）も対象になるので、注意しなければならない。

## 第3 保管記録の管理（規程第3条）

1 保管検察官が保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、保管番号を保管記録ごとに付した上、検察システムにより保管記録を管理するとともに、保管番号を裁判書及び裁判書以外の保管記録の表紙に表示する（1項）。これは、訴訟の終結により、裁判所から送付のあった（注）保管記録を受理した場合又は規程第4条の規定によって保管検察官以外の検察官から送付のあった保管記録を受理した場合における保管記録の把握手続について規定したものである。

（注） 被告事件が上訴審において終結した場合には、上訴裁判所から第一審裁判所を経由して保管検察官である第一審対応検察庁の検察官に送付される（刑訴規則第304条、平4.9.4（最）総三36最高裁判事務総務局総務局長通達）。

2 法第2条は、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は保管検察官が保管するものと定め、保管記録の保管検察官集中主義をとるとともに、訴訟の終結によって保管記録は保管検察官の管理下に置かれることがとされている。そこで、保管検察官は、送付を受けた保管記録を管理するために、記録担当事務官をして当該記録について検察システムにより管理させた上、裁判書及びそれ以外の保管記録の表紙に保管番号を表示させて把握することとした。検察システムは、保管記録を管理する上で基本となるものであるから、原則として、記録担当事務官は、裁判所等から保管記録の送付があったときには直ちに検察システムにより確定記録情報等を作成することになる。

3 ところで、検察庁においては、裁判が確定した後速やかに処理しなければならない既決犯罪通知書の作成、自由刑の執行指揮、罰金、料金及び追徴等徴収金に係る裁判の執行指揮の事務等が存するため、これら犯歴事務等の処理を優先させなければならないときには、記録担

当事務官において検察システムによる管理を行う前に、犯歴担当事務官等においてその事務処理に必要最小限の期間、保管記録を使用することとなつても、本条の趣旨に反しないものと解される。しかし、この場合においても、常に当該保管記録の所在を確実に把握できる方途を講じておく必要があることは、いうまでもないところである。

4 保管番号は、確定年次に従い裁判書以外の保管記録の区分及び保管記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改めるものとされている（2項）。

旧規程では、保管記録ごとに一連番号を付すこととされていたが、規程では、「一連」の文言を削る改正がなされたことから、これにより、保管番号を序別に区分しない取扱い、又は保管区分を同じくする記録について事件区分ごとに異なる進行番号を付す取扱い（例えば、一般事件は1番から、道路交通法違反事件等は100001番からというように、それぞれ進行番号を付す取扱い）が可能となった。

5 保管番号は、保管記録ごとに付すことになるので、被告人の数が複数であつても一件の保管記録であれば一つの保管番号となる。その場合には、それぞれの被告人に係る被告事件について各別に保管記録があると仮定して、裁判書以外の保管記録の保管期間の満了日が最後に到来することとなる保管記録に係る裁判の確定年次及び裁判書以外の保管記録の区分によって検察システムにより管理することになる。この場合における検察システムによる管理は、一つの保管番号を付した上、裁判書及び裁判書以外の保管記録の各保管終期欄には、保管期間の満了日が最後に到来することとなる裁判書及び裁判書以外の保管記録の保管終期のみを入力することになる。

6 保管期間の起算日は、訴訟が終結した日の翌日である（注）。すなわち、被告事件では、上訴の放棄又は上訴の取下げにより事件が終結したときは当該放棄又は取下げの日の翌日（確定日の翌日）であり、

上訴期間の満了により事件が終結したときは当該上訴期間の満了日の翌日（いわゆる自然確定の日）である。

（注） 法は、期間の計算法についての規定を定めていないので、一般法たる民法総則第5章の期間に関する規定が適用されることになるから、同法第138条及び第140条の規定を適用することになる。

7 保管期間の満了日については、期間の満了日に関する特例を定める民法第142条は、保管期間の計算について適用されないと解されているので、保管期間の末日がたとえ「日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日」に当たっても、その日（期間の末日）は繰り延べされない。確かに記録の閲覧の関係では実質的な影響が生じるとも考えられるが、記録の保管期間は、いうまでもなく記録を保管すべき期間であって、記録を閲覧に供すべき期間ではないことからすれば、保管している限りにおいて閲覧に供すれば足りるものと解されるからである。

8 言い渡された刑が不定期刑である場合には、長期の刑を基準として法別表の区分により、保管期間を定めることになる。

9 再審が開始され、再審の裁判が確定した場合における原確定裁判に係る保管記録の保管期間については、まず、①再審の裁判が確定したことにより原確定裁判は当然に失効することから、原確定裁判の裁判書は、法別表第1号6の「その他の裁判の裁判書」となるので規則第2条に定めるところによることになるが、その裁判の性質に鑑みると、規則第2条の表中の第1号(1)の「上訴審で破棄された裁判の裁判書」に準じて取り扱い、再審の確定裁判の裁判書の保管期間と同じ期間とし、その起算点は、再審の裁判の裁判書のそれによることとするのが相当であろう（注）。その場合、原確定裁判によって破棄された下級

審の裁判の裁判書も同様に扱うことになる。次に、②裁判書以外の保管記録は、再審の審判の記録とともに、再審で刑に処せられたときは法別表第2号1に、再審が無罪等の裁判により終結したときは法別表第2号2に該当することになる。

(注) 文理的には、規則第2条の表中の第5号に当たると考えられるが、再審を開始する確定裁判の裁判書が、同第2号により、再審の確定裁判の裁判書の保管期間が終了するまでの間保管されることからすれば、文理にこだわらずこのような取扱いをせざるを得ないであろう。

10 交通切符及び交通反則切符を用いて裁判がなされた事件に係る保管記録については、旧規程第2条から第4条まで及び第9条の規定は、当分の間、適用しない（注1）こととされていたところ、交通切符の2枚目又は交通反則切符の1枚目の裁判書（交通切符等原票）については、従前どおり、犯歴事務規程の規定により本籍地（本籍のない者、本籍の明らかでない者又は日本の国籍を有しない者にあっては、東京都）を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送付し保管することとなり、規程施行後も引き続き規程第3条から第5条まで及び第10条の規定の適用はなく、保管検察官が属する検察庁において、検察システムによる記録の管理を要しないこととされた（注2）。

他方、交通切符等原票以外の保管記録については、従来から第一審対応検察庁の検察官が保管検察官から嘱託を受けたものとして保管することとしてきたところ、平成25年の規程改正により事件の受理及び処理に関する情報等が検察システムにより管理されることとなつたことに伴い、第一審対応検察庁において、規程第3条から第5条まで及び第10条の規定に準じ、検察システムによる記録の管理を行うこととなる。この場合、確定日を同じくする交通切符又は交通反則切符による事件について、記録ごとではなく、複数記録を一つに取りまとめて管理することは差し支えないこととされた（注3）。

(注1) 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 21, (1)

(注2) 平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第4, 2, (1)

(注3) 平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第4, 2, (2)

11 保管検察官が保管記録の送付を受けた場合において、記録担当事務官は、保管記録に関連する刑事確定訴訟記録（同一被告事件に係るものに限る。）が既に保管され、又は再審の手続のため保存されているときは、検察システムにより当該記録の保管又は保存に関する事項を管理する（3項）。これにより関連事件の把握を必要とする場合は、同一被告事件に係るものに限るとされているので、本項が適用される事例としては、例えば、刑執行猶予言渡し取消請求事件記録が保管検察官に送付された場合に、既に保管検察官において本案の刑事被告事件の訴訟の記録（刑の執行猶予の言渡しをした裁判の記録）を保管記録として保管し、又は再審保存記録として保存しているときが考えられる。

12 保管記録は、それぞれ分類して保管番号順に記録倉庫等に格納して保管することになるが、そのうち裁判書については、各府とも、裁判書以外の保管記録と分離した上、それのみをまとめて裁判書原本つまりとして裁判書以外の保管記録とは別に保管しているのが実情である。また、裁判書に起訴状、証拠等関係カード、上訴趣意書等が引用されている場合は、引用された書類は、裁判書以外の保管記録から分離し、裁判書に添付して保管することとし、裁判書以外の保管記録の表紙等適宜の箇所にその旨を表示し、これら添付した書類の所在を明らかにしておくこととされている（注）。

なお、裁判書に引用された起訴状、証拠等関係カード等については、裁判書と一体となるものであることから、裁判書に添付して裁判書の保管期間と同期間保管することとなるので、注意する必要がある。

(注) 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 1, (3)

#### 第4 他庁への保管記録の送付（規程第4条）

- 1 保管検察官以外の検察官は、裁判所から保管記録の送付を受けたときは、保管記録送付書（様式第1号）により、保管記録を保管検察官に送付する。これは、法が刑事被告事件に係る訴訟の記録は全て当該被告事件についての第一審対応検察庁の検察官すなわち法にいう保管検察官において保管することとして、保管検察官集中主義をとったことに対応して定められたものである。すなわち、刑執行猶予言渡し取消請求事件記録、再審請求事件記録等刑事被告事件に係る訴訟の記録で本案被告事件以外のものは、法第2条第1項の規定により、本案被告事件の第一審対応検察庁の検察官が保管することとなるため、例えば、刑執行猶予言渡し取消請求等に対する裁判をした裁判所から、当該訴訟終結後、その請求事件記録の送付を受けた検察官は、これに保管記録送付書を添付して、その保管検察官たる本案被告事件の第一審対応検察庁の検察官に送付することになる。
- 2 このように、検察官が保管検察官に保管記録を送付するときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該保管記録を保管検察官に送付したことを管理することとなるが、旧規程の保管記録受領書が廃止されたため、保管記録を送付した検察官の属する検察庁の記録担当事務官は、検察システムの検索機能等を用いて、送付先の検察庁において当該保管記録に関する管理が開始されたことを確認し、更に必要がある場合には、電話等適宜の方法により当該保管記録の受領の有無を照会することとなる。
- 3 なお、費用補償又は刑事補償の請求が本案被告事件の第一審の裁判所とは別に最高裁判所又は高等裁判所に対してなされた場合には、こ

れらの請求事件の記録の送付を受けた最高検察庁又は高等検察庁の長は、その記録を本案被告事件の第一審対応検察庁の長に送付することとなるが、その送付に当たっては、本条に準じて手続を行うこととする（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3, 3）。

- 4 保管記録を受領した保管検察官の属する検察庁においては、規程第3条に定める手続に従い、記録担当事務官がこれを検察システムにより管理した上、保管することとなる（第3, 1-13ページ参照）。この場合には、特に同条第3項の手続（第3, 11-17ページ参照）に注意する必要がある。
- 5 二以上の庁の記録事務を同一の職員により処理している当該庁相互間の保管記録の授受については、本条に規定する保管記録送付書の送付は、省略して差し支えないであろう。

#### 第5 保管期間の延長（規程第5条）

- 1 保管検察官が法第2条第3項の規定により保管期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管期間延長記録目録（様式第2号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。保管期間延長記録目録には、保管番号（注）、保管区分、延長保管開始年月日、延長保管終期等を記入する。  

（注）保管期間延長記録目録の保管番号は、同目録の進行番号ではなく、当該保管記録に係る延長前の保管番号であるので、注意を要する。
- 2 法第2条第3項は、保管検察官が必要があると認めるときは、保管期間を延長することができるとしている。これは、保管記録を保管する目的が刑事被告事件に係る訴訟の終結後における裁判の執行指揮その他の検察官の事務の適正円滑な遂行を確保することにあるところから、保管記録の保管期間が満了した場合であっても、刑の執行停止、

## 20 第2章 保管記録及び再審保存記録

とん刑等により刑の執行が終了していない場合など（注）、刑事被告事件終結後における必要な刑事手続を確実に遂行し得るよう、引き続き保管記録を保管することができるようにしたものである。

（注） そのほか、例えば、訴訟費用の徴収未了等裁判の執行未了、証拠品の処分未了、恩赦の出願、国家賠償請求訴訟の提起等により当該保管記録が必要となることが予想される場合が考えられる。また、過去において、民事訴訟に必要な刑事事件記録を廃棄されたとして国家賠償請求訴訟が提起された事例がある。

3 したがって、これらの事由があるときは、その旨をあらかじめ検察システムにより管理しておくことが必要である。また、この場合に、自庁の検察官が保管検察官でなく、かつ、必要とする保管記録の保管期間の満了日が切迫しているようなときは、保管検察官において保管期間の延長の措置を講ずることができるよう、その旨を保管検察官の属する検察庁の記録担当事務官に通知することが必要であろう。その後、保管期間満了前に刑の執行をするなど保管記録を必要としなくなった場合には、必ずその旨の通知を保管検察官の属する検察庁の記録担当事務官に行なうことも忘れてはならない。そのためには、保管期間の延長の措置を依頼したことを検察システムにより管理しておくことが必要であろう。

4 このように保管記録の保管期間の延長は、保管検察官が公益上の必要のために職権により行なうものであるから、訴訟関係人等には保管期間の延長を請求する権利は認められていない。しかし、弁護士から民事上の争訟に関して必要があるとして、保管記録の保管期間について延長してほしい旨の要望があった場合には、特段の事由がない限り、保管検察官は、保管期間の延長をすることとされている（注）。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2、3、(2)

5 保管期間の延長期間については、特に定めがないので、保管検察官

は、当該記録を延長するに当たり、個々の事案に応じて相当と認める期間を定めて（通常は、月又は年単位により定めることとなろう。）延長することとなる。

6 保管期間の延長の回数については特に制限はなく、必要があるときは、何回でも延長することができる。

7 保管記録の保管期間の延長の取消しについても、何らの定めはないが、保管期間の延長は、検察官が公益上の必要を考慮した上で、個々の事案に応じて相当と認める期間を定めて延長したものであることを鑑みれば、ときに関係人の利益に重大な影響を与えることも考えられるので（注）、その取消しは相当でないであろう。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2、3、(2)参照。

8 複数の事件（罪名又は被疑者が複数のものをいう。）が一件記録として送致又は送付され、各事件につき異なる処分が行われた場合、その処分ごとに必要部分の謄本を作成するなどして別個の記録としない限り、一方の記録では他方の記録を引用するにとどめることとなり、一件記録が複数の事件を構成するいわゆる競合記録となる場合がある。

競合記録については、処分の種類により、保管期間又は保存期間（以下「保管期間等」という。）が異なる場合があり、このような場合には、保管期間等が短期の記録について、その保管期間等が最も長期となる記録に合わせて保管期間等を延長することとされている。その際、保管期間延長記録目録を作成することはいうまでもない。

なお、これらの競合記録の把握を確実にするため、競合記録となる記録に関連事件の被疑者（被告人）名、罪名、処分の日、処分内容及び関連事件の保管期間等に合わせて保管期間等を延長する旨を記載した付箋を貼付する方法により、その表示を徹底することとされている。

また、検察システムにより事件の処理、公判事件に関する事項を管理することに伴い、事件の処理、捜査・公判段階における関連事件等に関する事項が適切に管理されるようになったことから、保管記録の保管又は不起訴記録の保存時に、競合記録関係にある他事件記録がある旨の関連事項が検察システムの画面に表示されるので、記録担当事務官は、その旨を確認することになる。

さらに、相互に関連する事件を他の検察庁の検察官に移送する場合には、移送書の共犯者（関連事件）の措置欄に所定の事項を記入し、また、事件が併合又は移送の決定により対応裁判所以外の裁判所に係属した場合において、新たに事件が係属した裁判所に対応する検察庁の検察官に裁判所未提出記録を送付するときは、未提出記録送付書の共犯者（関連事件）の措置欄に所定の事項を記入するとともに、その後の処分や記録の保管期間等の把握を確実に行うため、競合記録に関する通知書又は競合記録に関する照会書により、その保管期間や処分結果等を保管庁相互において把握することとされている（注）。

（注） 平16.12.10刑総1439刑事局長通達の記第2

#### 第6 再審の手続のための保存（規程第6条）

1 保管検察官が法第3条の規定により、保管記録を再審保存記録として保存することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存記録目録（様式第3号）を作成し、保管検察官の押印を受ける（1項）。再審保存記録目録には、再審保存決定年月日、再審保存開始年月日、再審保存期間満了日、再審保存番号等所定の事項を記入する。この場合には、再審保存記録として保存された旨を明らかにするため、再審保存番号を再審保存記録の表紙に表示する（1項）。

- 2 再審保存番号は、再審保存記録ごとに番号を付し、毎年ごとに改める（2項）。
- 3 法第3条は、保管記録の保管期間が満了した後に再審の請求がなされることも考えられることから、このような場合における再審の手続の適正円滑な運営に資するため、保管記録（注）の保管期間満了後の再審の手続のための保存制度を設けた。規程は、これを受けた第6条以下に必要な手続を定めている。

（注） 再審の手続のための保存の対象となる保管記録は、通常、再審の請求があった（あるいは請求が行われることが予測される）本審被告事件の訴訟の記録や以前にされた再審請求棄却の裁判の記録が考えられるが、そのほかにも当該被告事件に係る他の保管記録も含まれ得る。当該本審被告事件の共犯者（例えば、併合審理されなかった者）に係る保管記録も対象となる。

また、裁判書以外の保管記録の保管期間よりも裁判書の保管期間が長期である場合に、裁判書以外の保管記録の保管期間が満了したため同記録を再審保存記録として保存した後、その保存中に裁判書の保管期間が満了したときは、同裁判書も当然再審保存記録となる。

- 4 再審保存記録として保存するのは、保管記録の保管期間が満了した後である。したがって、保管期間が満了するまでの間は、たとえ再審の手続のために保存すべき事由が生じても、再審保存記録としてではなく、保管記録として保管し、保管期間が満了した後、再審保存記録として保存することになるので、当該事由が生じた場合は、保管記録の管理に付随する事項として、検察システムによりその旨を管理し、保管期間の満了時期が到来した際に再審保存記録として保存すべき記録である旨の把握漏れがないように注意を要する（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3、5、(1)）。
- 5 再審保存記録として保存された記録は、その後の閲覧の請求又は申出があった際の便を考慮して、保管記録とは区別した場所に再審保存番号順に格納することが相当であろう。

6 法は、再審保存記録の保存期間を具体的に定めず、保管検察官において定めることとしているが、これは、保管検察官が個々の保管記録について、その事案ごとに再審請求の理由（あるいは請求が行われることが予測されるときは、予測される再審請求の理由）、事件の複雑度、証拠関係等の諸事情を勘案し、過去における同種再審事件の審理期間等を併せて参考として、再審の手続のために必要と認められる期間を決定することになる（注1）。

なお、裁判書以外の保管記録で、5年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの及び罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの（法別表第2号1項及び内）（注2）のうち、当該記録が弁論の終結に至るまで真犯人ではない旨の主張を維持していた被告人に係る記録であるときは、特段の事由がない限り、職権により3年間再審保存記録として保存することとされている（注3）。

（注1） 通常は再審請求に対する裁判が終結するまでの期間であるが、再審請求がいまだなされていない場合には、再審請求までに要すると認められる期間を含んだ期間である。また、再審が開始されたときは、保存期間を延長することになる。

（注2） 刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）により、現行の法別表第2号1項及び内は、法別表第2号1項及び内に改正された（平成28年6月18日までの政令で定める日から施行）。

（注3） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 4, (1)

7 再審保存記録に係る本案被告事件について再審請求がなされ、その請求を棄却する裁判が確定した日から3年を経過する日前に再審保存期間の満了日が到来することとなる当該再審保存記録については、再度の再審請求がなされないことが明らかであるなど特段の事情のない限り、当該再審請求を棄却する裁判の確定の日から3年間再審保存記録として保存することとされているので、注意を要する（注）。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 4, (2)

## 第7 再審保存請求（規程第7条）

1 再審の請求をしようとする者（注1）、再審の請求をした者（注2）及び刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人（注3）は、保管検察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる（法第3条第2項）。この場合には、保存請求者は、具体的に保存すべき期間を記載した再審保存請求書（規則様式第1号）を保管検察官に提出しなければならない（規則第5条）。

（注1） 刑訴法第439条第1項第2号から第4号までに規定する再審請求権者で再審の請求をする意思を有する者をいう。

（注2） 刑訴法第4編の規定に基づき再審の請求をした者をいう。

（注3） 再審請求をするときからその請求に対する決定があるまでの間に選任された弁護人をいう。ところで、再審請求の手続において弁護人となろうとする者は、この弁護人に当たらないから、固有権として、再審保存記録として保存することを請求できない。しかし、再審の請求をしようとする者の代理人として保存請求をすることはできる（代理人による保存請求が許されるか否かについては、法に何らの規定はないが、積極に解されている。）。

2 規則第5条の規定により再審保存請求書の提出があったときは（注1）、保管検察官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書（様式第4号）を作成し、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定する（1項）（注2）。この場合には、明らかに保存の必要がないと認められる場合を除き、相当の期間保存することとされている（注3）。

記録担当事務官は、保管検察官による決定があった場合、その決定年月日、決定内容、再審保存記録として保存する期間など必要な事項を検査システムにより管理することとされている（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3, 5, (2)）。

（注1） 法第3条第2項により、再審保存請求をすることができる者が限定され

ているので、請求人の資格の有無につき調査確認する必要がある。

(注2) 再審保存請求に対して、保管検察官が、当該請求がなされた後、処分のため必要な合理的期間を経過しても何らの処分もしないときは、法第8条による不服申立ての対象となるので、再審保存請求があったときは、記録担当事務官は、速やかに、保管検察官が保存に関する処分をするために必要な資料を収集する等適切な対応が必要となることに留意しなければならない。

(注3) 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2、5

3 保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定した場合には、請求をした者に対し、その結果（保存する期間を含む。）を再審保存・再審保存期間延長に関する通知書（様式第5号）により通知することとされている（2項）（注1）。この場合において、保存しない旨の通知をするときは、特にその理由を付記するものとされている（法第3条第3項、規則第6条）（注2）。

なお、保管記録を再審保存記録として保存することを請求できる者に該当しない者から請求があった場合には、その請求は不適法であつて、法第3条第2項の規定による請求には当たらず、再審保存記録として保存するかどうかの決定をする必要はないので、当該請求者に対して何らの通知義務はないところであるが、実務としては、不適法であることを通知することが望ましい。

(注1) 再審保存請求に係る保管記録について、既に、保管検察官が職権により再審保存記録として保存することとしている場合には、改めて保存する決定をする必要はなく、保存することとしている旨を通知すれば足りる（法第3条第3項ただし書）。

(注2) 理由の付記は、法第8条の規定により、保管検察官が保存をしないこととした処分に対して、不服申立てができるとされていることによるものである。

4 保管検察官が前記の保存に関する通知をしたときは、記録担当事務官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書にその通知年月日を記入する（3項）。

### 第8 再審保存期間の延長（規程第8条）

1 再審保存記録の保存期間は、保管検察官の職権又は法第3条第2項に規定する者からの請求により、これを延長することができることとされているが（法第3条第4項），その必要があるのは、保存期間が満了する時点において

- (1) 再審請求事件が係属中の場合
- (2) 既に再審が開始されている場合
- (3) 再審請求が行われることが予測される場合

であって、再審の手続のために当該記録をなお引き続き保存する必要があると認められるときである。

2 保管検察官が再審保存記録の保存期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存期間延長記録目録（様式第6号）を作成し、保管検察官の押印を受ける（1項）。再審保存期間延長記録目録には、再審保存期間延長決定年月日、延長期間満了日等を記入する。

3 規則第7条の規定により再審保存期間延長請求書（規則様式第2号）の提出があった場合には、規程第7条に定める再審保存請求に関する手続が準用される（2項）。すなわち、保管検察官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書を作成し、請求に係る再審保存記録についてその再審保存期間を延長するかどうかを決定することとなる。そして、その結果を、延長請求した者に対して再審保存・再審保存期間延長に関する通知書により通知する（規則第7条）。延長しない旨の通知をするときは特にその理由を付記する。保管検察官がこの通知をしたときは、記録担当事務官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書に通知年月日を記入する。

4 再審保存記録として保存することとしている保管記録について別に再審保存の請求があった場合に、当該請求に係る保存期間が既に保存することとしている期間を超えるときは、当該請求は、再審保存期間の延長請求として取り扱うこととされている（注）。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 6, (1)

5 再審保存記録の保存期間の延長の回数については、保管記録の保管期間の延長のそれと同様、特に制限はないので、法第3条第1項に規定する要件を充足する場合には、何回でも保存期間を延長することができる。

6 再審保存期間が延長されたときは、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書及び再審保存期間延長記録目録の備考欄に延長理由を記載する（注）。これは、延長された再審保存期間が満了した後、再度その期間の延長の要否を検討するために参考となるからである。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 6, (2)

7 再審保存期間の延長請求に対する検察官の処分（注）は、法第8条の規定による不服申立ての対象となる。

（注） 延長しないこととする決定のほか、延長することとした場合における延長後の保存期間の決定も含まれる。

## 第9 再審請求事件の管理等（規程第9条）

1 本条については、証拠品事務規程の全部改正に伴い、平成2年3月30日付け法務省刑総訓第290号大臣訓令をもって旧規程の一部が改正され（同年5月から施行）、規定の整備が図られた。

すなわち、従前から、刑事確定訴訟記録の再審保存記録としての保存の十全を期すため、再審の請求がなされたとき、及び再審の請求が行われることが予測されるときに原判決に係る被告事件の刑事確定

訴訟記録の保管検察官がこの事実を把握する手続が定められていたところ、上記改正によって、この手続に加えて、証拠品事務規程第89条に定められた再審の請求が行われることが予測される場合における証拠品の保管に遺漏のないようにするための証拠品担当事務官への通知手続が規定されたほか、証拠品を保管する検察官においても再審の請求が行われることが予測されるような事実を知り得る場合があるところから、同条第4項の規定により証拠品担当事務官から刑事確定訴訟記録の保管検察官の所属する検察庁の記録担当事務官にその旨の通知をすることとされたので、これに対応して本条の整備が図られたものである（注）。

（注） 平2.3.30刑総292刑事局長通達「事件事務規程、執行事務規程及び記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について」

2 事件事務規程第161条第1項の規定により、公判担当事務官は、検察官が再審の請求をしたとき、又は裁判所から再審の請求があつた旨の通知（注1）を受けたときは、検察システムによりその旨を管理することとされている。このように、公判担当事務官は、当該検察庁に対応する裁判所における全ての再審請求事件を把握することができる立場にあることから、保管検察官による再審の手続のための保存に関する決定を適切に行うことができるよう、事件事務規程第161条第3項又は第4項の規定により、同検察官の所属する検察庁の記録担当事務官に対し、再審請求がなされたこと及び再審請求が終結したことを通知する（注2）。

通知を受けた記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する（1項）。

（注1） 再審の請求がなされたときは、裁判所書記官から同裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知することとされている（刑訴規則第284条、第230条）。

(注2) 通知の方法については、公判担当事務官の所属する検察庁が刑事確定訴訟記録を保管若しくは保存している保管検察官の所属する検察庁と同一である場合には、適宜な方法により通知されるが、それ以外の場合には、再審請求事件に関する通知書（事件事務規程様式第203号）により通知される（事件事務規程第161条第4項）。

3 証拠品を保管する検察官においても再審の請求が行われることが予測されるような事実を知り得る場合があるところから、保管検察官による再審の手続のための保存に関する決定を適切に行うことができるよう、証拠品事務規程第89条第4項の規定により、証拠品担当事務官から刑事確定訴訟記録の保管検察官の所属する検察庁の記録担当事務官に再審の請求が行われることが予測されるため証拠品を保管することとなった旨を速やかに通知する（注）。

通知を受けた記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する（2項）。

（注） この通知は、書面によることとされていないので、適宜な方法により通知される。

4 保管検察官は、弁護人等が再審請求のために保管記録を閲覧した場合など再審の請求が行われることが予測されるときは、記録担当事務官をして、検察システムによりその旨を管理させる（3項）。この場合において、証拠品担当事務官から再審の請求が行われることが予測される旨の通知を受けたときは、記録担当事務官は、通知を受けた日及び通知のあった検察庁を併せて管理する。

また、公判立会検察官等保管検察官以外の検察官においても再審の請求が行われることが予測される事実を知ったときは、保管検察官がこれを適切に把握できるようにするために、適宜の方法で保管検察官にその旨を通知する（注）。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 7, (1), (2)

5 記録担当事務官は、第3項の規定により、再審の請求が行われることが予測される事実を把握する手続をしたが、証拠品事務規程第89条第4項の規定による通知がない場合には、再審の手続のための証拠品の保管に遺漏のないようにするため、原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官に対し、再審の請求が行われることが予測される旨を速やかに通知するとともに、検察システムにより当該通知をしたことを管理する（4項）。この通知は、書面によることとされていないので、適宜な方法によることとなる。

#### 第10 保管記録の廃棄（規程第10条）

1 記録担当事務官は、保管記録の保管期間が満了した保管記録を廃棄するときは、廃棄目録（様式第7号）を作成し、保管検察官の押印を受ける（1項）。

この場合に作成する廃棄目録の保管（保存）期間満了年月、記録の区分等の事項は、検察システムにより作成するため、保管（保存）検察官、記録担当事務官は、目録と保管記録等を対照し、保管（保存）期間の延長の必要性（保管期間満了時における刑の執行未了、訴訟費用の徴収未了、証拠品の処分未了等の事由の有無）又は再審保存記録として保存の必要性の有無、再審請求の有無、競合記録の有無、閲覧の請求に対する不許可処分に対する不服申立ての有無、検察審査会への審査申立ての有無、国家賠償請求訴訟を含む民事訴訟の係属の有無、関連被疑事件の処分の有無などを確認することとなる（注）。

（注） 平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3, 6

保管期間が満了した保管記録は、その性質上、焼却し、又は溶解して廃棄するのが相当であろう。

- 2 記録担当事務官は、保管記録を廃棄したときは、検察システムによりその旨を管理する（2項）。
- 3 保管記録の廃棄に当たっては、次の点に留意する必要がある（注1）。
  - (1) 検察システムにより管理されている保管終期に誤りがないかどうか、また、保管期間の延長又は再審保存記録として保存の必要性の有無に関する事項が管理されていないかどうか確認すること。
  - (2) 記録担当事務官は、対応裁判所に対し、適宜な方法により、再審請求があった旨の検察官への通知がまだ行われていない事件の有無を照会し、裁判所からの再審請求に関する通知未了の間に保管記録が廃棄されることのないようにすること。
  - (3) 法第8条第1項の規定により、裁判所に対し保管検察官の処分（閲覧の請求に対する不許可処分）に対する不服申立てがなされているときは、当該不服申立てに係る保管記録は、その申立てに対する判断がなされるまで廃棄してはならないこと。また、不服申立てがなされていない場合であっても、保管検察官の処分後不服申立てに必要と認められる相当の期間を経過するまでの間も同様とすること。
  - (4) 地方検察庁の本庁及び支部並びにその管内区検察庁においては、保管記録の廃棄に当たっては、従来の実務の運用に照らして、廃棄手続の適正を期すため、当分の間、従前どおり、検事正の指示を受ける取扱いとすること。
  - (5) 保管記録又は裁判所不提出記録の一部に不起訴記録に編てつされるべきものがあり、保管記録（裁判所不提出記録にあっては当該事件の保管記録）の保管期間の満了後不起訴記録の保存期間が満了することとなる場合において、保管検察官が不起訴記録を保存すべき検察官でないときは、当該保管記録は、不起訴記録の保存期間に合

わせて保管期間を延長すること（注2）。

（注1） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2、8

（注2） これは、例えば、地方検察庁（支部を含む。以下この注書きにおいて同じ。）の検察官が過失運転致傷被疑事件と道路交通法違反被疑事件を一件記録で受理し、過失運転致傷被疑事件について起訴猶予処分とした上、同事件の裁判書のみを保存し（保存期間5年）、道路交通法違反被疑事件につき、管内区検察庁に移送して一件記録を送付し、同区検察庁の検察官がこれを略式手続により起訴し、その裁判が確定した場合を考えると、その略式裁判に係る訴訟記録は、同区検察庁の保管検察官が保管することになるところ、道路交通法違反事件に係る裁判書以外の保管記録は、その保管期間が3年であり、その保管期間が満了したときは廃棄することとなるが、この事例においては、いわゆる競合記録となる起訴猶予処分とした過失運転致傷事件の不起訴記録の保存期間が5年であることから、これを廃棄することなく、その保管期間を不起訴記録の保存期間である5年に合わせて延長することとなる。

平16.12.10刑総1439刑事局長通達の記第2

#### 第11 特別処分（規程第11条）

1 保管検察官は、保管記録の保管期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、本条の特別処分として、保管記録を廃棄することなく、相当の処分をすることができる。

本条にいう「特に必要があると認めるとき」とは、保管記録、再審保存記録又は刑事参考記録として保管し、又は保存する必要はないものの、法に規定する事由以外の事由に基づき保存することが特に必要と認められる場合をいい、例えば、刑事参考記録としての指定上申の要件には該当しないが、同種事件の捜査又は公判遂行等検察官の職務遂行上の参考資料として保存することが特に必要と認められる場合がこれに当たり、「相当の処分」とは、上記保存の必要性に対応する廃棄以外の処分をいう。

したがって、同種事件の捜査又は公判遂行等検察官の職務遂行上の参考資料として保存するため、地方検察庁の支部や区検察庁の保管檢

察官が当該記録を検事正に引き継ぐことは、本条の特別処分としてできることになる。

2 本条による特別処分がなされたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、特別処分記録目録（様式第8号）を作成し、保管検察官の押印を受け、保管記録について特別処分がなされたことを明らかにしておく。

なお、本条の特別処分により保存した後、保存を継続すべき必要がなくなった場合には、保管検察官は、特別処分を解除して記録を廃棄する手続をとることとなる。

3 ところで、本条で特別処分により保存している記録が閲覧の対象となるかどうかという問題がある。この点に関しては、特別処分により保存している記録は、1で説明したとおり、専ら検察庁の内部資料として保存しているものであって、法にいう保管（保存）記録ではないので、閲覧の対象とはならないと解される（注1）。

しかしながら、学術研究や再審の請求等の目的で閲覧の申出があつた場合には、保存責任者において、閲覧の利益と閲覧による弊害を比較衡量し、閲覧させることができると認めたときは、事実上、これを閲覧させることは可能である（注2）。この場合には、法に基づく閲覧ではないので、閲覧手数料を徴することはできないから注意する必要がある。

（注1） 平成3年検務実務家会同記録関係1問答

（注2） 閲覧を認めるか否かの検討に当たっては、刑事参考記録の取扱いに準じて取り扱うのが相当であろう。

なお、閲覧をさせるに当たっては、閲覧が法に基づくものではなく、閲覧者の義務を規定する法第6条の適用がないことから、適宜、同条の趣旨を実現するための措置（例えば、誓約書を提出させるなど）を講ずる必要があろう。

#### 第12 再審保存記録の廃棄等（規程第12条）

- 1 再審保存記録の保存期間が満了した場合におけるその廃棄及び特別処分については、規程第10条及び第11条の規定が準用される。
- 2 したがって、保存期間が満了した再審保存記録は、焼却又は溶解して廃棄することになるが、その場合には、記録担当事務官は、廃棄目録を作成し、保管検察官の押印を受ける。再審保存記録を廃棄したときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。なお、再審保存記録の廃棄に当たり留意すべき事項については、保管記録の廃棄に当たってのそれについて述べたところ（第10、3-32ページ）を参照されたい。
- 3 保存期間が満了した再審保存記録は、特に必要がある場合には、廃棄することなく、保管検察官において相当の処分をすることができる。この点についても、保管記録の特別処分に関する記述（第11-33ページ）を参照されたい。

### 第2節 閲覧手続等

#### 第1 訴訟記録の閲覧に関する基本的な考え方

- 1 刑訴法第53条は、裁判の公開（憲法第82条）を拡充し、裁判の公正を担保するとともに、裁判に対する国民一般の理解を深めるため、一定の制限のもとに原則として国民に対し被告事件終結後の訴訟記録の閲覧を認めるものであり、法は、刑訴法第53条の抽象的な制限規定を具体的に列挙してこれを明確化したものである。
- 2 保管検察官は、刑事被告事件の訴訟記録について閲覧の請求があつたときは、原則として閲覧させなければならない。ただし、制限事由

に該当するときは、閲覧を許可しないこととなる（刑訴法第53条第1項、法第4条第1項、第2項）。閲覧の許否については、保管検察官がこれを判断する。

3 刑事被告事件の訴訟記録について閲覧の請求があった場合の許否の判断については、次の点を検討することとなる（附－3「刑事確定訴訟記録法の概要」（135ページ～138ページ参照。））。

(1) 刑訴法第53条第1項の記録（刑事被告事件の訴訟の記録）であるか、その他の記録（刑事被告事件の終局裁判等の執行に影響を及ぼす当該被告事件終結後の訴訟の記録）であるか。

刑訴法第53条第1項の記録であれば、何人でも閲覧請求ができるが、その他の記録である場合は、訴訟関係人及び閲覧につき正当な理由があると認められる者でなければ、閲覧請求できない（法第4条第1項、第3項）。

また、その他の記録である場合において、請求者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者であるときは、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障（刑訴法第53条第1項ただし書、以下「事務支障等」という。）の有無を検討することとなる。事務支障等がない場合は閲覧を許可するが、事務支障等がある場合は不許可とすることとなる。

なお、事務支障等とは、次のような場合である。

- ① 休日や裁判所又は検察庁の勤務時間外の場合
- ② 多数の者が入れ替わり立ち替わり閲覧を申請して、裁判所又は検察庁の執務に差し支える場合
- ③ 証拠品の処理や訴訟費用の算定その他裁判確定後の事務処理に使用している場合、再審請求の審理に用いている場合、恩赦事務の処理に使用している場合など、現に当該訴訟記録を使用中であ

る場合

- ④ 関連事件の捜査、裁判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合
- (2) 刑訴法第53条第1項の記録である場合において、同法第3項の記録（政治犯罪・出版犯罪又は基本的人権に関する事件）であるときは、事務支障等の有無を検討し、事務支障等がない場合は閲覧を許可するが、事務支障等がある場合は不許可とすることとなる。
- (3) 刑訴法第53条第1項の記録（同条第3項の記録を除く。）である場合は（閲覧請求のほとんどはこの場合である。）、まず、事務支障等の有無を検討し、次に事務支障等がないときは、法第4条第2項各号の制限事由の有無を検討し、さらに、制限事由があるときは、請求者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者であるか否かの検討をすることとなる。

したがって、事務支障等がある場合は、制限事由の有無を検討するまでもなく閲覧を不許可とすることとなる。事務支障等がない場合は、制限事由の有無を検討し、制限事由があるときは不許可とするが、請求者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者に該当するときは、たとえ制限事由があったとしても閲覧を許可することとなる。

なお、法第4条第2項各号の制限事由は、次のとおりである。

- ① 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
- ② 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき（終局の裁判書を除く。）。
- ③ 保管記録を閲覧させることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
- ④ 保管記録を閲覧させることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき。

- ⑤ 保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。
- (4) 「閲覧につき正当な理由があると認められる者」とは、閲覧請求に係る訴訟記録の閲覧について閲覧の制限事由が存在するが、閲覧の目的、閲覧の必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の内容・程度等諸般の事情を総合的に考慮して、これを閲覧させるのが相当であると認められる場合におけるその閲覧を請求した者をいうとされている。

閲覧につき正当な理由があると認められる場合とは、次のような場合である。

- ① 民事上の権利の行使又は義務の履行に関して訴訟記録を閲覧することが必要な場合
- ② 行政訴訟のために訴訟記録を閲覧することが必要な場合
- ③ 学術研究のために訴訟記録を閲覧することが必要な場合
- ④ 破産管財人、清算人等の職務に関して訴訟記録を閲覧することが必要な場合
- ⑤ 弁護士、弁理士等に対する懲戒処分に関して訴訟記録を閲覧することが必要な場合 等

4 保管記録の閲覧の許否に当たっては、個人情報保護の観点も踏まえ、関係人の名誉やプライバシーを害することのないよう慎重な検討・対応が必要であるが、犯罪被害者の方からの閲覧請求に関しては、犯罪被害者の保護の観点から、適時・適切な対応が必要となる。

この点、犯罪被害者等の心情への配慮の重要性を踏まえ（注1）、

平成27年6月10日付け最高検察庁総務部長事務連絡により、犯罪被害者等からの刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写請求に対する対応についての考え方方が示されているので、留意する必要がある（注2）。その概略は次のとおりである。

- (1) 被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）からの閲覧請求と法第4条第2項にいう「正当な理由」についての基本的な考え方は、その閲覧目的が損害賠償請求権その他の権利行使を離れ、単純に事件の内容を知りたいというものであっても、基本的に閲覧の必要性は高いというべきであり、閲覧請求の対象となる情報が事件と直接関係しない場合や、当該必要性を上回る具体的な弊害が認められる場合を除いては、その閲覧請求には「正当な理由」（法第4条第2項本文ただし書）が認められるものと考えられる。
- (2) このような考え方によると、被告人に関する情報について、被害者等から閲覧請求がなされた場合には、改めて被告人の名誉やプライバシーが著しく侵害されたり、あるいは、その改善更生が著しく阻害されること（法第4条第2項第4号及び第5号）は一般的に考え難いので、通常は被害者等の閲覧に認められる必要性を超えるような具体的な弊害を見出すことはできず、閲覧につき正当な理由があるものとして、閲覧を認めることができる場合が多いと思われる。
- (3) 他方、被告人及び被害者等以外の参考人に関する情報については、被害者等から閲覧請求がなされた場合であっても、例えば目撃者の住所等、およそ事件や犯人とは無関係な参考人に関する情報を知ることについてまで、事件の内容を知りたいという閲覧の目的から閲覧の必要性を認めることはできず、また、参考人のプライバシーに

関する情報を閲覧に供することにより、当該参考人に過剰な負担を強いることになるという弊害が認められることから、このような目的による閲覧請求には正当な理由があるとはいえない。

したがって、参考人のプライバシーに関する情報の閲覧について、正当な理由を認めるためには、例えば、民事訴訟のために当該情報が必要不可欠であるなどの事情が必要であると考えられる。

(注1) 被害者等による事件終結前の公判記録の閲覧及び謄写については、基本的に裁判所が対応するところ、従前は、損害賠償請求権行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合で、かつ、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認める場合に限って、例外的に認められることとされていたが、平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第95号)により、「事件の当事者」である被害者等が、事件の内容を知りたいという心情から公判記録の閲覧・謄写を望むことは、正に「事件の当事者」である以上当然のことであって、法律上も十分尊重すべきものと考えられることを踏まえ、原則として公判記録の閲覧・謄写をさせることとした上で、「閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合」及び「犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合」に限り、例外的にその閲覧・謄写を認めないこととした(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条)。

(注2) 「犯罪被害者等からの刑事確定訴訟記録の閲覧・謄写請求に対する対応について」(平成27年6月10日付け最高検検第2号最高検察庁総務部長事務連絡)

## 第2 保管記録及び再審保存記録の閲覧に関する一般的事項

1 法は、保管記録の閲覧について第4条に、また、再審保存記録の閲覧について第5条にそれぞれ定めを置き、これらの記録の閲覧の請求又は申出は、いずれも保管検察官に対して行うこととしているが、閲覧を求めることができる者、閲覧制限事由等について差異を設けているので、それらの閲覧の請求又は申出があったときは、各本条の定め

る要件を充足しているか否かについて迅速的確に判断して対応しなければならない。

2 保管記録及び再審保存記録の「閲覧」とは、当該記録の内容を了知することを主たる内容とするものであるが、摘録(注)もこれに含まれる。したがって、保管記録又は再審保存記録の閲覧をしようとする者は、閲覧と同時に摘録をすることもできるのであり、その場合には、改めて摘録をすることについて保管検察官の許可を受けさせる必要はない。

(注) メモを作成する程度のものをいい。その程度を超えて記録の内容を書き写すことは脣写に当たり、閲覧とは別に許可を要することになる。

閲覧者が、メモ等を作成する代わりに、デジタルカメラ等により記録を撮影しようとする場合は、後述(第7、1、54ページ)するとおり、写真撮影は脣写に当たるため、改めて保管検察官から脣写の許可を受ける必要がある。このため、脣写を許可していない者に係る閲覧については、これらデジタルカメラ等の電子機器を不正に用いて写真撮影が行われることのないよう、あらかじめ説示するとともに、そうした機器の持ち込み等に注意を払う必要がある。

3 具体的に事件を特定しない保管記録又は再審保存記録の閲覧の請求又は申出(例えば、過去10年間に確定した保険金詐欺事件の保管記録の閲覧の請求など)は、法の予定するところではないので、許されないことになる。

事件の特定としては、閲覧請求書において、被告人氏名、罪名、裁判の年月日、確定年月日を記載することとされている。しかし、一般的にこれら全てを把握していることは困難な場合も少なくないので、具体的な事件の特定に関し、可能な限りの協力を必要もあるうと思われる(注)。

(注) 例えば、閲覧請求書の被告人欄に、裁判所等から入手した特定の罪名に係る裁判所事件番号のみを記載して閲覧請求が行われた場合には、検察庁では被告人氏名及び確定年月日で事件を把握・特定しており、裁判所事件番号のみでは検索できず、請求されている事件記録を特定するには、保管されてい

## 42 第2章 保管記録及び再審保存記録

る裁判書原本を1通ずつ確認することとなり、対象事件の検索に相当の事務負担を要することとなるため、適宜、閲覧請求書の補正を求めていくこととなろう。ただし、これに応じず事件が特定できないときは、個別具体的な事案によるが、検察庁の事務に支障を生ずるとして、刑訴法第53条第1項ただし書により不許可処分とすることもやむを得ない場合があるものと考える。

- 4 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の保管状態等に照らし、その破損、汚損等を防止するため、これらの記録の謄本を閲覧させることができる。ただし、保管記録の一部の書面の偽造等があったとして告発する者が閲覧する場合に、謄本では閲覧の目的を達せられないと認められるときなど、原本を閲覧することによって初めて閲覧の目的を達することができるような場合には、原本を閲覧させなければならない（法第4条第4項、第5条第2項、同条第3項後段）（注）。

（注） 保管検察官は、原本の閲覧が必要である場合で、かつ、請求者が原本の閲覧を求めているときには、謄本を閲覧させることは許されない。そうした場合には、当該保管検察官の謄本閲覧処分は、法第8条の不服申立ての対象となるので、注意を要する。

- 5 保管記録又は再審保存記録の閲覧の請求又は申出は、原則的にはこれらの記録の保管期間内又は保存期間内に行われなければならない。であるが、保管期間又は保存期間の満了後に閲覧の請求又は申出がなされた場合においても、保管記録又は再審保存記録は、その保管期間又は保存期間が満了したからといって当然には当該記録としての性質が失われるものではないから、保管検察官が引き続き保管し、又は保存しているときは閲覧の対象になる。また、保管期間又は保存期間が満了した後であっても、保管記録又は再審保存記録の閲覧が終了するまでの間又は閲覧を許さない処分に対する不服申立てに必要な合理的期間を経過するまでの間若しくは不服申立てがなされているときはその申立てに対する裁判手続が終結するまでの間は、廃棄することなく、引き続き保管し、又は保存しておくことが相当であろう。ある程度の

期間を要するような場合には、保管期間又は保存期間の延長の措置を考慮することも必要である（法第2条第3項、第3条第4項参照）。

- 6 保管記録又は再審保存記録の閲覧は、保管検察官の属する検察庁の庁舎内において、検察庁職員の通常の勤務時間内にさせることになる。また、保管検察官は、これらの記録を閲覧させるに当たり、その保管者としての権限に基づいて、閲覧の日時、場所及び時間を指定することができる（規則第12条第1項参照）（注）。

（注） 注釈刑事確定訴訟記録法128～129、220ページ参照。

- 7 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の保管者としての権限に基づき、閲覧に供したこれらの記録の破損、汚損等記録の原状変更を防止するため、検察庁の職員を閲覧に立会させ、あるいは閲覧者がこれらの記録を破損し、又は汚損するなどの行為に出るおそれがあると認められる場合には、閲覧を中止させる等必要な措置を講ずることができる（規則第12条第2項参照）（注）。さらに、これらの記録を保管し、又は保存する観点から、必要に応じて、閲覧者に記録を破損する等不法な行為を行うことのないよう記録の取扱いについて指示し、場合によっては、ナイフ、はさみなど不法な行為に用いられ得る道具の持ち込みを禁ずることができるものと解される。

また、閲覧を請求した者に対し、法第6条に定める閲覧者の義務に反するような行為をすることのないよう誓約させる等の措置を講ずることもできる。

（注） 閲覧者がこのような不法な行為をしようとするときは、記録担当事務官は、直ちに閲覧を中断させるとともに、その旨を保管検察官に報告した上、その指示を受けて記録を返還させることになろう。

- 8 法第8条第1項は、保管記録若しくは再審保存記録の閲覧を請求した者又は保管記録を再審保存記録として保存すること（再審保存記録

の保存期間を延長することを含む。本項において同じ。) を請求した者であって、当該請求を受けた保管検察官の閲覧又は保存に関する処分に不服があるものは、不服を申し立てることができるとしている(法施行後における主な不服申立事件の参考事例については、後述の第8-56ページ参照。)。

不服を申し立てができる場合としては

(1) 保管記録又は再審保存記録の閲覧の請求に対して

① 閲覧を認めない処分をした場合

② 条件を付して閲覧を認めた場合で、その条件に不服があるとき

(2) 保管記録を再審保存記録として保存することの請求に対して

① 保存しないとする処分をした場合

② 保存することとした場合で、保存期間に不服があるとき

(3) (1)又は(2)の請求に対して、保管検察官がその請求を受けた後、処分のために必要な合理的期間を経過しても何らの処分をしない場合等が考えられる。

不服申立ての方法は、対応裁判所に対して準抗告の手続の例により、検察官の処分の取消し又は変更を請求することに限定されている(法第8条第2項)。保管記録の閲覧並びに再審保存記録の保存及び閲覧に関する事務は、刑の執行等とともに刑事被告事件の終結後における当該事件に関する刑事手続の一部をなすものであるから、行政事件訴訟法又は行政不服審査法による不服申立ては認められないとされている。法第8条による不服申立ての認められない保管検察官の措置に対しても同様とされている(注)。他方、保管検察官の所属する検察庁の上級庁の長に対して、その監督権の発動を促すために不服を申し立てることが許されることはないまでもない。

(注) 注釈刑事確定訴訟記録法175ページ参照。

### 第3 保管記録の閲覧に関する決定等(規程第13条)

1 保管記録の閲覧の請求は、保管検察官に対して行わなければならぬ(注)から、法第4条第1項又は第3項の保管記録の閲覧の請求をしようとする者は、保管記録閲覧請求書(規則様式第3号)を保管検察官に提出することとされている(規則第8条第1項)。保管検察官は、保管記録閲覧請求書の提出があったときは、閲覧に関する決定書(様式第9号)を作成して、閲覧を認めるかどうかを決定する(1項)。また、保管検察官は、必要があると認めるときは、訴訟関係人であること又は閲覧につき正当な理由があることを明らかにすべき資料の提出を求めることができる(規則第8条第2項)。

(注) 訴訟終結後保管記録が裁判所から保管検察官に送付されるまでの間であっても、裁判所に対してではなく、保管検察官に対して請求されることになる。

2 訴訟関係人以外の弁護士がその業務に関して必要があるとして保管記録の閲覧を請求したときは、特段の事由がない限り、当該弁護士は、法第4条第2項及び第3項にいう「閲覧につき正当な理由があると認められる者」に該当することになる。また、この請求が当該弁護士の所属する弁護士会を通じてなされたものであるときも、法第6条に規定する閲覧者の義務に反することとなる顕著なおそれがあると認められる場合を除いて、同様である。弁護士会を通じてなされた閲覧請求に対する許否の通知は、当該弁護士会を通じて行うことになる。

3 法第4条第1項の閲覧については、閲覧請求権を有する者が指定する代理人による閲覧が許される。また、閲覧制限事由に該当する場合における訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者の閲覧(法第4条第2項ただし書及び第3項)については、原則として、これら訴訟関係人等自身による閲覧が許されるのであるが、①特

## 46 第2章 保管記録及び再審保存記録

別な事情が認められる場合には、保管検察官は、例外として、その代理人に閲覧を許すことができると解されており（注1、注2）、また、②弁護士が自己の使用人等その指定する者をして閲覧させたい旨の申出をした場合は、特段の事由がない限りそれを許すこととなろう。

代理人による閲覧の場合は、閲覧に関する決定書の備考欄にその旨を記載する。

（注1）「特別な事情が認められる場合」として、閲覧しようとする者が閲覧場所である検察庁に出頭できない場合（例えば、刑務所等に収容されている場合）であって、保管記録を閲覧することがその者の権利の行使等にとって重要であり、かつ、その者が指定した代理人に閲覧させることが、法が閲覧制限事由を設けて一定の場合に閲覧を制限することとした趣旨に反しないと認められると考えられる。

（注2）もっとも、この場合には、指定された代理人による閲覧が法第4条第2項各号に掲げる制限事由に該当しないかどうかについて検討した上で、閲覧の許否を決定することになる。

4 閲覧請求のあった保管記録につき、関連する事件が現に公判係属中の場合は、保管検察官において、閲覧の許否を決定するに際して、公判担当検察官の意見を徴した上で、閲覧の許否を決定することが必要であろう。

5 保管記録の閲覧請求に対して許可又は不許可の処分をするために必要な合理的期間が経過した後も何らの処分をしないときは、法第8条による不服申立ての対象となるので、閲覧請求があった場合には、保管検察官の処分に要する期間を考慮し、記録担当事務官は、速やかに対応する必要がある。

6 保管検察官は、保管記録について閲覧の請求があった場合において、請求に係る保管記録を閲覧させないときは、その旨及びその理由を書面により閲覧請求者に通知することとされている（規則第8条第3項）。これを受け、規程では、保管検察官は、請求に係る保管記録

の全部を閲覧させないときは、閲覧不許可通知書（様式第10号）により、保管記録の一部を閲覧させないときは、閲覧一部不許可通知書（様式第11号）により、その理由を付して閲覧請求者に通知することとしている（2項）。

請求どおり閲覧を許可するときは、書面による通知の必要はなく（注）、また、その通知の様式は特に定められていないので、口頭又は電話等適宜な方法によりその旨を通知すれば足りる。

（注）受刑者に対する閲覧許可通知は、代理人による閲覧が可能である旨を注記した書面によることが望ましい。

受刑者に対して記録閲覧を許可した場合に、保管記録を閲覧させるため受刑者の身柄を保管検察官の属する検察庁へ押送することが考えられるが、被収容者を閲覧場所へ護送することの可否の判断は、個別具体的な案件ごとに、閲覧場所までの距離、閲覧時間、所要職員数、所要経費等のほか、各被収容者ごとの拘禁目的への影響などを総合的に考慮した上でなされており、基本的には、閲覧場所への護送は、被収容者の戒護上の問題から、閲覧場所が、当該刑事施設所在地を管轄する検察庁であるなど近隣である場合に限られて行われているため、専ら、代理人による閲覧が可能である旨を注記した書面をもって許可通知を行い、代理人に閲覧させるのが相当である。

7 保管検察官が閲覧の許否について閲覧請求者に通知したときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に通知年月日を記入する（3項）。

8 一部の事実について起訴、他の事実について不起訴の処分がなされている場合で、その保管記録中に不起訴処分に係る記録が含まれているときには、保管記録の全部が閲覧の対象となるものと考えられるので、例えば、送致事実の一部について略式命令を請求する場合には、起訴記録として真に必要な書類とそうでない書類を選別し、後者を起訴記録から分離して起訴することが望ましい。

また、通常の略式命令を請求する際も、実務上、捜査記録の全てがいわゆる一件記録としてそのまま裁判所に提出されることもあると思

われるが、このような場合においても、本来不提出記録とすべき書類は起訴記録から分離した上で起訴することが望ましい。もっとも、上記のような実情に鑑みれば、当該略式裁判に係る訴訟記録の閲覧（謄写）請求については、特に慎重に対応する必要があろう（注）。

（注） 略式裁判に係る訴訟記録が、民事事件の係属した裁判所からの送付嘱託に応じて裁判所に提出されて、訴訟関係人の閲覧するところとなり、同記録中に訴訟関係人のプライバシーにかかる捜査記録が含まれていたとして、その捜査の適法性等をめぐって国家賠償請求訴訟が提起され、国が損害賠償を命じられた事例がある。

略式命令の請求に際しては、実務上、捜査記録の全てをいわゆる一件記録として裁判所に提出されることが多い実情にあると思われるが、刑訴規則第289条は、略式命令をするために必要があると思料する書類及び証拠物を裁判所に差し出さなければならないと定めており、これに当たらない書類等については、不提出記録とすべきものであるので留意する必要がある。また、略式裁判に係る訴訟記録の閲覧・謄写請求又は裁判所からの送付嘱託があった場合には、関係人の名誉等に十分配慮する必要がある。

9 保管記録のうち終局裁判の裁判書は、法第4条第2項第2号に掲げる閲覧制限事由が適用されないので、被告事件終結後3年を経過した後の終局裁判の裁判書の閲覧の請求があった場合において、その裁判書に引用された起訴状等が裁判書と一体をなすものであって、裁判書のみの閲覧ではその目的が達せられないときは、引用された起訴状等についても閲覧させることになる。

#### 第4 保管記録の閲覧手続（規程第14条）

1 保管記録を閲覧させることとした場合には、閲覧する者から、手数料令で定める額の閲覧手数料を徴収することになる（法第7条参照）。

手数料令によれば、閲覧手数料は、記録1件につき1回150円とされている（注）。したがって、閲覧が1日で終了せず、数日にわたる場合には、その手数料は1日ごとに1回分ずつ徴収することになる。

これは、一般に、手数料が国又は公共団体が私人のために行う公の役務等の提供に対する反対給付として徴収する費用としての性格を有するものであり、記録の閲覧については、記録の出し入れがその「公の役務」に当たるので、記録の出し入れの手数を基準としてその手数料の徴収を決定すべきことになり、閲覧が数日にわたるときは、記録の出し入れの手数はそれぞれ別個となるからである。しかし、終局裁判の裁判書と当該裁判に係るその他の保管記録については、それぞれの保管期間の違いから、便宜的に分離して保管しているのであるから、これらを同日同一機会に閲覧するときは、1件分の手数料を徴収すれば足りる。

（注） 例えば、本案被告事件記録と当該事件に係る刑執行猶予言渡し取消請求事件記録あるいは再審請求事件記録、本案被告事件が同一の刑執行猶予言渡し取消請求事件記録と再審請求事件記録、保管期間中の再審請求事件記録と再審保存記録となった本案被告事件記録等のように訴訟の記録としては全く別個のものを同日同一機会に閲覧するとしても、各別の手数料を徴収することになる。

2 閲覧手数料について収入印紙による納付の申出があったときは、記録担当事務官は、その金額等を確認し（注1）、これを閲覧に関する決定書の所定欄に貼付した上、消印器による消印をする（1項）（注2）。

手数料の納付方法については、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）第1条の規定（注3）に基づき、規則第13条において、閲覧手数料は収入印紙をもって納めることができることとされており、規程第14条第1項は、これを受けて規定されたものである。

（注1） 金額の確認のほかに、納付に係る収入印紙が真正のものかどうかを確かめる。万一、不正使用（偽造、変造、二重使用等）の疑いがもたれるようなものであれば、場合によっては、専門的知識を有する者に鑑定させることも必要となろう。また、収入印紙に汚損、欠損等があった場合でも、不

正に使用されたものでない限り有効であるので、そのまま収納して差し支えないが、この場合には、記録担当事務官において、収入印紙を真正なものと認めた理由を、当該印紙を貼付した閲覧に関する決定書の備考欄に簡潔に付記することが望ましい。

(注2) 消印は、窓口で請求者から収入印紙の提出を受けた記録担当事務官とは異なる記録担当事務官、できれば所属課長又は検務監理官、統括検務官若しくは検務専門官が行うことが望ましい。

(注3) 同条は、「国に納付する手数料等は、印紙をもつてこれを納付せしめることができる。但し、印紙をもつて納付せしめることのできる手数料の種目は、各省各庁の長が定める。」と規定している。

3 閲覧手数料について現金による納付の申出があったときは、記録担当事務官は、その金額を確かめ、閲覧に関する決定書を収入官吏に送付し、閲覧請求者をして直接収入官吏に対して現金を納付させる(2項)。これは、収入官吏でない記録担当事務官においては、現金の類は一切取り扱わないというのが会計法の趣旨とするところだからである(会計法第7条参照)。閲覧請求者が現金を納付したときは、収入官吏は、閲覧に関する決定書の収入官吏印欄に領収した旨の押印をし、これを記録担当事務官に返還する。

4 収入印紙又は現金により閲覧手数料が納付されたときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に閲覧年月日を記入した上、閲覧請求者に当該保管記録を閲覧させる(3項)。

5 国の行政機関や地方公共団体の職員がその職務の遂行上必要があつて保管記録を閲覧する場合は、本法の「閲覧」には該当せず、いわゆる「行政上の共助」として取り扱うこととなるので、閲覧手数料を徴することはできない。

6 閲覧が2日以上にわたる場合の2日目以降の閲覧手数料の徴収等の手続は、当初閲覧を許可した閲覧に関する決定書に、新たに閲覧に関する決定書の用紙を添付して記録担当事務官において契印した上、この用紙により行う。

7 保管記録の閲覧は、保管検察官の属する庁舎内に限られる(第2、6-43ページ)。

8 閲覧者が閲覧を終えたときは、記録担当事務官は、保管記録について、その冊数のほか、滅失、毀損又は汚損等保管記録の原状変更の有無を点検し、異状がないことを確認した上で、閲覧に関する決定書の返還欄に押印する(4項)。

#### 第5 請求による再審保存記録の閲覧手続(規程第15条)

1 本条は、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人が再審の手続のために行う権利としての再審保存記録の閲覧(注)について定めた法第5条第1項の規定を受けて定められた。したがって、これら再審の請求をしようとする者等が再審の手続以外の目的で再審保存記録を閲覧しようとする場合には、規程第16条に定める手続によることとなる。

(注) 再審開始前における再審保存記録の閲覧であり、再審開始後における閲覧は含まれない。それゆえ再審開始後は、再審の請求をした者や刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人でも、法第5条第1項の規定による再審保存記録の閲覧はできない。再審開始後においては、再審保存記録は、裁判所が保管する訴訟に関する書類ないしは検察官が保有する裁判所未提出記録となるため、その閲覧は、刑訴法の規定する手続によることとなる。

2 法第5条第1項の再審保存記録の閲覧を請求しようとする者は、再審保存記録閲覧請求書(規則様式第4号)に閲覧しようとする再審保存記録を特定するに足る事項その他の必要事項を記入した上、これを保管検察官に提出しなければならない(規則第9条第1項)。

3 請求による再審保存記録の閲覧については、保管記録の閲覧に関する決定等の手続を定めた規程第13条及び第14条の規定が準用される。すなわち、保管検察官は、再審保存記録閲覧請求書の提出があったと

きは、閲覧に関する決定書を作成して閲覧の許否を決定し、閲覧請求に係る再審保存記録の閲覧を許可しないときは（注），閲覧請求者に対し、その旨及びその理由を書面をもって通知しなければならないとされている（規則第9条第2項、第8条第3項）ので、再審保存記録の全部を閲覧させないときは閲覧不許可通知書により、再審保存記録の一部を閲覧させないときは閲覧一部不許可通知書によりそれぞれ閲覧請求者に通知することとなる。また、保管検察官が閲覧の許否について閲覧請求者に通知したときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に通知年月日を記入する。

再審保存記録の閲覧をさせる場合には、保管記録の閲覧手続に準じて、閲覧者から収入印紙又は現金により、手数料令に基づく閲覧手数料を納付させて閲覧させ、また、閲覧が終わったときは、返還を受けた再審保存記録を点検し、異状がないことを確認する等の手続をする。

（注） 保管検察官は、閲覧の請求が権利の濫用であると認められる場合又は明らかに閲覧の必要がないと認められる場合を除き、閲覧させなければならない。

#### 第6 申出による再審保存記録の閲覧手続（規程第16条）

1 本条は、再審の手続のためではなく、学術研究のため必要があると認められる場合（注1）その他法務省令で定める場合（注2）に、保管検察官の裁量によって閲覧させることができることを定めた法第5条第3項の規定を受けて定められた。この場合の閲覧しようとする者は、再審の請求をしようとする者等に限られないが、同項の規定の趣旨からすれば、おのずと限定されることになる。

（注1） 例えは、法律学者等が、その研究に必要があつて我が国の刑事立法あるいは刑事司法の運営に大きな影響を与えた刑事被告事件に係る再審保存記録を閲覧する場合、歴史学者等が、その研究に必要があつて我が国の政治あるいは社会に重大な影響を与えた刑事被告事件に係る再審保存記録を閲覧する場合等が考えられよう。

（注2） これを受け、規則第10条は、①民事上又は行政上の争訟に関して再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合、②刑事上の手続に関して再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合、③その他特に再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合を定めている。

- 2 法第5条第3項の再審保存記録の閲覧の申出をしようとする者は、再審保存記録閲覧申出書（規則様式第5号）に閲覧しようとする再審保存記録を特定するに足る事項その他必要事項を記入した上、これを保管検察官に提出しなければならない（規則第11条）。
- 3 再審保存記録について閲覧の申出があった場合には、保管検察官は、申出に係る記録の性質、閲覧の目的、必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の内容・程度等諸般の事情を総合的に勘案して、これを閲覧させるかどうかを決することとなる。
- 4 申出による再審保存記録の閲覧については、保管記録の閲覧に関する決定等の手続を定めた規程第13条第1項及び第3項並びに第14条の規定が準用される（規程第16条）。規程第13条第2項の規定が準用されていないのは、申出による再審保存記録の閲覧が、前記のとおり、閲覧しようとする者の権利としてではなく、保管検察官の裁量によって認められるものであるため、保管記録や再審保存記録の閲覧請求が不許可とされた場合に認められる不服申立てが許されないことから、閲覧させないこととした結果等についての書面による通知を必要としないからである。  
しかし、実務の運用としては、保管検察官が閲覧の許否を決定したときは、電話等適宜な方法により、申出をした者にその旨を通知することが望ましい。
- 5 申出による再審保存記録の閲覧をさせる場合にも、閲覧しようとする者から収入印紙又は現金により、手数料令に基づく閲覧手数料を納付させた上で閲覧させることになり（法第7条参照）、閲覧を終えた

ときは、返還を受けた再審保存記録を点検し、異状がないことを確認する等の手続をすることは、保管記録及び再審保存記録を請求に基づいて閲覧させた場合と同様である。

#### 第7 保管記録及び再審保存記録の謄写（規程第17条）

1 保管記録及び再審保存記録の閲覧には、謄写（注）は含まれないもので、閲覧する者が保管記録の全部又は一部を謄写しようとする場合は、改めて保管検察官の許可を受けなければならないことになる。

（注） 謄写には、保管記録の全部又は一部を筆記により、又は機械を用いて転写することのほか写真撮影も含まれる。

2 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の閲覧を許すときは、その謄写を許すことができる（1項）。謄写については、法に何らの規定もないが、規程は、保管検察官の健全な裁量によって、保管記録又は再審保存記録の閲覧を許す場合には謄写を併せて許すことができるものとした。なお、法は、謄写請求権を認めていないことから、謄写の申出に対する謄写不許可処分に対する不服申立ても予定されていない。したがって、検察官がした謄写不許可処分は、法第8条第1項の「閲覧に関する処分」に当たらないため、謄写不許可処分に不服申立ては認められていない（注1）。

どのような場合に謄写を許すかについては、謄写の目的、必要性、謄写による弊害の発生のおそれの有無、程度等の諸事情を勘案して決めることとなる。特に前科調書等人の前科若しくは犯罪経歴に関する書類の謄写については、人の名誉、信用に直接関わる事項であり、謄写等を許すことが公権力の違法な行使に当たる（注2）ものとして損害賠償の請求がなされることもあり得るので、慎重に対応する必要がある。

（注1） 最決平14.6.4（原決定：東地決平13.9.14）。なお、決定理由は以下のとおり。

「検察官の本件処分（編注：保管記録謄写不許可処分）は、刑事確定訴訟記録法8条1項にいう「閲覧に関する処分」に当たらないから、本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は、正当である。したがって、これが適法であることを前提とする本件抗告の申立ても不適法である。」

（注2） 「前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」として、いわゆる政令指定都市の区長が弁護士法第23条の2に基づく照会に応じて前科及び犯罪経歴を報告したことが過失による公権力の違法な行使に当たるとした裁判例がある（最判昭56.4.14民集35・3・620）。

3 保管記録又は再審保存記録の謄写の申出があったときは、保管検察官は、謄写申出書（様式第12号）を提出させた上、謄写に関する決定書（様式第12号）を作成して謄写の許否を決定する（2項）。保管記録又は再審保存記録の謄写の許否の判断は、前記2のように閲覧のそれとは別の観点からなされるものであるため、閲覧と同時に謄写を求める場合でも、閲覧の請求書又は申出書とは別に謄写申出書を提出されることになる。また、謄写のみを求める場合であっても、謄写は閲覧を前提としているものであるから、謄写申出書を提出させるとともに、閲覧の請求書又は申出書を提出されることになる。

4 保管検察官が謄写の許否について謄写申出者に通知したときは、記録担当事務官は、謄写に関する決定書に通知年月日を記入する（3項）。この通知の様式は特に定められていないが、電話等適宜な方法により謄写を申し出た者に通知することが望ましい。

5 訴訟関係人以外の弁護士が、その業務に関して必要があるとして保管記録の閲覧の請求とともに謄写の申出をした場合において、その閲覧を許すときは、特段の事由のない限り謄写も許すことになる。また、この閲覧の請求が当該弁護士の所属する弁護士会を通じてなされたものであって謄写の申出を伴う場合において、閲覧を許すときは、法第

6条の規定の趣旨に反することとなる顕著なおそれがあると認められない限り謄写も許すことになる。なお、弁護士会を通じてなされた謄写の申出に対する許否の通知は、保管記録の閲覧に関する場合と同様、当該弁護士会を通じて行う（注）。

（注） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 11, (2)

6 保管記録又は再審保存記録の謄写については、閲覧のように手数料を納付すべきことが定められていない（注）ので、謄写を許された場合でもそれについて費用又は手数料を徴収することはできないが、前記3のよう、謄写は閲覧を前提としているものであるから、保管記録又は再審保存記録の閲覧手数料を徴収することになる。したがって、閲覧と同時に謄写を求める場合であっても、あるいは謄写のみを求める場合であっても、1日につき1回分の閲覧手数料を徴収することになり、また、謄写が2日以上にわたる場合の2日目以降の謄写については、改めて閲覧の請求書又は申出書及び謄写の申出書を提出させる必要はないが、閲覧手数料は2日目以降についても徴収することになる。

（注） 刑事訴訟法施行法第10条は、刑訴法第46条により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合には、いわゆる裁判書謄本等請求費用を納付することとしているが、ここでいう謄写の手数料について定めたものではない。

7 謄写に当たっては、庁用備品である複写機の使用及び庁外への記録の持出しは許されない。

#### 第8 保管記録の閲覧不許可処分に対する不服申立事例

保管記録の閲覧不許可処分に対する主な不服申立事例について、参考までに掲げる。

(1) 「検察庁の事務に支障のあるとき」（刑訴法第53条第1項ただし書）

に当たることを理由とする不許可処分に対する不服申立て

① 準抗告裁判所においても、この処分を適法であると判断したもの

ア 豊橋簡裁 昭63.7.21準抗告棄却決定（判例時報1283号161ページ、警察学論集第42巻7号154ページ参照）

イ 水戸地裁土浦支部 平成元.4.27準抗告棄却決定（判例時報1317号158ページ、警察学論集第42巻7号154ページ参照）

ウ 名古屋地裁 平成2.6.30準抗告棄却決定（判例時報1452号21ページ参照）、平成2.7.23特別抗告棄却決定

エ 大垣簡裁 平成4.12.9準抗告棄却決定、平成5.2.5特別抗告棄却決定

オ 大阪地裁 平成8.6.3準抗告棄却決定

カ 鹿児島地裁 平成9.9.11準抗告棄却決定

キ 福岡地裁 平成14.8.2準抗告棄却決定

ク 沼津簡裁 平成14.11.1準抗告棄却決定

ケ 奈良地裁 平成19.3.22準抗告棄却決定、平成19.4.11特別抗告棄却決定

コ さいたま地裁 平成22.1.18準抗告棄却決定（裁判所の事務に支障のあるとき）

サ さいたま地裁 平成24.12.7準抗告棄却決定、平成24.12.26特別抗告棄却決定

② 檢察官がした閲覧不許可処分について、内容がほぼ公開されている一部についての不許可処分は違法とされたが、その他の大部分についてはこの処分を適法であると判断したもの（注）

東京地裁 平成4.10.26準抗告棄却（一部認容）決定（判例時報1452号26ページ、判例タイムズ804号268ページ参照）、平成4.12.7特別抗告棄却決定

(注) いわゆる自民党前副総裁刑事確定訴訟記録閲覧請求事件

③ 檢察官がした閲覧不許可処分について、捜査又は公判に不当な影響を与えるおそれがあると認めることはできないと判断して、不許可処分の一部を取り消したもの

ア 山口地裁下関支部 平成9.7.11準抗告棄却（一部認容）決定

イ 東京地裁 平成13.6.11準抗告棄却（一部認容）決定

ウ 東京地裁 平成20.10.21準抗告棄却（一部認容）決定

④ 檢察官がした閲覧不許可処分は違法であると判断したもの

ア 京都地裁 平成2.11.16準抗告認容決定（判例時報1452号22ページ参照）

イ 浦和地裁 平成4.5.14準抗告認容決定（判例時報1452号24ページ参照）

なお、この決定において、保管記録の謄写不許可処分に対して、法第8条により準抗告が認められるとの判示がなされ、他に同旨の下級審の判例もあったが、その後、「検察官の本件処分（編注：保管記録謄写不許可処分）は、刑事確定訴訟記録法8条1項にいう「閲覧に関する処分」に当たらないから、本件準抗告の申立てが不適法であるとした原決定は、正当である。したがって、これが適法であることを前提とする本件抗告の申立ても不適法である。」（最決平14.6.4（原決定：東地決平13.9.14）との判断が示されたため、謄写不許可決定処分は、法第8条の閲覧の処分に当たらず、準抗告の申立てはできないとの解釈が確立しているものである。

ウ 福岡地裁小倉支部 平成8.3.28準抗告認容決定、平成8.9.25特別抗告棄却決定

エ 千葉地裁 平成11.8.23準抗告認容決定

オ 岡山地裁 平成13.7.6準抗告認容決定

カ 仙台地裁 平成14.6.10準抗告認容決定

キ 名古屋地裁 平成15.11.20準抗告棄却（一部認容）決定

ク 東京地裁 平成15.2.14準抗告棄却（一部認容）決定

ケ 横浜地裁 平成23.5.17準抗告棄却（一部認容）決定

(2) 「被告事件が終結した後3年を経過したとき」（法第4条第2項第2号）に当たる上、閲覧の正当事由があると認められる者に当たらないことを理由とする不許可処分に対する不服申立て

東京地裁立川支部 平成22.5.6準抗告棄却（一部認容）決定（申立人は、本件被告事件の被害者遺族であり、本件被告事件につき一定の利害関係を有することから、被告人の高度のプライバシーに係る記載を除く部分については、閲覧によりさしたる弊害が生じるとは認められず、申立人にこれを閲覧させるのが相当であると認められるから、申立人は、法第4条第2項ただし書にいう「閲覧により正当な理由があると認められる者」に当たる。）。

(3) 「公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき」（法第4条第2項第3号）、「犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき」（法第4条第2項第4号）及び「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」（法第4条第2項第5号）に当たる上、閲覧の正当事由があると認められる者に当たらないことを理由とする不許可処分に対する不服申立て

① 静岡地裁沼津支部 平成元.12.7準抗告棄却決定（判例時報1334号239ページ参照。法第4条第2項第3号、第5号又はそのいずれかに当たるとして、不許可処分を適法であると判断している。）、平成2.2.16特別抗告棄却決定

## 同旨 準抗告棄却決定

- ② 札幌地裁 平成20.7.18, 平成20.8.28特別抗告棄却決定
- ③ 山形地裁 平成20.11.14, 平成20.12.11特別抗告棄却決定
- (4) 「公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれが認められるとき」(法第4条第2項第3号)及び「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」(法第4条第2項第5号)に当たる上、閲覧の正当事由があると認められる者に当たらないことを理由とする一部不許可処分に対する不服申立て
- ① 名古屋地裁 平成11.2.26準抗告棄却(一部認容)決定(法第4条第2項第3号又は第5号に該当しないと判断して不許可処分の一部を取り消している。), 平成11.4.1特別抗告棄却決定
- ② 静岡地裁浜松支部 平成24.3.6準抗告棄却決定, 平成24.3.27特別抗告棄却決定
- (5) 「犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあると認められるとき」(法第4条第2項第4号)及び「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」(法第4条第2項第5号)に当たる上、閲覧の正当事由があると認められる者に当たらないことを理由とする不許可処分に対する不服申立て
- ① 大阪地裁 平成2.1.19準抗告棄却決定(不許可処分を適法であると判断している。)
- 同旨 準抗告棄却決定
- ② 東京地裁 平成16.2.24
- ③ 福島地裁 平成23.1.31準抗告棄却(一部認容)決定(不許可処分を違法であると判断している。)
- 不許可処分に対する準抗告棄却決定に対する特別抗告申立てにおいて原決定取消決定

## て原決定取消決定

- ④ 最高裁 平成24.6.28原決定取消決定(判例タイムズ1376号144ページ参照。本件判決書の閲覧請求について、「プライバシー部分を除く」として請求がされていたにもかかわらず、その趣旨を申立人に確認することなく、閲覧の範囲を検討しないまま、民事裁判においてその内容が明らかにされるおそれがあるというだけの理由で法第4条第2項第4号及び第5号の閲覧制限事由に該当するとして本件判決書全部の閲覧を不許可とした保管検察官の処分には、同条項の解釈適用を誤った違法があると言わざるを得ない。)
- (6) 「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」(法第4条第2項第5号)に当たる上、閲覧の正当事由があると認められる者に当たらないことを理由とする不許可処分に対する不服申立て
- ① 大阪地裁 平成5.3.31準抗告棄却決定(不許可処分を適法であると判断している。)
- ② 大阪地裁 平成5.7.30準抗告棄却決定(①の決定と関連する事案)  
同旨 準抗告棄却決定
- ③ 善通寺簡裁 平成15.5.30, 平成15.6.26特別抗告棄却決定
- ④ 東京簡裁 平成16.4.7
- ⑤ 徳島簡裁 平成16.7.13
- ⑥ 東京地裁 平成17.4.5
- ⑦ 横浜地裁 平成17.4.7
- ⑧ 名古屋地裁 平成21.6.25
- ⑨ 仙台地裁 平成26.10.28, 平成26.11.18特別抗告棄却決定  
不許可処分に対する準抗告棄却決定(⑨の事案)に対する特別抗告申立てにおいて原決定取消決定

⑩ 最高裁 平成21.9.29原決定取消決定（刑集63巻7号919ページ、判例時報2065号161ページ、ジュリスト1398号228ページ、判例タイムズ1313号135ページ、研修738号99ページ参照。再審請求人により選任された弁護人が、再審請求のための記録確認を目的として、閲覧請求した場合には、同弁護人は閲覧につき正当な理由があると認められる者に該当するというべきであり、記録法第4条第2項第5号の事由の有無にかかわらず、保管記録を閲覧させなければならぬ。）

(7) 「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき」（法第4条第2項第5号）に当たることを理由とする一部不許可処分に対する不服申立て

東京地裁 平成9.1.31準抗告棄却（一部認容）決定（判例時報160号160ページ参照。関係人の名誉等を著しく害するおそれがあるとまでは認められないと判断して不許可処分の一部を取り消している。）

同旨 準抗告棄却（一部認容）決定

神戸地裁 平成15.3.31

(8) 閲覧の請求が訴訟関係人からなされた場合は、閲覧制限事由があるも閲覧を認めることが原則ではあるが、閲覧の目的が専ら閲覧制限事由に掲げるような行為を行うためのものであったり、証人や訴訟関係者に対するお礼参りやいわゆるストーカー行為を行うような場合は、閲覧権の濫用であり、閲覧は認められない場合がある（注1から4）。

(注1) 被害児童2名に対する児童買春事件により罰金刑に処せられた者から、同事件の確定記録の閲覧請求がなされたが、保管検察官は、被害児童のプライバシーを理由に、被害児童の身上等プライバシーに関する部分について閲覧の一部不許可の決定をしたところ、請求人がこの決定を不服として準抗告を申し立てたという事案について、「確かに『訴訟関係人』には、閲覧制限事由が適用されないが、それは、『訴訟関係人』には、通常、閲覧に

ついて正当な理由があること、すなわち、自らが当事者となった裁判の公正について正当な关心と利害を有することが通常であるから、閲覧制限事由を考慮するまでもないからである。しかしながら、『訴訟関係人』による閲覧請求であっても、その目的、結果に照らし、公序良俗を害し、犯人の改善更生を阻害するほか、いやしくも関係人の名誉及び生活の平穏が危険化されるなど正当な关心と利害の範疇を逸脱するというべき事情が認められるときは、閲覧の濫用に帰すから、許されないというべきであり、本件の事実関係等に鑑みれば、本件閲覧請求の実質的な目的は、被害児童の一人との婚姻等実現のために被害者側の情報を入手することにあると認められ、閲覧を認めた場合、被害児童両名及びその保護者等関係人の名誉及び生活の平穏が危険化されると認めざるを得ず、申立人がした閲覧請求は、その目的、結果に照らし、正当な关心と利害の範疇を逸脱するというべき事情が認められるから、閲覧の権利の濫用として許されない」として、保管検察官がした本件処分は適法であるとされた（神戸地裁尼崎支部平成17.2.7準抗告棄却決定、平成17.3.8特別抗告棄却決定）。

(注2) 訴訟関係人のする閲覧請求であっても、関係人の名誉又は生活の平穏を害する行為をする目的でされたなど、権利の濫用に当たる場合は許されない。本件事実関係の下では、同請求は、権利の濫用として許されない（福井地裁平成20.1.23準抗告棄却決定、平成20.6.24特別抗告棄却決定。刑集62巻6号1842ページ、判例時報2011号161ページ、ジュリスト1376号224ページ・1413号102ページ、判例タイムズ1273号137ページ参照）。

(注3) 訴訟関係人である申立人が本件不許可部分（被害者の氏名、住居、戸籍謄本、写真等）の閲覧を求める目的として挙げる事柄がいずれも失当であることに加え、当該関係人の名誉又は生活の平穏を害する目的でされたと認められる相当な理由があるというべきであり、本件記録からうかがわれる被害者等の心情にも照らすと、権利の濫用として許されない（東京地裁平成21.10.28準抗告棄却決定、平成21.12.1特別抗告棄却決定）。

(注4) 被告人であった申立人からの閲覧請求であるが、被害者に対する損害賠償請求が認められないことは高裁判決により確定しており、再度民事訴訟を起こすことは憲訴になるから、そのために記録を閲覧する正当な理由はないというべきであり、現在被害者らに対して何らかの請求をすることができる法的根拠は見当たらず、権利の濫用として許されない（福岡地裁小倉支部平成23.8.30準抗告棄却決定）。

## 第3章 刑事参考記録

### 第1 刑事参考記録の指定（規程第18条）

1 檢察庁の長（区検察庁にあっては、検事正。以下第5章までにおいて同じ。）は、保管記録又は再審保存記録について、刑事参考記録として保存することが適当であると思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定上申書（様式第13号）により、その旨を上申する（1項）。保管記録又は再審保存記録については、その保管期間又は保存期間が満了すれば、本来の目的である刑事手続のために保管し、又は保存しておく必要はなくなるが、これらの記録のうちには、刑事法制（注1）及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料となるものがあるため、法第9条第1項は、このような記録については、その保管期間又は保存期間が満了した後も、法務大臣において、刑事参考記録として保存することとしている（注2）、これを適切に実施するために本章が設けられたものである。

（注1） 刑事に関する法律制度の意であり、手続法に関するもの及び实体法に関するものの両者を含むものである。

（注2） 保管記録の保管及び再審保存記録の保存は、刑の執行等刑事手続のために行うものであることから、これら保管又は保存に関する事務は、いわゆる検察事務であるが、刑事参考記録の保存は、犯罪捜査の科学的研究、刑事に関する法令案の作成、犯罪の予防、刑事政策に関する総合的な調査研究等に資することを目的とするものであるところ、これらに関する事項は法務省の所掌事務（法務省設置法第4条参照）である法務行政事務であるので、刑事参考記録の保存に関しては、法務省の長たる法務大臣の権限とされた。

なお、刑事参考記録の保存に関する法務大臣の権限のうち、刑事参考記録として保存する旨の決定に関するものを除く他の権限は、同記録に係る刑事被告事件の第一審対応検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正）に委任するとされているため（法第9条第4項、規則第15条）、刑事参考記録

として保存する旨の決定があったものについては、当該検察庁の長において保存することとなる。

### 2 刑事参考記録としての指定の上申は

- (1) 死刑に処する裁判により終結した被告事件
- (2) 国政を揺るがせた犯罪に係る被告事件
- (3) 犯罪史上顕著な犯罪に係る被告事件
- (4) 重要な判例となった裁判がなされた被告事件など法令の解釈適用上特に参考となる被告事件
- (5) 無罪の裁判により終結した被告事件のうち重要なもの
- (6) その他全国的に社会の耳目を集めた犯罪に係る被告事件であって特に重要なもの

に係る記録について行うこととされている（注1）。

なお、刑事参考記録の指定を確実に行うため、判決（略式命令を含む。）があった事件の記録のうち、将来、刑事参考記録として指定されるべきであると思料するもの又は翌年に廃棄の対象となる記録のうち、刑事参考記録として指定されるべきであると思料するものを選定して、指定相当事件報告書により刑事局に報告することとされている（注2）。

（注1） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 12, (1), 平27.9.16刑総1172刑事局長通達の記第1

上記平27.9.16刑事局長通達により、死刑が求刑され、無期の懲役又は禁錮に処する裁判により終結した被告事件の記録については、上記(2)～(6)に該当するものを除き、報告対象事件から除くこととされた。

（注2） 平11.11.11刑総1333刑事局長通達「刑事参考記録及び刑事参考不起訴記録の指定について」

3 この上申は、検察庁事務章程第26条第3項の規定により、上司（例えば、検事正が上申する場合には、検事長及び検事総長）を経由して行うこととなる。これは、刑事参考記録が、前記のように、刑事法制

及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存されるという重要な意義を有するものであるところから、同項にいう「重要な事項に関する上申」に当たるからである。

4 刑事参考記録の指定は、保管記録又は再審保存記録について、その保管期間又は保存期間の満了後においてもなお保存することを相当と認められる場合に行われるものであるから、その上申は、これらの期間の満了日に近接した時期に行うことになる（注1）。したがって、例えば、前記2に該当すると思料されるものについては保管記録又は再審保存記録として保管又は保存の手続をとった時点で、また、弁護士会、裁判所、学術研究者等から刑事参考記録として保存することの要望があったもの（注2）についてはその都度、検察システムによりその旨を管理しておき、将来刑事参考記録として上申するかどうかを検討する際に備えておくのも、この種事務を適切に処理する上で相当な措置と考えられる。

（注1） 保管記録の保管期間内あるいは再審保存記録の保存期間内に刑事参考記録として保存するか否かの決定を得るために、法務大臣において刑事参考記録としての保存の要否について検討し、判断するために要する期間を考慮して、保管期間又は保存期間の満了日のおおむね3か月くらい前に上申をするのが相当であろう。裁判書と裁判書以外の記録は保管期間が異なることから、それぞれにつき上申手続が必要となる。

（注2） このような要望があったときは、刑事参考記録の指定上申に当たって十分しんしゃくするとともに、要望のあった記録については、刑事参考記録等指定上申書に参考事項としてその旨を記載することとされている（昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 12, (2)）。

5 上申の結果、保管記録又は再審保存記録が刑事参考記録として指定されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、刑事参考記録保存番号を刑事参考記録の表紙に表示する（2項）。

6 刑事参考記録保存番号は、刑事参考記録ごとに番号を付し、暦年ご

とに改める（3項）。

7 刑事参考記録として現実に保存するのは、保管期間又は保存期間の満了後であるから、保管記録の保管又は再審保存記録の保存と刑事参考記録の保存とが併存することはない。なお、法第9条第3項の規定により、刑事参考記録について再審の手続のため保存する必要があるとして保存された場合においても、その記録は刑事参考記録としての法的性質が失われるものではなく、保存及び閲覧に関する取扱いのみが再審保存記録の例によることとされているだけである。したがって、その後再審保存記録としての必要性がなくなった場合には、改めて刑事参考記録としての指定上申をする必要はない。

8 著名事件等で通称事件名があるものについては、事務処理上の利便を考慮し、刑事参考記録等指定上申書の罪名欄の罪名の下部に通称事件名を記載しておくとともに検察システムにより通称事件名を管理しておくことが望ましい。

## 第2 刑事参考記録の指定の解除手続等（規程第19条）

1 刑事参考記録としての保存期間は、その性質上半永久的となるものと考えられるが、刑事参考記録が刑事法制等の重要な資料としての性質を失うなど、検察庁の長において刑事参考記録として保存する必要がなくなったと思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定解除上申書（様式第14号）により、その旨を上申する（1項）（注）。

規程改正前も刑事参考記録等の指定解除は、法務大臣に対し、適宜その旨の具申をすれば可能と解されてきたところ、旧規程には意見具申に関する手続が定められていなかった。規程改正を機にその手続を明確にしたものである。

（注） 例えば、保存開始から既に相当期間が経過しているもの、死刑又は無期懲

役（死刑求刑）事案であっても事実関係に争いのないものなどで参考資料として保存を継続する必要性がないと思料される事件の記録が考えられる（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3、9）。

2 刑事参考記録の指定が解除されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する（2項）。

3 刑事参考記録の指定が解除された場合における廃棄等の手続については、保管記録における廃棄の手続（規程第10条）及び特別処分の手続（規程第11条）が準用される（3項）。その場合には、刑事参考記録は、検察庁の長が法務大臣の委任を受けて保存しているのであるから、規程第10条及び第11条において「保管検察官」が行うこととされている事務は、刑事参考記録として保存している検察庁の長が行うことになる。

なお、刑事参考記録であっても再審の手続のために保存する必要が生じた場合には、再審保存記録の保存又は閲覧の例により取り扱われることになる（法第9条第3項）。再審の手続のために保存されている刑事参考記録についてその指定が解除された場合には、その記録は、再審の手続のための保存期間が満了するまでは引き続き保存する必要があり、廃棄や特別処分はできない。

### 第3 刑事参考記録の閲覧手続（規程第20条）

1 法は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合（注1）には、法務大臣は、閲覧しようとする者の申出により、刑事参考記録を閲覧させることができることとしており（法第9条第2項）、規程は、これを受けて、刑事参考記録の閲覧をしようとする者から刑事参考記録閲覧申出書（規則様式第6号）の提出があった場合には（注2）、保管記録の閲覧に関する決定等の手続（規程第

13条第1項及び第3項。閲覧を不許可とした場合における書面による通知に関する手続は除かれている（注3）。）及び閲覧手続（規程第14条第3項（閲覧手数料に関する部分を除く。）及び第4項）を準用して、刑事参考記録の閲覧に関する手続をすることとしている。この場合、法第9条第4項及び規則第15条の規定により、刑事参考記録の閲覧に関する法務大臣の権限は、刑事参考記録に係る刑事被告事件についての第一審対応検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正）に委任されているため、規程第13条第1項及び第3項において「保管検察官」が行うこととされている事務は、刑事参考記録として保存している検察庁の長が行うことになる。

（注1）「法務省令で定める場合」については、規則第14条が

- (1) 民事上又は行政上の争訟に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合
- (2) 刑事上の手続に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合
- (3) その他特に刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合と定めている。

（注2）刑事参考記録の閲覧の申出をしようとする者は、刑事参考記録閲覧申出書を検察庁の長に提出しなければならない（規則第16条）。

（注3）規程第13条第2項の規定が準用されない理由及び検察庁の長が閲覧の許否を決定したときは電話等適宜な方法で申出をした者に通知することについては、再審保存記録の閲覧の申出があった場合と同様である（第2章、第2節、第6、4-53ページ参照）。

2 刑事参考記録について閲覧の申出があった場合には、検察庁の長は、閲覧の目的、必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の程度等の事情を総合的に勘案して、閲覧の許否を決定することになる。

刑事参考記録の閲覧は、検察庁の長の裁量により認められるものであって、権利又は法律上保護された利益として認められたものではないので、刑事参考記録の閲覧の申出に対する検察庁の長の処分に対しては、法第8条、行政不服審査法又は行政事件訴訟法による不服申立

てはできない。

3 閲覧手数料については、刑事参考記録の閲覧について規定した法第9条第2項において法第7条の規定が準用されていないので、刑事参考記録を閲覧させる場合でも、これを徴収することはできないから、注意する必要がある（注）。規程第14条第1項及び第2項が準用されおらず、かつ、第3項のうち閲覧手数料に関する部分が準用されていないのは、このためである。

（注）他方、刑事参考記録を再審の手続のために保存する必要があると認められる場合には、検察官は再審保存記録の保存及び閲覧の例によることとされている（法第9条第3項）ので、刑事参考記録を再審の手続のために閲覧させる場合には、法第9条第3項の規定により法第7条が適用されるから、閲覧手数料を徴収することとなるので、注意を要する（後記第5、3-72ページ参照）。

#### 第4 刑事参考記録の謄写（規程第21条）

刑事参考記録の謄写については、保管記録の謄写についての手続を定めた規程17条の規定が準用される。この場合にも刑事参考記録の閲覧と同様の趣旨から、同条において「保管検察官」が行うこととされている事務は、刑事参考記録として保存している検察庁の長が行うこととなる。

#### 第5 再審の手続のための保存（規程第22条）

1 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例によることとされている（法第9条第3項）。

すなわち、保管検察官は法務大臣が刑事参考記録として保存している記録について、再審の手続のために保存する必要があると認めるときは、これを再審保存記録の例により保存する（法第3条第1項参照）

こととし、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人は、保管検察官に対して、刑事参考記録を再審の手続のために保存することを請求する（法第3条第2項参照）ことができ、保管検察官は、この請求に対して、保存するか否かを決定し、請求した者に対してその結果等を通知する（既に再審保存記録の例により保存しているときは、その旨を通知すればよい。法第3条第3項参照）ことになる。保存期間を延長する（法第3条第4項参照）こともできる。また、閲覧についても、再審保存記録の閲覧に関する法第5条から第7条までの規定が準用されることになる。

つまり、この場合には、刑事参考記録であっても、その取扱いは、全て再審保存記録と同様の取扱いをすることとなり、保管検察官において保存し、保管検察官が閲覧の許否を決定することとなる。これは、本来、刑事参考記録の保存及び閲覧に関する法務大臣の権限（刑事参考記録として保存する旨の決定に関する権限を除く。）は、法第9条第4項の規定に基づく規則第15条の規定により、第一審対応検察庁の長（区検察庁にあっては、検事正）に委任されているのであるが、刑事参考記録を再審の手続のために保存することとなった場合には、その保存の主体が検察庁の長から再び保管検察官となり、同検察官において保存することになるためである。

2 そこで、保管検察官は、刑事参考記録について再審の手続のため保存することとしたときは、検察庁の長にその旨を通知する（注）。この場合において、通知を受けた検察庁の長は、法務大臣に対し、保存中の刑事参考記録について再審の手続のため保存することとなった旨を報告する（1項）。刑事参考記録が再審の手続のため保存することとなっても、当該記録は、刑事参考記録としての法的性質を失うもの

ではないので、その事由のみでは刑事参考記録としての指定を解除することにはならない。

(注) この通知は、手続を明確にするため書面によることが相当であるが、様式が定められていないので、適宜の書面をもって行うことになる。

3 刑事参考記録について再審の手続のため保存する場合における保存に関しては、検察システムによる再審保存記録として保存する旨の管理並びに再審保存記録目録の作成並びに再審保存・再審保存期間延長に関する決定及びその通知に関する手続(規程第6条から第8条まで)が、また、閲覧に関しては、閲覧の許否に関する決定及びその通知、閲覧手数料の徴収並びに贋写に関する手続(規程第15条から第17条まで)が準用される(2項)。したがって、刑事参考記録を学術研究等のために閲覧する場合と異なり、閲覧しようとする者は、閲覧手数料を納付しなければならず、また、法第8条により、保管検察官のした再審保存記録としての保存(保存期間の延長を含む)又は閲覧に関する処分に対する不服申立てもできることとなる(第2章、第2節、第2、8-43ページ参照)。

4 記録担当事務官は、保管検察官が刑事参考記録について再審の手続のため保存することとしたときは、当該記録の再審保存記録目録の備考欄に刑事参考記録である旨を、また、検察システムにより再審の手続のため保存した旨を管理して相互の関連を明らかにしておくことが必要である。

## 第4章 裁判所不提出記録

### 第1 裁判所不提出記録の保管等(規程第23条)

1 裁判所不提出記録(注1)は、当該記録に係る裁判書以外の保管記録又は再審保存記録(再審の手続のため保存することとされた刑事参考記録を含む。)の保管又は保存に従う(注2)。したがって、保管記録の保管期間又は再審保存記録の保存期間が延長された場合にも延長された期間引き続き保管し、又は保存することとなる。つまり、裁判所不提出記録は、保管記録又は再審保存記録が廃棄されるまでこれらの記録と共に保管し、又は保存され、その運命を共にすることとなる。ただし、閲覧の対象とはならないので、注意する必要がある。

(注1) 公訴提起した事件の記録のうち、検察官が裁判所に証拠として提出しなかった記録である。

(注2) 検察システムでは、裁判所不提出記録を保管記録等とは別個に管理できるようになっているが、保管記録等の管理に当たっては、関連する裁判所不提出記録の整理番号を登録することができるようになっていてことから、適切に関連付けを行っておく必要があろう。

2 規程第11条による特別処分をする場合には、裁判所不提出記録についても特別処分をすることができる。

3 被告事件の終結後において、第一審対応検察庁以外の検察庁の検察官が裁判所不提出記録(例えば、高等検察庁において新たに作成された裁判所不提出記録)を有する場合は、これを適宜な方法(規程第4条の手続に準じた方法が考えられる。)により保管検察官に送付することとなる。

### 第2 刑事参考不提出記録(規程第24条)

- 1 檢察庁の長は、規程第18条第1項により刑事参考記録の指定上申をする場合において、保管記録又は再審保存記録に係る事件の裁判所不提出記録を刑事参考記録と共に保存することが適當であると思料するときは、刑事参考記録等指定上申書の上申の理由及び参考事項欄にその旨及びその冊数を記載して上申する（1項）。
- 2 裁判所不提出記録が刑事参考記録と共に保存することとされたときは、検察庁の長がこれを刑事参考不提出記録として保存する。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する（2項）。

## 第5章 不起訴記録

### 第1 不起訴記録の保存（規程第25条）

- 1 規程は、不起訴記録を保存すべき者を検察官と定めているところ、各検察庁においては、不起訴記録の保存に関する事務の適正を期し、その便を考慮し、保管記録の保管又は再審保存記録の保存をなすべき検察官たる次席検事、総務部長あるいはその他の特定の検察官を不起訴記録を保存すべき検察官としている。
- 2 不起訴記録中に他の不起訴記録に編てつされるべき記録が存する場合であって、それぞれの不起訴記録について保存すべき検察官を異なるときは、これらの不起訴記録のうち、その保存期間の満了日が最後に到来することとなる不起訴記録に合わせてそれぞれ保存期間を延長して保存する。ただし、不起訴記録の保存期間が満了した場合において、不起訴記録の保存期間が他の記録の保管・保存期間より短く、保存期間を延長する必要がないと認めるときは、当該不起訴記録の保存期間満了後は廃棄して差し支えない（注）。

（注） 平16.12.10刑総1439刑事局長通達の記第2、3及び4

- 3 不起訴記録の保存期間は、次のとおりである。  
不起訴記録の保存期間は、不起訴の裁定をした日から起算する。本条は、「不起訴記録の裁定をした日から起算する」と規定して特に起算日を算入することを明示しているので、不起訴裁定の日当日は、保存期間に算入されることになる。

不起訴記録の区分	期間
1 事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録（本表第3号(2)に規定するものを除く。）	
(1) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）について	
ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	30年
イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	20年
ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
(2) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪について	
ア 死刑に当たる罪に係る事件のもの	25年
イ 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	15年
ウ 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
エ 長期10年以上15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	7年
オ 長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	5年
カ 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に係る事件のもの	3年
キ 拘留又は料科に当たる罪に係る事件のもの	1年
2 事件事務規程第75条第2項第15号又は第19号の裁定主	5年

文に係る不起訴記録（本表第3号(2)に規定するものを除く。）

### 3 次に掲げる不起訴記録

(1) 事件事務規程第75条第2項第1号から第14号までの裁定主文に係る不起訴記録（本号(2)に規定するものを除く。）

1年

(2) 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の不起訴記録であって、区検察庁の検察官がした不起訴処分に係るもの

1年

このように、不起訴記録の保存期間は、その記録の区分、すなわち、事件事務規程第75条第2項各号に掲げる不起訴裁定主文により定められている。このうち、同項第16号（罪とならず）、同項第17号（嫌疑なし）、同項第18号（嫌疑不十分）又は同項第20号（起訴猶予）の裁定主文に係る不起訴記録の保存期間については、人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）か否かや法定刑の軽重により差異があるので、留意しなければならない（注1）（注2）。

（注1） これらの不起訴記録については、保存期間の把握を容易ならしめるため、不起訴裁定番に適宜罰則を付記する等の措置を講じておくこととされている（昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2、15、(2)、平12.3.30刑総439刑事局長通達「記録事務規程の一部を改正する訓令の運用について」の記1、平23.6.10刑総719刑事局長通達の記1、(3)）。

（注2） 事件事務規程第75条第2項第16号から第18号までの裁定主文に係る不起訴記録の保存期間は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）により、人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの公訴時効期間が改正されたことに伴い、また、同項第20号の裁定主文に係る不起訴記録の保存期間は、公訴時効期間が満了するまでの間保存すべき旨の検察審査会からの建議を受けたことに伴い、これらの罪に係る事件の不起訴記録（同項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に

係る不起訴記録に限る。)について新たな区分及び保存期間を追加するなどの改正がなされた(平22.4.27刑総653刑事局長通達の記1, 2, 平23.6.10刑総719刑事局長通達の記1)。

4 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の不起訴記録のうち、区検察庁の検察官が不起訴処分をしたものに係る保存期間は、全て1年とされている(規程第25条の表第3号(2))。

## 第2 不起訴記録の保存に関する特例(規程第26条)

1 検察官は、事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存する。(1項)。

事件事務規程第75条第2項第16号から第18号までの裁定主文に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、平22.4.27法務省刑総訓652大臣訓令附則第4項の規定により当分の間、期限を定めず保存することとされていたが、平23.6.10法務省刑総訓718大臣訓令による改正により、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存することとされた。また、この改正の際、それまで保存期間を不起訴の裁定をした日から起算して5年間とされていた事件事務規程第75条第2項第20号の裁定主文(起訴猶予)に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、同様に被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存することとされた。

2 前項の場合において、被疑者が不詳であるときの被疑者の年齢については、犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日に満20歳に達

したものとみなす(2項)。

被疑者不詳の場合は、被疑者の年齢が特定できないから、犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日に満20歳に達したものとみなして計算することとされた。この場合における「犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日」とは、犯罪の実行行為を行った日、又は、犯罪の存在自体の立証が困難であるとされる場合には、不起訴裁定書に被疑事実として記載されている行為が行われたとされる日のことを指す。そして、必ずしも実行行為の日を特定することができない場合、例えば、「〇月中旬頃」などと幅を持たせた被疑事実により不起訴の裁定が行われている場合には、当該月の末日を起算日とすることとなる(注)。

(注) 平23.6.10刑総719刑事局長通達の記2, (2)

## 第3 不起訴記録の保存期間の延長(規程第27条)

規程第25条及び第26条に定める不起訴記録について、検察官において必要があると認めるときは、保管記録又は再審保存記録と同様にその保存期間を延長することができる。ここにいう「必要がある」とは、例えば、関連する被疑事件の処分が未了である場合、民事訴訟(国家賠償請求訴訟を含む。)が係属している場合、検察審査会に審査の申立てがなされている場合等であって、当該不起訴記録を捜査、訴訟、審査等のために保存期間満了後も保存する必要があると認められるときなどである(注)。

不起訴記録の延長期間及びその取消しについては、保管記録の保管期間の延長についての記述(第2章、第1節、第5-19ページ以下)を参照されたい。

(注) 事件事務規程第75条第2項第4号(第1次裁判権なし・不行使)の裁定主文に係る事件については、人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たる罪以外の罪を除き、保存期間は1年とされているところ、検察審査会の議決等によ

つては事件を再起する場合等があるので、同号の裁定主文に係る不起訴記録について、事件を再起する可能性がある場合には、その保存期間満了後も、適宜、保存期間を延長することとされている（平23.6.10刑総719刑事局長通達）。

#### 第4 不起訴記録の管理（規程第28条）

- 1 不起訴記録を受領したときは、記録担当事務官は、検察システムにより不起訴記録を管理するとともに、不起訴・中止裁定書に保存番号を表示する（1項）。

不起訴記録は、その保存番号順に記録倉庫等に格納して保存する。

- 2 不起訴記録の保存番号は、不起訴記録の区分ごとに作成し、その番号は、不起訴記録ごと（注）に番号を付し、暦年ごとに改める（2項）。したがって、不起訴記録の保存番号は、保管記録と同様に事件単位で付することとなるので、被疑者が複数であっても1件の不起訴記録であれば、保存番号は一つである。

旧規程では、保存記録ごとに一連番号を付すこととされていたが、規程では、「一連」の文言を削る改正がなされたことから、これにより、保存番号を庁別に区分しない取扱い、又は保存区分と同じくする記録について、事件区分ごとに異なる進行番号を付す取扱い（例えば、一般事件は1番から、道路交通法違反事件等は100001番からというように、それぞれ進行番号を付す取扱い）が可能となった。

（注）2名以上の被疑者に係る1件の不起訴記録で、その保存期間の満了日が被疑者によって異なるときは、保存期間が長期となる保存記録（保存期間の満了日が最後に到来することとなる保存記録）に係る不起訴裁定年次及び保存記録の区分により管理する。この場合における検察システムによる管理は、1個の保存番号を付した上、不起訴記録の保存終期欄には、保存期間が長期となる不起訴記録（保存期間の満了日が最後に到来することとなる保存記録）の保存終期のみを入力する。（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3，10，(1)）。

- 3 保存区分については、旧規程では、各庁における記録事務の実情に

応じて、不起訴記録の保存区分を更に区分して作成することとして差し支えないとされていたが、検察システムによる管理では、検察システムに設定された選択可能な保存区分の範囲内で行うこととなる（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3，10，(3)）。

- 4 規程第5条の規定は、検察官が不起訴記録の保存期間を延長することとした場合に準用する（3項）。記録担当事務官は、保存期間延長不起訴記録目録（様式第15号）に保存番号（注）、延長保存開始年月日、延長保存終期等を記入して作成し、検察官の押印を受ける。その際、当該記録の保存期間が延長されたことを検察システムにより管理する。

（注）保存期間延長不起訴記録目録の保存番号は、その目録の進行番号ではなく、当該不起訴記録に係る延長前の保存番号によることとなるので、注意しなければならない。

#### 第5 不起訴記録の閲覧等

- 1 不起訴記録は、刑訴法第47条の公判の開廷前の訴訟に関する書類に該当するところ、これらの書類は、同条の規定により、公にしないこと（注1）を原則とし、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合には、例外として公にすることが許されることとされている（注2）。したがって、不起訴記録について閲覧が許されるのは、例外的な場合に限定されることになる。

（注1）刑訴法第47条本文が公判開廷前における訴訟関係書類の非公開の原則を定めている趣旨は、訴訟関係人の人権を保護し、又は捜査及び裁判に対し不当な影響が及ぶことを防止しようとするものである（最判昭28.7.18刑集7・7・1547）。

（注2）非公開とすることによって保護される公益に優先する他の公益上の必要が認められる場合に、例外的な取扱いを許したものとされている。

- 2 したがって、不起訴記録を閲覧させるか否かは、その記録を保存す

る検察官において、個々の事案ごとに、閲覧の目的、必要性、被疑者その他捜査協力者等事件関係人のプライバシーの保護、真実わい曲の危険性等を十分に勘案した上、合理的な裁量によって決定することとなる。

3 不起訴記録の閲覧等については、近時、特に被害者又はその親族の方々（以下「被害者等」という。）に対する配慮とその保護のための諸方策を講じることが重要な課題となっている。

被害者等に対する不起訴記録の開示については、刑訴法第47条の趣旨を踏まえつつ、被害者等の保護等の観点と、開示により関係者のプライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれの有無等を個別具体的に勘案し、相当と認められる範囲で、弾力的な運用が行われてきた。

他方、被害者等からは、被害を受けた事件の内容を知りたいとの強い要望がなされたことなどから、平成20年11月19日付け刑総第1595号刑事局長通達「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について」（以下「平成20年通達」という。附－4－139ページ以下参照）が発出され、前記に加え、刑訴法第316条の33以下に規定された被害者参加の対象事件（以下「被害者参加対象事件」という。）の不起訴記録については、被害者等が「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、客観的証拠については、原則として閲覧を認めるという、より弾力的な運用を行うこととされた。

なお、被害者参加対象事件以外の不起訴記録の閲覧・謄写については、従前どおり、被害者等が民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利行使する場合に限ることとされている。

平成20年通達で示されている指針等の一例は以下のとおりである。

(1) 供述調書については、関係者の名誉・プライバシー、今後の捜査

一般的円滑な遂行を害するおそれが高いと考えられるので、原則として閲覧を認めるべきではない。ただし、被害者参加対象事件について被害者等から閲覧請求がなされた際に、損害賠償請求権その他の権利行使する目的が認められる場合、閲覧請求に係る供述調書等が代替性のないものであるときは、相当でないと認められる場合を除き、例外的に閲覧を認めることができる。しかし、被害者参加対象事件以外の事件について被害者等から閲覧請求がなされた際は、供述人が死亡するなど代替性がないと認められる場合を除き、閲覧を認めるべきではない。

このように供述調書については、原則として閲覧を認めないこととなるが、被害者等の要望に応じて、不起訴処分をする際に、検察官において、処分理由の説明の一環として、必要と認められるときは供述内容を口頭で説明するなどの配慮を行うこととされた（平成20年通達の記第1, 1, (4), イ及び第1, 2, (4), イ）。

(2) 被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合であっても、例えば、加害者側が被害者側との示談交渉に当たり、被害者側との過失相殺を主張するために必要であるとして記録の閲覧・謄写を求めてくるような場合には、被害者側が正当に被害回復を受けることに資する場合も少なくないので、そのような場合には、相当と認められるときは閲覧・謄写に応じてもよい（平成20年通達の記第1, 2, (1), イ）。特に、最近、刑事事件に起因する傷病等に関して、保険金の支払請求を受けた保険会社等から事実調査や免責条項を確認する目的で記録の閲覧・謄写請求がなされることが少くないが、これら保険会社等からの請求については、保険金の支払業務について、正当に行われない場合には、真に保障を受けるべき者が保障を受けられないこととなりかねず、制度そのものにも影響を及

ぼす可能性があることも考えられることから、請求がなされた場合には、画一的な対応を行うのではなく、その必要性・相当性について慎重に吟味・検討した上で、適切に対応する必要があるものと考えられる。

ところで、平成20年通達は、被害者等に対する不起訴記録の開示のみならず、不起訴記録の開示の全体的な指針について定めているものであり、被害者参加対象事件に加え、それ以外の事件の不起訴記録について閲覧・謄写請求がなされた場合の対応や、民事裁判所から不起訴記録の文書送付嘱託等がなされた場合の対応についての指針も示している。具体的な不起訴記録の閲覧・謄写の運用に当たっては、平成20年通達を参考にしつつ、個々の事案ごとに保管検察官の合理的な裁量により決定することになる。

#### 第6 不起訴記録の廃棄等（規程第29条）

- 1 不起訴記録の保存期間が満了したときは、保管記録の廃棄手続（第10条）及び特別処分の手続（第11条）が準用される（1項）。
- 2 不起訴処分に付された事件が再起されたとき（事件事務規程第3条第6号）、又は刑訴法第266条第2号の規定により裁判所の審判に付する決定があったとき（刑訴規則第174条及び第175条参照）は、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する（2項、3項）。この場合には、当該不起訴記録は、いずれも保存すべき不起訴記録としての性質を失い、以後は保存手続から離脱することになるため、具体的には、検察システムの「不起訴記録情報」欄に、保存終了年月日及び保存終了理由等を入力することにより、不起訴記録としての保存が終了した旨を管理することとなる。

#### 第7 刑事参考不起訴記録（規程第30条）

- 1 保存期間が満了した不起訴記録で、法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として指定したものは、刑事参考不起訴記録として、当該記録に係る事件について不起訴の裁定をした検察官の属する検察庁の長が保存する（1、2項）（注）。

（注） 刑事参考不起訴記録は、刑事参考記録と保存の要件（法第9条第1項参照）や保存の主体は同じであるが、閲覧の対象とはならないことに注意すべきである。

- 2 このように、刑事参考不起訴記録の指定は法務大臣が行うので、検察庁の長において不起訴記録を刑事参考不起訴記録として保存することが適當であると思料するときは、法務大臣に対して上申することになるが、その場合の手続及び指定された後の手続は、刑事参考記録の指定に関する手続（第18条）を準用することとされている。また、刑事参考記録の指定が解除された場合の廃棄等の手続（第19条）も、刑事参考不起訴記録について準用される（3項）。

なお、刑事参考不起訴記録の指定を確実に行うため、不起訴処分があった事件の記録のうち、将来、刑事参考不起訴記録として指定されるべきであると思料するもの又は翌年に廃棄の対象となる記録のうち、刑事参考不起訴記録として指定されるべきであると思料するものを選定して、指定相当事件報告書により刑事局に報告することとされている（注）。

（注） 平11.11.11刑総1333刑事局長通達

## 第6章 費用補償請求事件記録及び 刑事補償請求事件記録

### 第1 費用補償請求事件記録等の保存（規程第31条）

1 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録は、本案被告事件についての第一審対応検察庁の長（注1）が保存する（1項）。したがって、最高裁判所又は高等裁判所に対して費用補償又は刑事補償の請求がなされた場合には、これらの請求事件の記録の送付を受けた最高検察庁又は高等検察庁の長は、その記録を本案被告事件についての第一審対応検察庁の長に送付することになる（注2）。

（注1） 保存主体について、第3章から第5章までのように「区検察庁にあっては、検事正」と指定されていないので、刑事参考記録等とは異なり、区検察庁であっても検事正ではなく、その検察庁の長が保存することとなる。

（注2） 規程第4条の手続に準じて送付することとなる。

2 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の保存期間は、当該本案被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了するまでの期間とされている（1項）ので、これらの請求事件の記録の保存期間の満了日は、本案被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了する日と同日となる。

3 本案被告事件についての第一審対応検察庁の長が、裁判所又は上級法院から費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該記録の保存に関する事項を管理する（2項）。

### 第2 費用補償請求事件記録等の廃棄（規程第32条）

費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の保存期間が満了したとき、すなわち、当該記録に係る本案被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了したときは、保管記録の廃棄手続（規程第10条）に準じ、廃棄の手続を行う。

## 第7章 雜 則 等

### 第1 裁判書謄本等の交付（規程第33条）

1 被告人その他訴訟関係人（注1）は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができることとされている（刑訴法第46条）ので、検察庁において保管している裁判書原本について、この請求があったときは、保管検察官は、裁判書謄本・抄本交付請求書（様式第16号）を提出させる（1項）（注2）。

（注1）「その他訴訟関係人」には、法人の代表者（刑訴法第27条）、法定代理人（同法第28条）、特別代理人（同法第29条）、弁護人（同法第31条第2項のいわゆる特別弁護人を含む。）及び補佐人も含まれる。

（注2）昭和33年検務実務家会問その他1問答

2 被告人その他訴訟関係人から裁判書謄本・抄本交付請求書の提出があったときは、記録担当事務官は、請求者に費用を納付させた上、その請求の内容に応じて裁判書の謄本又は抄本を作成して交付する（2項）。

この費用は、1枚につき（注1）60円と定められており（刑事訴訟法施行法第10条第1項），また、収入印紙で納めさせることができるのこととされている（同条第2項）。そこで、規程は、第14条第1項及び第2項の規定を準用し、収入印紙又は現金により必要な費用を徴収するものとしている。この場合には、これらの規程中「閲覧に関する決定書」とあるのを「裁判書謄本・抄本交付請求書」と読み替えることになる（3項）。

なお、裁判書謄本等の交付請求者が遠隔地に居住し、かつ、代理人をして請求させることができないなど特段の事情があると認められる

場合、保管検察官のもとに出向いてその請求をさせることは、請求者に過度の負担を強いることにもなる。そこで、請求者からあらかじめ電話等でこのような申出がなされたときは、特段の事情があると認められる場合に限り、請求者をしてその所在地を管轄する検察庁の検察官に赴かせた上、保管検察官宛ての裁判書謄本・抄本交付請求書を提出させることとし、その申出を受けた検察官において、保管検察官から手数料の徴収など謄本等の交付に係る諸事務の嘱託を受けるとともに、保管検察官からその謄本の送付を受け、請求者に交付する取扱いを行うことが相当である（注2）。この場合、当然にあらかじめ保管検察官と交付事務の嘱託を受ける検察庁の検察官とは、連絡を密にして交付手続が迅速・適正に行われるよう対応する必要がある。

（注1）裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本又は抄本の作成に当たり、別紙を用いて認証を行った場合は、当該認証用紙についても費用を徴することができる。したがって、交付費用は、認証用紙を含めた用紙の枚数により計算する。

（注2）平成7年検務実務家会問記録事務関係1問答

3 国の行政機関又は地方公共団体から裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を求められた場合には、規程第33条は適用されず、いわゆる「行政上の共助」として取り扱うこととなる。したがって、費用を徴収することはできない（注1）。この場合において、交付するかどうかは、具体的な事案に応じて保管検察官が決定することになる（注2）。

（注1）昭49検務実務家会問保存関係1問答

（注2）昭34検務実務家会問その他関係4問答

4 第一審対応検察庁の検察官が交通切符又は交通反則切符を用いてなされた裁判の裁判書（交通切符にあっては第2枚目、交通反則切符にあっては第1枚目）の謄本又は抄本の交付についての申出を受けた場

合において、必要があると認めるときは、事務に支障がない限り、申出者から保管検察官宛ての裁判書謄本・抄本交付請求書を提出させ、保管検察官から費用の徴収など謄本等の交付に関する諸事務の嘱託を受けるとともに、同検察官からその謄本等の送付を受け、申出を受けた第一審対応検察庁の検察官の所属する記録担当事務官において、その交付及び費用徴収の事務（規程第33条第2項及び第3項）を行うこととされている（注1）。これは、交通切符又は交通反則切符を用いてなされた裁判の裁判書については、その裁判に係る第一審対応検察庁の検察官ではなく、有罪の言渡しを受けた者の本籍地（本籍がない者、本籍が判明していない者又は日本の国籍を有しない者にあっては、東京都）を管轄する地方裁判所に対応する検察庁（以下「本籍地方検察庁」という。）の検察官が保管することとされている（注2）実情を考慮し、その謄本等の交付手続について嘱託によることとされたものである。

（注1） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 19

（注2） 規則附則第2項及び昭62.12.14法務省告示第953号参照。なお、犯歴事務規程は、この裁判書を既決犯罪通知書（丙）に代わるものとして、本籍地方検察庁において保管することとしている（同規程第9条）。

## 第2 特別取扱い（規程第34条）

1 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）において、記録事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て、特別の取扱いをさせることができる（1項）。

例えば、保管又は保存すべき記録の管理について、事務の合理化等の観点から必要性があり、また、事務処理上の支障がなく相当と認め

られるときに、例外的に検察システムによらない取扱いを行う場合が考えられる。この検察システムによらない取扱いをする場合には、規程第34条の法務大臣の許可を得るための上申手続が必要となる（平25.3.19刑総409刑事局長通達の記第3, 12, (3)）。

2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない（2項）。

これは、これらの特別取扱いについては、事務監査等をする検事総長及び検事長において把握しておく必要があるからである。

## 第3 その他

1 交通切符又は交通反則切符を用いてなされた裁判の記録の取扱いについては前述のとおりであるが（第2章、第1節、第3、13-18ページ）、犯歴事務規程第9条に規定するところにより保管された交通切符の2枚目又は交通反則切符の1枚目は、当該犯歴を有する者が死亡した年の翌年1月1日から起算して1年を超えたときは廃棄することとされているが（注1）、これは、同条により既決犯罪通知書（丙）に代わるものとしては廃棄するという趣旨であるから、そのような事由が生じた場合であっても、裁判書としての保管期間内又は保存期間内であれば廃棄することはできないので、注意を要する（注2）。

（注1） 昭59.4.26刑総330刑事局長通達「犯歴事務規程の改正について」

（注2） 昭62.12.14刑総1019刑事局長通達の記第2, 21, (2)

2 保管検察官の保存又は閲覧に関する処分に対する不服申立てができることについては法第8条に規定するところであるが、このような申立てがあった場合においてその申立事件が終結したときは、当分の間、

その概要を、また、保管記録又は再審保存記録を閲覧した者が法第6条の規定に違反して、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穏を害する行為をしたことを知ったときは、速やかにその概要をそれぞれ刑事局長宛て報告しなければならない（注）。

（注） 昭62.12.14刑終1019刑事局長通達の記第2, 21, (3), (4)

3 裁判所から民事事件の証拠決定に基づく保管記録の送付嘱託があつた場合は、法の規定は適用されないが、保管検察官としてはできる限り協力すべきであろう。

送付嘱託に対する保管検察官の対応としては、刑訴法及び法の各規定に準じて判断することとなるが、基本的には、閲覧を認め得る書類は送付嘱託に応じ、閲覧を拒否すべき書類は送付嘱託に応じない（注）取扱いが相当であろう。

（注） 例えば、当該保管記録中の書類が公にされた場合、①関連する他の公判係属中の事件の証拠と共に通しているため「検察庁の事務に支障がある」（刑訴法第53条第1項ただし書）として、また、②「関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなる」（法第4条第2項第5号）として、送付嘱託に応じない場合が考えられる。

4 被疑者補償規程に基づく被疑者補償事件記録の保存については、昭和32年4月12日付け法務省刑事第6408号刑事局長通達「被疑者補償規程の運用について」の記第11に定められており、被疑者補償事件記録は、本案被疑事件に係る不起訴記録と別にし、被疑者補償事件の担当検察官の所属する検察庁（注1）において保存することとされている。また、被疑者補償事件記録の保存期間は、3年である（注2）。

（注1） 不起訴処分をした検察官が区検察庁の検察官である場合を除き、本案被疑事件に係る不起訴記録を保存すべき検察官の所属する検察庁となる。

（注2） 平25.3.29刑総515号刑事局長通達「検務関係文書の保存期間について」

5 民事訴訟において、訴訟の当事者は、保管記録、公判不提出記録又は不起訴記録を保管又は保存する検察官に対して、民事訴訟法第220条の文書提出義務があるものとして、同法第221条に基づき、文書提出命令を申し立てることができ、裁判所は、その申立てを理由があると認めるときは、同法第223条により、文書の所持者たる検察官に対し、文書提出命令を発することができる。

文書提出命令制度については、同法第220条において、①当事者が訴訟において引用した文書（1号）、②挙証者が引渡し請求権又は閲覧請求権を有する文書（2号）、③挙証者の利益のために作成された文書及び挙証者と所持者の法律関係につき作成された文書（3号）のほか、④一定の例外の場合を除き、文書一般について、その所持者に提出義務が課されている（4号）。同法第220条第4号による提出義務の例外となる文書は、次のとおりであって、原則として、保管記録、公判不提出記録又は不起訴記録は、第4号ホにより提出義務の対象から除外かれている。

イ 証言拒絶権を有する事項が記載されている文書

ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務遂行に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ハ 医師、弁護士等が職務上知り得た事実で黙秘すべきもの等

ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書

ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類等

同法第220条第4号ホにおいて、刑事訴訟関係書類（保管記録、公判不提出記録又は不起訴記録）が文書提出義務の対象から除外されているのは、刑事訴訟関係書類が刑事訴訟における実体的真実の解明と

いう公益の追求のため、関係者の名誉・プライバシーについてまで深く立ち入って作成されるものである上、刑訴法や刑事確定訴訟記録法により、関係者の利益保護、捜査の秘密及び刑事裁判の適正の確保等と開示・公開により図られる公益等を調整した上で、手続の各段階に応じて、開示の要件、方法等について独自の規律をしていることから、これに委ねることとされたものである。

しかしながら、不起訴記録を含む刑事訴訟関係書類であっても、民事訴訟法第220条第1号から第3号までに規定する文書（特に、同法第220条第3号後段の法律関係文書（注））に該当するとして、文書提出命令の対象となり得る場合がある。もっとも、民事訴訟法における文書提出義務は、裁判所の審理に協力すべき公法上の義務であり、基本的には証人義務、証言義務と同一の性格を持つことから、文書所持者に守秘義務のある場合には、証人の証言拒否権に関する諸規定の類推適用によって、その提出を拒否できるとされているところ、「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定する刑訴法第47条は、刑事訴訟関係書類の所持者に原則として守秘義務を課すものといえる。したがって、不起訴記録や公判不提出記録中の文書が民事訴訟法第220条第3号の法律関係文書に当たると判断される場合であっても、同条ただし書の「公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合」を除き、提出を拒むことができると解されている。

そして、刑訴法第47条ただし書に該当するかについては、当該文書を公にする目的、公にする必要性の有無・程度、公にすることにより、被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーが侵害される、公序良俗が害される、当該事件や関連事件、さらには刑事案件一般の捜査、公判に不当な影響が及ぶなどの弊害発生のおそれの有無・程度等の諸

般の事情を総合的に考慮して判断されるべきであり、当該文書を保管する者の合理的な裁量に委ねられていると解されている。民事訴訟において文書提出命令が問題となった場合においても、当該文書の保管者の裁量的判断は尊重されるべきであるが、民事裁判所は、保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟において当該文書を取り調べる必要性の有無・程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、当該文書の提出を命じることができると解されている。

（注）法律関係文書とは、契約書のように、法律関係それ自体を記載した文書が典型例であるが、最近の裁判例では、「挙証者と所持者との法律関係それ自体ないしはそれに関連ある事項を記載した文書、又は当該法律関係を構成する要件事実が記載された文書と解すべき」（東京高裁昭和60.2.21決定（判例タイムス560号139ページ））、あるいは、「民事訴訟法220条3号にいう「法律関係」には、契約以外の司法上の法律関係（不法行為など）及び公法上の法律関係を含み、この「法律関係について作成された」文書とは、当該法律関係そのもの及び当該法律関係を構成する要件事項を記載された文書で、当該法律関係を基礎付け又は裏付ける事項を明らかにする目的で作成された文書であると解せられる」（福岡高裁那珂支部平成10.3.13決定（紛務月報45巻4号641ページ））などとされている。

なお、主な文書提出命令申立に関する事例は次のとおりであり、参考までに掲げる。

#### （文書提出命令が出された事例）

- ① 東京高裁 平成9.7.9 即時抗告棄却（一部認容）決定（提出命令申立て下決定に対し申立人即時抗告）

〔不起訴記録中の捜索差押状況及び被疑者を撮影した写真については法律関係文書に該当するというべきであって、本件写真が提出されれば、直截かつ的確に事案の解明をできるもので、事件の訴訟関係人の名誉・プライバシー等を侵害するおそ

れがあるものとも認め難いことから、提出を拒否している相手方の右判断は裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものといわざるを得ない。】

- ② 福岡高裁 平成14.2.26 即時抗告棄却（一部認容）決定（提出命令申立認容決定に対し国が即時抗告）

〔捜査関係書類が無制限に公開されれば、将来提起される可能性のある刑事公判や継続中の捜査に多大な支障を来す可能性があり、犯罪の解明と適正な処罰が阻害されるおそれがあるものの、他方、個人の権利の確保を目的とする民事訴訟も法による社会秩序の維持の重要な一環であるため、私権の侵害の有無や救済の要否の判断に必要な証拠は可能な限り法廷に提出されるべきであり、事件捜査の現状と基本事件の進行状況等の具体的な状況下で比較衡量して所持者（検察官）の判断が裁量権の範囲を逸脱しているか検討して判断することとなるところ、一部の証拠については、裁量権の範囲を逸脱したものといわなければならない。〕

- ③ 福岡高裁 平成15.1.31 即時抗告棄却（一部認容）決定（提出命令申立却下決定に対し申立人即時抗告）

〔文書提出を拒否した検察官の判断は裁量の範囲を逸脱しているといわざるをえない。〕

- ④ 東京高裁 平成16.8.16 一部取消差戻、一部抗告棄却決定（原決定は提出命令申立却下決定、申立人即時抗告（判例時報1882号25ページ））

〔申立人を被疑者とする刑事事件について捜査機関の作成した「犯行の再現実施状況報告書」は申立人の逮捕、勾留の適法性を明らかにするために作成されたものであり、それによって捜査機関との間に生じた法律関係に関連して作成された文書として、民

訴法220条3号後段所定の法律関係文書に該当する。本件では、刑事事件が既に不起訴のまま公訴時効期間が経過し、起訴が不可能となっており、本件文書を開示しても捜査の実効性を害したり、刑事裁判に対する不当な影響を生じたりするとは考え難いことなどから、同報告書の提出を求められた国が刑訴法47条を根拠として、その提出を拒絶したのは、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきである。〕

- ⑤ 最高裁 平成19.12.12 一部破棄自判、一部抗告棄却決定（原決定は提出命令申立一部認容、國抗告許可申立、原々決定は提出命令申立認容、國即時抗告（民集61巻9号3400ページ、判例時報1995号82ページ、判例タイムズ1261号155ページ））

〔告訴状及び被害者の供述調書は、勾留請求に当たって、刑訴規則148条1項3号所定の資料として検察官が裁判官に提供したものであるから、これらは文書を所持する国と勾留された者との間の法律関係文書に該当する。本件勾留請求が準抗告審で却下され、検察官が公訴を提起しない処分をしているなど、本件の具体的な事実関係の下では、刑訴法47条に基づき提出を拒否した国の判断は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものというべきである。〕

（文書提出命令申立が退けられた事例）

- ① 最高裁 平成12.12.21 特別抗告棄却決定（原決定は即時抗告認容、申立人特別抗告、原々決定は提出命令申立認容、國即時抗告（訟務月報47巻12号3627、3656ページ））

〔本件事件は、事件捜査に関して損害賠償等を請求するものであって、本件各文書の提出を求めるための公益上の事由があるとはいえないこと、公訴時効が完成しているとしても、刑訴法第47

条にいう訴訟に関する書類に該当することは明らかであり、検察官の開示の拒否が裁量権を逸脱したとはいえない。】

② 名古屋高裁金沢支部 平成15.5.30 即時抗告認容決定（原決定は提出命令申立認容、国即時抗告）

〔刑訴法第47条ただし書の該当性の判断は、当該文書を保管・所持する検察官が事案に応じて判断するものであり、尊重されるべきであるから、不相当とした検察官の判断が、合理性を欠く特段の事情がある場合を除き、当該文書の提出を命じることはできないと解され、本件文書について開示を相当でないとした検察官の判断に合理性を欠く特段の事情があるとは認められず、本件文書提出命令の申立てはいずれも理由がない。〕

③ 最高裁 平成16.5.25 特別抗告認容決定（原決定は即時抗告認容、国即時抗告、原々決定は提出命令申立却下、申立人即時抗告（民集58巻5号1135ページ、判例時報1843ページ、判例タイムズ1159号143ページ、ジュリスト1282号180ページ））

〔刑訴法第47条規定の「訴訟に関する書類」に該当する文書の提出を求める場合において、当該文書が法律関係文書に該当する場合であって、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、当該文書の提出を命ずることができるものと解するのが相当であるところ、本件においては、本件各文書を開示することが相当でないとして本件各文書の提出を拒否した抗告人（検察官）の判断は、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということはできない。〕

④ 福岡地裁小倉支部 平成17.8.3 文書提出命令申立却下決定〔民事訴訟法第220条第1号及び第3号後段により文書の提出を求めるものであるが、本件各文書は検察官が所持するものであって、当事者が自ら所持するものではないから同条第1号に該当せず、仮に、各文書が同条第3号後段にいう法律関係文書に当たるとしても、これを開示することが相当でないとして提出を拒否した本件各文書の所持者（検察官）の判断が、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということはできない。〕

⑤ 最高裁 平成18.3.24 特別抗告棄却決定（原々決定及び原決定は申立棄却）

〔本件各文書は、民事訴訟法第220条第3号前段所定の文書又は同号後段の文書である旨主張するが、そのいずれにも該当せず、同条第4号ホにいう「刑事事件に係る訴訟に関する書類」であり提出義務を負わないこと、さらに、刑訴法第47条ただし書所定の相当性を認めることも困難というほかない。〕

⑥ 札幌高裁 平成25.7.19 即時抗告認容決定（原決定は提出命令申立一部認容、国即時抗告）

〔被抗告人（申立人）は、逮捕、勾留されているところ、逮捕状、勾留状は、抗告人と被抗告人との間の法律関係を生じさせる文書であり、本件各文書のうち、逮捕、勾留請求の疎明資料として、警察官、検察官が裁判官に提出した文書は、法律関係文書に該当する。一方で、これらの文書は、刑訴法47条所定の「訴訟に関する書類」に該当するところ、無罪判決が確定していることなどの事情があり、これによれば、犯罪行為が存在しないことを立証するために、これらの文書を取り調べる必要性があるとは認め

難く、また、開示されることにより、第三者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれがないとはいえないから、文書を開示することが相当でないとしてその提出を拒否した抗告人の判断が、その裁量を逸脱し、又はこれを濫用したものであるということはできず、文書提出命令の申立ては理由がない。これに対し、勾留請求後に作成されたものは、逮捕、勾留の請求の場合と異なり、抗告人と被抗告人との間の法律関係の形成に用いられたものではないから、法律関係文書に該当するものとはいえず、刑訴法47条との関係について検討するまでもなく、文書提出命令の申立ては理由がない。】

### 附－1 通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体 (以下単に「録音体」という。) の保管等

#### 第1 録音体の保管

1 裁判所では、刑事事件について、国語に通じない証人若しくは鑑定人の尋問及び供述又は国語に通じない被告人に対する質問及び供述を通訳人に通訳させた場合において、裁判長の命令により録音装置を用いてこれを録取したときは、録取した録音体を当該事件の事件記録と共に保管することとし、訴訟が終結した場合には、当該事件に係る刑事確定訴訟記録が法に基づいて検察官において保管するものであるときは、その記録と共に当該録音体を第一審対応検察庁の検察官に送付することとされた(注)。

(注) 平成元.11.30最高裁総三33(松いー1) 最高裁判所事務総局総務局長、刑事局長通達

2 檢察庁においては、平成26年1月15日付け法務省刑総第43号刑事局长通達「通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等について」により

(1) 第一审の裁判所から刑事確定訴訟記録と共に録音体の送付があった場合には、これを当該検察庁の検察官が同刑事確定訴訟記録を保管記録として保管するに当たり同記録と共に保管し(その後保管記録が再審保存記録とされたときは、同記録と共に保存する。)、また、保管記録又は再審保存記録が刑事参考記録とされたときは、同記録を保存する検察庁の長が保管すること

(2) 録音体の保管終了後は、当該録音体を保管していた検察庁において廃棄すること

- (3) 再審の請求をしようとする者等特定の者には、録音体の再生聴取を認めることとされた。

この刑事局長通達は、「録音体の保管終了後は、これを送付してきた裁判所に返還すること」とされていた平成元年の刑事局長通達を全部改正して、「録音体の保管終了後は、当該録音体を保管していた検察庁において廃棄する」取扱いに変更したものである。

## 第2 録音体の保管等に関する取扱要領

前記法務省刑事局長通達による録音体の保管等の趣旨及び取扱要領が以下のように定められている（注）。

（注） 平成26.1.15刑統44總務課長通知

- 1 檢察官が送付を受けた録音体は、刑訴法及び法にいう訴訟記録（注）を構成するものではないから法の適用を受けず、法による保管若しくは保存又は閲覧等の対象とはならないが、将来再審請求がなされた場合において通訳の正確性が争点となったときの資料となり得るものである。そこで、そのような事案が生じた場合を考慮して、前記第1, 2のとおり、録音体が存する事件の訴訟が終結した後は、当該事件に係る保管記録若しくは再審保存記録を保管若しくは保存すべき保管検察官又は刑事参考記録を保存すべき検察庁の長が当該記録と共に録音体を保管することとし、その保管中に、再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑訴法第440条第1項の規定により選任された弁護人から当該録音体を再生聴取したい旨の申出があったときは、これを認めることとされた。

（注） 刑訴法にいう訴訟記録は、刑事被告事件の本案の完結事件記録であるが、法にいう訴訟の記録は、刑事被告事件に係る訴訟の記録であり、刑訴法にいう訴訟記録のほか刑執行猶予言渡し取消請求事件記録等本案被告事件に係る

裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終結後の訴訟の記録をも含むものである（第2章、第1節、第1, 1-10ページ参照）。

- 2 録音体は、刑事確定訴訟記録（裁判書を除く。）を保管記録、再審保存記録又は刑事参考記録として保管し、又は保存している間、保管することになる。法は保管記録の保管期間について、終局裁判の裁判書と裁判書以外の記録とを区別し、一部の例外を除いて裁判書の保管期間を長くしているのであるが（法別表参照）、録音体を保管することとされた前記趣旨に照らし、将来通訳の正確性が争われることとなつたときには、公判調書等に録取されている通訳内容と録音体が録音している通訳内容とを対照することになるので、その公判調書等がつづられている裁判書以外の記録の保管期間又は保存期間が満了するまで録音体を保管することとされたものである。
- 3 録音体が存在する事件の刑事確定訴訟記録の表紙に、録音体が存在すること及びその録音体の数量が表示されているので、裁判所から刑事確定訴訟記録の送付を受けたときは、その表示の有無を確認し、録音体が存在する事件であれば、裁判所の記録送付簿（事件関係送付簿、刑事公判請求事件簿）の備考欄記載のとおりの数量の録音体が送付されていることを確認して受領する（注）。
- （注） 裁判所では、録音体のラベルには事件番号、被告人名、録音年月日及びその事件における録音体の通し番号を、また、録音体のケースにはこれらのはかに供述者名及び通訳人名を併せて記載することとしているので、受領する際には、事件番号及び被告人氏名を確認するとともに、通し番号が連続しているかを併せて確認することが必要である。
- 4 録音体を刑事確定訴訟記録と共に保管するに当たり、当該刑事確定訴訟記録について、規程に基づき検察システムにより管理するときは、録音体が存在すること及びその数量を併せて管理する（注）。また、その際、保管期間延長記録目録、再審保存記録目録、再審保存期間延

長目録又は特別処分記録目録（以下「保管期間延長記録目録等」という。）を作成するときは、録音体が存在すること及びその数量を保管期間延長記録目録等の備考欄に記入する。

（注）規程の施行前に検察システムによる管理をせず、旧規程により保管記録保管簿、保管期間延長記録保管簿、再審保存記録保存簿及び刑事参考記録等保存簿（以下「保管記録保管簿等」という。）に登載して記録の管理をしている場合には、従前どおり、保管記録保管簿等の備考欄に録音体が存在すること及びその数量を記入して管理することとして差し支えない（平25.3.19法務省刑総訓6大臣訓令附則第2項）。

5 録音体は、その紛失を防止するとともに、その再生聴取の申出があったときの便を考慮して、当該事件の保管記録、再審保存記録又は刑事参考記録と一体の状態で保管することが望ましいが、各庁の実情に応じ、これと分離して別途保管することとして差し支えない。別途保管する場合、検察システムにより録音体の保管場所を管理するとともに、保管期間延長記録目録等を作成するときは、その備考欄に録音体の保管場所を明示する（注）。

（注）旧規程による管理をしているときは、保管記録保管簿等の備考欄に録音体の保管場所を明示する。

6 再審の請求をしようとする者等から、第1、2、(3)のように、録音体の再生聴取の申出があったときはこれを認めることとなるが、録音体の複製の申出があったときも、複製の目的、必要性、複製させることによる弊害の発生のおそれの有無等の諸事情を勘案した上で、できる限り認めることができるとされている。録音体の再生聴取の申出があったときは、規程第16条による再審保存記録の閲覧手続に準じ、また録音体の複製の申出があったときは、規程第17条による再審保存記録の謄写に準じてそれぞれ処理する。この場合において、再審保存記録の閲覧の申出と一緒に録音体の再生聴取の申出があったときは、再審保存記録閲覧申出書にその旨付記さればよく、また、保管

記録又は再審保存記録の閲覧の請求と同時に、又は刑事参考記録の閲覧の申出と一緒に録音体の再生聴取の申出があったときも、保管記録閲覧請求書若しくは再審保存記録閲覧請求書又は刑事参考記録閲覧申出書にその旨付記されれば足りるであろう（ただし、保管記録閲覧請求書又は再審保存記録閲覧請求書には、録音体については「申出」であることを明記されること。）。したがって、これを許すときは、それぞれの記録の閲覧に関する決定書にその旨及びその他の必要事項を付記すればよいであろう（ただし、手数料については、記録の閲覧のみについてであることを明記すること。）。

7 録音体の再生聴取又は複製は、適宜な方法により、原則として、その録音体を保管する保管検察官等の属する検察庁内において行う。

8 録音体は、法にいう刑事被告事件に係る訴訟の記録ではないから、録音体の再生聴取について法第7条が適用されることはもとより、録音体の複製についても当然同規定の適用はない。したがって、録音体を再生聴取させ、又は複製させた場合の手数料を徴収する法的根拠がないので、手数料の徴収はできないから、注意を要する。

9 録音体は、その保管終了後は、当該録音体を保管していた検察庁において廃棄することとなるが、録音体の廃棄に当たっては、録音媒体に応じて裁断廃棄等の方法で確実に廃棄することとし、録音体を他の目的で使用したり、第三者に提供したりすることのないよう留意する必要がある。

また、録音体を廃棄するときは、廃棄目録の備考欄に保管（存）番号と関連付けて廃棄する録音体の数量を記入するとともに、録音体を廃棄した場合は、録音体を廃棄した旨を検察システムにより管理する。

## 附一 2

## ○ 記録事務規程

平成25年3月19日法務省刑総訓第6号  
大臣訓令、検事総長、検事長、検事正宛て

## 記録事務規程

## 目次

## 第1章 総則

## 第1条 目的

## 第2条 検察総合情報管理システムによる管理

## 第2章 保管記録及び再審保存記録

## 第1節 保管及び保存

## 第3条 保管記録の管理

## 第4条 他庁への保管記録の送付

## 第5条 保管期間の延長

## 第6条 再審の手続のための保存

## 第7条 再審保存請求

## 第8条 再審保存期間の延長

## 第9条 再審請求事件の管理等

## 第10条 保管記録の廃棄

## 第11条 特別処分

## 第12条 再審保存記録の廃棄等

## 第2節 閲覧手続等

## 第13条 保管記録の閲覧に関する決定等

## 第14条 保管記録の閲覧手続

## 第15条 請求による再審保存記録の閲覧手続

## 第16条 申出による再審保存記録の閲覧手続

## 第17条 謄写

## 第3章 刑事参考記録

## 第18条 刑事参考記録の指定

## 第19条 刑事参考記録の指定の解除手続等

## 第20条 閲覧手続

## 第21条 謄写

## 第22条 再審の手続のための保存

## 第4章 裁判所不提出記録

## 第23条 保管等

## 第24条 刑事参考不提出記録

## 第5章 不起訴記録

## 第25条 保存

## 第26条 不起訴記録の保存に関する特例

## 第27条 保存期間の延長

## 第28条 不起訴記録の管理

## 第29条 廃棄等

## 第30条 刑事参考不起訴記録

## 第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録

## 第31条 保存

## 第32条 廃棄

## 第7章 雜則

## 第33条 裁判書副本等の交付

## 第34条 特別取扱い

## 附則

## 記録事務規程書式例（省略）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この規程は、刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正な運用を図ることを目的とする。

（検察総合情報管理システムによる管理）

第2条 この規程による前条に規定する記録の管理に関する事務その他これに付随する事項（以下「記録事務」という。）については、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）により管理する。

2 檢察システムにより記録事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長が定める。

## 第2章 保管記録及び再審保存記録

### 第1節 保管及び保存

#### (保管記録の管理)

第3条 保管検察官が保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務官（記録事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、検察システムにより保管記録を管理するとともに、保管番号を裁判書及び裁判書以外の保管記録の表紙に表示する。

2 保管番号は、確定年次に従い裁判書以外の保管記録の区分及び保管記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

3 第1項の場合において、保管記録に関連する刑事確定訴訟記録（同一被告事件に係るものに限る。）が既に保管され、又は再審の手続のため保存されているときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該記録の保管又は保存に関する事項を管理する。

#### (他庁への保管記録の送付)

第4条 保管検察官以外の検察官は、裁判所から保管記録の送付を受けたときは、これに保管記録送付書（様式第1号）を添付して保管検察官に送付する。この場合において、記録担当事務官は、検察システムにより当該保管記録を保管検察官に送付したことを管理する。

#### (保管期間の延長)

第5条 保管検察官が保管期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管期間延長記録目録（様式第2号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

#### (再審の手続のための保存)

第6条 保管検察官が保管記録を再審保存記録として保存することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存記録目録（様式第3号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。この場合において、再審保存番号を再審保存記録の表紙に表示する。

2 再審保存番号は、再審保存記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

#### (再審保存請求)

第7条 再審保存請求書の提出があったときは、保管検察官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書（様式第4号）を作成する。

2 刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和62年法務省令第41号。以下「規則」という。）第6条の規定により保存に関する通知をするときは、再審保存・再審保存期間延長に関する通知書（様式第5号）による。

3 保管検察官が保存請求者に保存に関する通知をしたときは、記録担当事務官は、再審保存・再審保存期間延長に関する決定書に通知年月日を記入する。

#### (再審保存期間の延長)

第8条 保管検察官が再審保存記録の保存期間を延長することとしたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、再審保存期間延長記録目録（様式第6号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

2 前条の規定は、再審保存期間延長請求書の提出があった場合に準用する。この場合において、同条第2項中「第6条」とあるのは、「第7条において準用する規則第6条」と読み替えるものとする。

#### (再審請求事件の管理等)

第9条 事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）第161条の規定による通知があったときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する。

2 証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令）第89条第4項の規定による通知があったときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、保管検察官に報告する。

3 保管検察官は、再審の請求が行われることが予測されるときは、記録担当事務官をして、検察システムによりその旨を管理させる。

4 記録担当事務官は、前項の手続をした場合において、第2項の通知を受けているときは、原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官（証拠品事務規程第4条第1項に規定する証拠品担当事務官をいう。）に対して再審の請求が行われることが予測される旨を速やかに通知するとともに、検察システムにより当該通知をしたことを管理する。

#### (保管記録の廃棄)

第10条 保管記録の保管期間が満了した保管記録を廃棄するときは、記録担当事務官は、廃棄目録（様式第7号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

2 保管記録を廃棄したときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

## (特別処分)

第11条 保管検察官は、保管記録の保管期間が満了した場合において、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の処分をすることができる。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、特別処分記録目録（様式第8号）を作成し、保管検察官の押印を受ける。

## (再審保存記録の廃棄等)

第12条 前2条の規定は、再審保存記録の保存期間が満了した場合に準用する。

## 第2節 閲覧手続等

## (保管記録の閲覧に関する決定等)

第13条 保管記録閲覧請求書の提出があったときは、保管検察官は、閲覧に関する決定書（様式第9号）を作成して閲覧の許否を決定する。

2 規則第8条第3項の規定により保管記録の全部を閲覧させない旨の通知をするときは、閲覧不許可通知書（様式第10号）による。保管記録の一部を閲覧させない旨の通知をするときは、閲覧一部不許可通知書（様式第11号）による。

3 保管検察官が閲覧の許否について閲覧請求者に通知したときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に通知年月日を記入する。

## (保管記録の閲覧手続)

第14条 閲覧手数料について印紙による納付の申出があったときは、記録担当事務官は、これを閲覧に関する決定書の所定欄に貼付した上、消印器による消印をする。

2 閲覧手数料について現金による納付の申出があったときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書を収入官吏（分任収入官吏を含む。以下この項において同じ。）に送付し、閲覧請求者をして現金を収入官吏に納付させる。

3 閲覧手数料が納付されたときは、記録担当事務官は、閲覧に関する決定書に閲覧年月日を記入した上、閲覧請求者に保管記録を閲覧させる。

4 閲覧者が閲覧を終えたときは、記録担当事務官は、保管記録について滅失、損傷又は汚損の有無を点検した上、閲覧に関する決定書の返還欄に押印する。

## (請求による再審保存記録の閲覧手続)

第15条 前2条の規定は、再審保存記録閲覧請求書の提出があった場合に準用

する。この場合において、第13条第2項中「規則第8条第3項」とあるのは、「規則第9条第2項において準用する規則第8条第3項」と読み替えるものとする。

## (申出による再審保存記録の閲覧手続)

第16条 第13条第1項及び第3項並びに第14条の規定は、再審保存記録閲覧申出書の提出があった場合に準用する。

## (謄写)

第17条 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の閲覧を許すときは、その謄写を許すことができる。

2 保管記録又は再審保存記録の謄写の申出があったときは、保管検察官は、謄写申出書（様式第12号）を提出させた上、謄写に関する決定書（様式第12号）を作成して謄写の許否を決定する。

3 保管検察官が謄写の許否について謄写申出者に通知したときは、記録担当事務官は、謄写に関する決定書に通知年月日を記入する。

## 第3章 刑事参考記録

## (刑事参考記録の指定)

第18条 檢察庁の長（区検察庁にあっては、検事正。以下この章から第5章までにおいて同じ。）は、保管記録又は再審保存記録について、刑事参考記録として保存することが適当であると思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定上申書（様式第13号）により、その旨を上申する。

2 保管記録又は再審保存記録が刑事参考記録に指定されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理するとともに、刑事参考記録保存番号を刑事参考記録の表紙に表示する。

3 刑事参考記録保存番号は、刑事参考記録ごとに番号を付し、毎年ごとに改める。

## (刑事参考記録の指定の解除手続等)

第19条 檢察庁の長は、保存している刑事参考記録について、刑事参考記録として保存する必要がないと思料するときは、法務大臣に対し、刑事参考記録等指定解除上申書（様式第14号）により、その旨を上申する。

2 刑事参考記録の指定が解除されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 第10条及び第11条の規定は、刑事参考記録の指定が解除された場合（再審の手続のために保存されている刑事参考記録について指定が解除された場合

を除く。)に準用する。この場合において、これらの規定中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

(閲覧手続)

第20条 第13条第1項及び第3項並びに第14条第3項(閲覧手数料に関する部分を除く。)及び第4項の規定は、刑事参考記録閲覧申出書の提出があった場合に準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

(贈写)

第21条 第17条の規定は、刑事参考記録の贈写について準用する。この場合において、同条中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

(再審の手続のための保存)

第22条 保管検察官は、刑事参考記録について再審の手続のため保存することとしたときは、検察庁の長にその旨を通知する。この場合において、検察庁の長は、法務大臣にその旨を報告する。

2 刑事参考記録について再審の手続のため保存する場合におけるその保存及び閲覧に関する手続については、第6条から第8条まで及び第15条から第17条までの規定を準用する。

第4章 裁判所不提出記録

(保管等)

第23条 裁判所不提出記録は、当該記録に係る裁判書以外の保管記録又は再審保存記録(再審の手続のため保存することとされた刑事参考記録を含む。)の保管又は保存に従う。

(刑事参考不提出記録)

第24条 第18条第1項の上申をする場合において、検察庁の長は、裁判所不提出記録を刑事参考記録と共に保存することが適当であると思料するときは、刑事参考記録等指定上申書にその旨を付記する。

2 前項の裁判所不提出記録が刑事参考記録と共に保存することとされたときは、検察庁の長がこれを保存する。この場合において、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第5章 不起訴記録

(保存)

第25条 検察官は、次条の場合を除き、不起訴記録を、次の表の左欄に掲げる

不起訴記録の区分に応じ、不起訴の裁定をした日から起算して同表の右欄に定める期間保存する。

不起訴記録の区分	期間
1 事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録(本表第3号(2)に規定するものを除く。)	
(1) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの(死刑に当たるものを除く。)について	
ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	30年
イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	20年
ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
(2) 人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪について	
ア 死刑に当たる罪に係る事件のもの	25年
イ 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	15年
ウ 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
エ 長期10年以上15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	7年
オ 長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	5年
カ 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に係る事件のもの	3年
キ 拘留又は科料に当たる罪に係る事件のもの	1年
2 事件事務規程第75条第2項第15号又は第19号の裁定主文に係る不起訴記録(本表第3号(2)に規定するものを除く。)	5年
3 次に掲げる不起訴記録	
(1) 事件事務規程第75条第2項第1号から第14号までの裁定主文に係る不起訴記録(本号(2)に規定するものを除く。)	1年
(2) 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に關する事件のもの	1年

する法律違反事件の不起訴記録であって、区検察庁の検察官がした不起訴処分に係るもの

(不起訴記録の保存に関する特例)

第26条 検察官は、事件事務規程第75条第2項第16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、被疑者の年齢が満100歳に達した日までの間保存する。

2 前項の場合において、被疑者が不詳であるときの被疑者の年齢については、犯罪行為が行われた日又は行われたとされる日に満20歳に達したものとみなす。

(保存期間の延長)

第27条 検察官は、必要があると認めるときは、前2条に規定する不起訴記録の保存期間を延長することができる。

(不起訴記録の管理)

第28条 記録担当事務官は、不起訴記録を受領したときは、検察システムにより不起訴記録を管理するとともに、保存番号を不起訴・中止裁定書に表示する。

2 保存番号は、不起訴記録の区分及び不起訴記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める。

3 第5条の規定は、検察官が不起訴記録の保存期間を延長することとした場合に準用する。この場合において、同条中「保管期間延長記録目録（様式第2号）」とあるのは、「保存期間延長不起訴記録目録（様式第15号）」と読み替えるものとする。

(廃棄等)

第29条 第10条及び第11条の規定は、不起訴記録の保存期間が満了した場合に準用する。

2 不起訴処分に付された事件が再起されたときは、記録担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

3 前項の規定は、不起訴処分に付された事件が刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第266条第2号の規定により裁判所の審判に付された場合に準用する。

(刑事参考不起訴記録)

第30条 法務大臣において刑法法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として指定した不起訴記録（保存期間の満了したものに限る。）を刑事参考不起訴記録とする。

2 刑事参考不起訴記録は、当該記録に係る事件について不起訴の裁定をした検察官の属する検察庁の長が保存する。

3 第18条及び第19条の規定は、刑事参考不起訴記録について準用する。

第6章 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録  
(保存)

第31条 費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録は、被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の長が保存するものとし、その保存期間は、当該被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了するまでの期間とする。

2 前項に規定する検察庁の長が費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、検察システムにより当該記録の保存に関する事項を管理する。

(廃棄)

第32条 費用補償請求事件記録又は刑事補償請求事件記録の保存期間が満了したときは、第10条に規定する手続に準じ、廃棄の手続をする。

第7章 雜則

(裁判書謄本等の交付)

第33条 訴訟関係人から裁判書の謄本又は抄本の交付の請求があったときは、保管検察官は、裁判書謄本・抄本交付請求書（様式第16号）を提出させる。

2 裁判書謄本・抄本交付請求書の提出があったときは、記録担当事務官は、請求者に費用を納付させた上、裁判書の謄本又は抄本を作成して交付する。

3 第14条第1項及び第2項の規定は、前項の費用の徴収手続について準用する。この場合において、これらの規定中「閲覧に関する決定書」とあるのは、「裁判書謄本・抄本交付請求書」と読み替えるものとする。

(特別取扱い)

第34条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）において、記録事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て、特別の取扱いをさせることができる。

2 檢事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この訓令の施行日前に検察システムにより管理がされていない記録事務の管理については、なお従前の例によることができる。

##### (地方検察庁支部及び区検察庁における特別手続の経過措置)

3 この訓令の施行の際現に改正前の記録事務規程（昭和62年12月14日法務省刑給訓第1018号大臣訓令）第31条の規定により特別の取扱いを行っているもので、検察システムにより記録事務の管理をする取扱いを変更しないものは、施行日に第34条第1項の規定により法務大臣の許可を受けた取扱いとみなす。

## ○ 刑事確定訴訟記録法

〔昭和62年6月2日  
法律 第64号〕  
改正 平成12年5月19日法律第75号  
平成16年5月28日法律第63号  
平成16年12月8日法律第156号  
平成19年5月30日法律第60号  
平成19年6月27日法律第95号  
平成20年4月23日法律第19号  
平成25年6月12日法律第33号  
平成25年6月19日法律第49号  
(未施行)

## 刑事確定訴訟記録法

### (目的)

第1条 この法律は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における保管、保存及び閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (訴訟の記録の保管)

第2条 刑事被告事件に係る訴訟の記録（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第20条第1項に規定する和解記録については、その副本）は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「保管検察官」という。）が保管するものとする。

2 前項の規定により保管検察官が保管する記録（以下「保管記録」という。）の保管期間は、別表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

3 保管検察官は、必要があると認めるときは、保管期間を延長することができる。

### (再審の手続のための保存)

第3条 保管検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、保存すべき期間を定めて、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

2 再審の請求をしようとする者、再審の請求をした者又は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第440条第1項の規定により選任された弁護人は、保管檢

察官に対し、保管記録を再審保存記録として保存することを請求することができる。

3 前項の規定による請求があつたときは、保管検察官は、請求に係る保管記録を再審保存記録として保存するかどうかを決定し、請求をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、請求に係る保管記録が再審保存記録として保存することとされているものであるときは、その旨の通知をすれば足りる。

4 再審保存記録の保存期間は、延長することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

#### (保管記録の閲覧)

第4条 保管検察官は、請求があつたときは、保管記録（刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録に限る。次項において同じ。）を閲覧させなければならない。ただし、同条第1項ただし書に規定する事由がある場合は、この限りでない。2 保管検察官は、保管記録が刑事訴訟法第53条第3項に規定する事件のものである場合を除き、次に掲げる場合には、保管記録（第2号の場合にあつては、終局裁判の裁判書を除く。）を閲覧させないものとする。ただし、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合については、この限りでない。

- (1) 保管記録が弁論の公開を禁止した事件のものであるとき。
  - (2) 保管記録に係る被告事件が終結した後3年を経過したとき。
  - (3) 保管記録を閲覧せざることが公の秩序又は善良の風俗を害することとなるおそれがあると認められるとき。
  - (4) 保管記録を閲覧せざることが犯人の改善及び更生を著しく妨げることとなるおそれがあるとき。
  - (5) 保管記録を閲覧せざることが関係人の名譽又は生活の平穡を著しく害することとなるおそれがあると認められるとき。
  - (6) 保管記録を閲覧せざることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定せざることとなるおそれがあると認められるとき。
- 3 第1項の規定は、刑事訴訟法第53条第1項の訴訟記録以外の保管記録について、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者から閲覧の請求があつた場合に準用する。
- 4 保管検察官は、保管記録を閲覧させる場合において、その保存のため適当

と認めるときは、原本の閲覧が必要である場合を除き、その謄本を閲覧させることができる。

#### (再審保存記録の閲覧)

第5条 保管検察官は、第3条第2項に規定する者から閲覧の請求があつたときは、再審保存記録を閲覧させなければならない。

2 前条第1項ただし書及び第4項の規定は、前項の請求があつた場合に準用する。

3 保管検察官は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、再審保存記録を閲覧させることができる。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

#### (閲覧者の義務)

第6条 保管記録又は再審保存記録を閲覧した者は、閲覧により知り得た事項をみだりに用いて、公の秩序若しくは善良の風俗を害し、犯人の改善及び更生を妨げ、又は関係人の名譽若しくは生活の平穡を害する行為をしてはならない。

#### (閲覧の手数料)

第7条 保管記録又は再審保存記録を閲覧する者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

#### (不服申立て)

第8条 第3条第2項の規定により保存の請求をした者（同条第4項において準用する同条第2項の規定により保存期間の延長の請求をした者を含む。）又は第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第5条第1項の規定により閲覧の請求をした者であつて、当該請求に基づく保管検察官の保存又は閲覧に関する処分に不服があるものは、その保管検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。

2 前項の規定による不服申立てに関する手続については、刑事訴訟法第430条第1項に規定する検察官の処分の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

#### (刑事参考記録の保存及び閲覧)

第9条 法務大臣は、保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間又は保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するも

のとする。

- 2 法務大臣は、学術研究のため必要があると認める場合その他法務省令で定める場合には、申出により、刑事参考記録を閲覧させることができる。この場合においては、第4条第4項及び第6条の規定を準用する。
- 3 刑事参考記録について再審の手続のため保存の必要があると認められる場合におけるその保存及び閲覧については、再審保存記録の保存及び閲覧の例による。
- 4 法務大臣は、法務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定に基づく権限を所部の職員に委任することができる。

(法務省令への委任)

**第10条** この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

**第1条** この法律（以下「本法」という。）は、昭和63年1月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 刑事被告事件に係る訴訟であつて本法施行の日（以下「施行日」という。）前に終結したものの記録については、本法施行の際現に保管されているものに限り、本法の規定を適用する。

**第3条** 前条の場合において、大審院のした裁判の裁判書については、本法施行の際現に保管検察官が原本に代えて保有するその謄本を当該裁判書とみなし、原本は最高裁判所が保存するものとする。

**第4条** 附則第2条の場合において、施行日から6月を経過する日前に第2条第2項の保管期間が満了することとなる訴訟の記録は、施行日から6月を経過する日まで保管するものとする。この場合において、当該訴訟の記録の閲覧については、第4条第2項第2号の規定は適用しない。

**第5条** 本法施行の際現に法務大臣が刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として保存している刑事被告事件に係る訴訟の記録は、第9条の規定による刑事参考記録とみなす。

(略式手続による訴訟の記録等に関する特例)

**第6条** 刑事訴訟法第6編又は交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号）に定める手続による訴訟の記録であつて法務省令で定めるものに係る本

法の規定の適用については、当分の間、第2条第1項中「当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官」とあるのは、「法務省令で定める検察官」とする。

附 則（平成12年5月19日法律第75号）抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成12年政令第446号により平成12年11月1日から施行)

附 則（平成16年5月28日法律第63号）抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成21年政令第141号により平成21年5月21日から施行)

附 則（平成16年12月8日法律第156号）抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成16年政令第400号により平成17年1月1日から施行)

附 則（平成19年5月30日法律第60号）抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月27日法律第95号）抄

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成20年政令第277号により平成20年12月1日から施行)

附 則（平成20年4月23日法律第19号）抄

(施行期日)

1 この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日から施行する。

(平成20年政令第277号により平成20年12月1日から施行)

附 則（平成25年6月12日法律第33号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成25年政令第305号により平成25年12月1日から施行)

**附 則（平成25年6月19日法律第49号）抄**

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**別表（第2条関係）**

保管記録の区分	保管期間
<b>一 裁判書</b>	
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書	100年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	50年
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	20年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判の裁判書	
(1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	15年
(2) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	5年
(3) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	3年
5 控訴又は上告の申立てについての確定裁判 (1から4までの確定裁判を除く。)の裁判書	控訴又は上告に係る被告事件についての1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間と同じ

期間	
法務省令で定める期間	
<b>6 その他の裁判の裁判書</b>	
<b>二 裁判書以外の保管記録</b>	
1 刑に処する裁判により終結した被告事件の保管記録	
(1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する裁判に係るもの	50年
(2) 20年を超える有期の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	30年
(3) 10年以上20年以下の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	20年
(4) 5年以上10年未満の懲役又は禁錮に処する裁判に係るもの	10年
(5) 刑の一部の執行猶予を言い渡す裁判に係るもの	8年
(6) 5年未満の懲役又は禁錮に処する裁判((5)の裁判を除く。)に係るもの	5年
(7) 罰金、拘留又は科料に処する裁判に係るもの	3年（法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間）
2 刑の免除、無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判により終結した被告事件の保管記録	
(1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	15年
(2) 有期の懲役又は禁錮に当たる罪に係るもの	5年
(3) 罰金、拘留又は科料に当たる罪に係るもの	3年
3 その他の保管記録	法務省令で定める期間

(編注、原文縦書き。なお、編集の都合で、条項等につき、原文と異なり、便宜算用数字等を用いて表記した。)

## ○ 刑事確定訴訟記録法施行規則

(昭和62年12月14日)  
法務省令第41号

改正 平成元年5月16日法務省令第17号  
平成9年11月17日法務省令第68号  
平成16年12月24日法務省令第92号  
平成18年9月29日法務省令第75号

刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）の規定に基づき、刑事確定訴訟記録法施行規則を次のように定める。

### 刑事確定訴訟記録法施行規則

（法別表の法務省令で定める保管期間）

**第1条 刑事確定訴訟記録法（以下「法」という。）別表第一号3の確定裁判の裁判書のうち法務省令で定めるものは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第8章の罪又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第17条若しくは第18条の罪に係る被告事件についての刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編又は交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号）に定める手続（以下「略式手続等」という。）による確定裁判の裁判書（正式裁判の請求があつた事件に係るものと除く。）とし、その保管期間は、10年とする。**

**第2条 法別表第一号6のその他の裁判の裁判書の法務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる裁判書の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。**

裁判書の区分	保管期間
一(1) 上訴審で破棄された裁判の裁判書 (2) 公訴棄却、控訴棄却又は上告棄却の確定裁判（公訴棄却、控訴棄却又は上告棄却の確定判決を除く。）に係る上訴の申立て（異議申立てを含む。）についての裁判の裁判書 (3) 判決訂正申立てについての裁判の裁判書	当該裁判に係る被告事件についての法別表第一号1から4までの確定裁判の区分に応じて、その確定裁判の裁判書の保管期間と同じ期間

二(1) 刑の執行猶予の言渡しを取り消す確定裁判の裁判書、刑法（明治40年法律第45号）第52条の規定により刑を定める確定裁判の裁判書、刑事訴訟法第501条の規定による裁判の解釈を求める申立てについての確定裁判（棄却決定を除く。）の裁判書、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号）第13条の規定により没収の裁判を取り消す確定裁判の裁判書又は再審を開始する確定裁判の裁判書 (2) (1)に掲げる裁判に係る上訴の申立て（異議の申立てを含む。）についての裁判の裁判書	確定裁判に係る被告事件についての法別表第一号1から4までの確定裁判の区分に応じて、その裁判の裁判書の保管期間が満了するまでの期間
三(1) 刑事訴訟法第181条第4項、第183条、第184条若しくは少年法第45条の3第1項の規定により訴訟費用を負担させる確定裁判の裁判書又は同法第500条の規定による訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除の申立てについての確定裁判の裁判書 (2) (1)に掲げる裁判に係る上訴の申立て（異議の申立てを含む。）についての裁判の裁判書	5年
四 非常上告の申立てについての裁判（棄却判決を除く。）の裁判書	破棄された確定裁判の裁判書又は破棄された訴訟手続に係る確定裁判の裁判書の保管期間が満了するまでの期間
五 一から四までの裁判以外の裁判の裁判書	当該裁判についての裁判書以外の保管記録の保管期間が満了するまでの期間

第3条 法別表第二号1(六)の保管記録のうち法務省令で定めるものは、道路

交通法第8章の罪又は自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条若しくは第18条の罪に係る被告事件についての略式手続等による訴訟の記録であつて仮納付の裁判の執行により略式命令又は交通事故即決裁判が確定したときに刑の執行を終えたこととなる事件に係るもの（正式裁判の請求があつた事件に係るものと除く。）とし、その保管期間は、1年とする。

**第4条 法別表第二号3のその他の保管記録の法務省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる保管記録の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。**

保 管 記 録 の 区 分	保 管 期 間
一 再審請求事件の訴訟の記録	再審請求に係る被告事件の裁判書以外の保管記録の保管期間が満了するまでの期間（その期間が3年未満のものについては、3年）
二 その他の保管記録	3年

#### （再審の手続のための保存の請求）

**第5条 法第3条第2項の規定により保管記録を再審保存記録として保存することを請求しようとする者は、再審保存請求書（様式第1号）を保管検察官に提出しなければならない。**

#### （保存に関する通知）

**第6条 法第3条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。この場合において、保存しない旨の通知をするときは、その理由を付記するものとする。**

#### （保存期間の延長の請求等）

**第7条 前2条の規定は、法第3条第4項において準用する同条第2項の規定による再審保存記録の保存期間の延長の請求について準用する。この場合において、第5条中「再審保存請求書（様式第1号）」とあるのは、「再審保存期間延長請求書（様式第2号）」と読み替えるものとする。**

#### （保管記録の閲覧の請求等）

**第8条 法第4条第1項又は第3項の保管記録の閲覧の請求をしようとする者は、保管記録閲覧請求書（様式第3号）を保管検察官に提出しなければならない。**

2 前項の場合において、保管検察官は、必要があると認めるときは、訴訟関係人であること又は閲覧につき正当な理由があることを明らかにすべき資料の提出を求めることができる。

3 保管検察官は、保管記録について閲覧の請求があつた場合において、請求に係る保管記録を閲覧させないときは、その旨及びその理由を書面により請求をした者に通知するものとする。

#### （再審保存記録の閲覧の請求等）

**第9条 法第5条第1項の再審保存記録の閲覧の請求をしようとする者は、再審保存記録閲覧請求書（様式第4号）を保管検察官に提出しなければならない。**

2 前条第3項の規定は、再審保存記録について閲覧の請求があつた場合に準用する。

#### （法第5条第3項の法務省令で定める場合）

**第10条 法第5条第3項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。**

（1）民事上又は行政上の争訟に関して再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合

（2）刑事上の手続に関して再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合

（3）その他特に再審保存記録を閲覧する必要があると認める場合

#### （再審保存記録の閲覧の申出）

**第11条 法第5条第3項の再審保存記録の閲覧の申出をしようとする者は、再審保存記録閲覧申出書（様式第5号）を保管検察官に提出しなければならない。**

#### （閲覧の日時、場所等の指定等）

**第12条 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の閲覧について、日時、場所及び時間を指定することができる。**

2 保管検察官は、保管記録又は再審保存記録の閲覧について、当該記録の破棄その他不法な行為を防ぐため必要があると認めるときは、検察庁の職員をこれに立ち合わせ、又はその他の適当な措置を講ずるものとする。

#### （閲覧の手数料の納付方法）

第13条 法第7条の手数料は、手数料の額に相当する額の収入印紙をもって納めることができる。

(法第9条第2項の法務省令で定める場合)

第14条 法第9条第2項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 民事上又は行政上の争訟に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合
- (2) 刑事上の手続に関して刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合
- (3) その他特に刑事参考記録を閲覧する必要があると認める場合  
(権限の委任)

第15条 法第9条第4項の規定に基づき、刑事参考記録の保存及び閲覧に関する法務大臣の権限(刑事参考記録として保存する旨の決定に関する権限を除く。)は、刑事参考記録に係る被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の長(区検察庁にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正。以下同じ。)に委任する。

(刑事参考記録の閲覧の申出等)

第16条 法第9条第2項の刑事参考記録の閲覧の申出をしようとする者は、刑事参考記録閲覧申出書(様式第6号)を前条に規定する検察庁の長に提出しなければならない。

2 第12条の規定は、刑事参考記録の閲覧について準用する。この場合において、同条中「保管検察官」とあるのは、「検察庁の長」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、法の施行の日(昭和63年1月1日)から施行する。  
(略式手続による訴訟の記録等に関する特例)
- 2 法附則第6条の法務省令で定める訴訟の記録は、道路交通法第8章の罪又は自動車の保管場所の確保等に関する法律第17条若しくは第18条の罪に係る被告事件についての訴訟の記録であつて法務大臣が告示で定めるものとし、法附則第6条の規定により読み替えられた法第2条第1項の法務省令で定める検察官は、有罪の言渡しを受けた者の本籍地(本籍のない者、本籍の明らかでない者又は日本の国籍を有しない者にあつては、東京都)を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検察官とする。

附 則(平成元年5月16日法務省令第17号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年11月17日法務省令第68号)

- 1 この省令は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(平成16年12月24日法務省令第92号)

この省令は、刑法等の一部を改正する法律(平成16年法律第156号)の施行の日から施行する。

(平成16年政令第400号により平成17年1月1日から施行)

附 則(平成18年9月29日法務省令第75号)

この省令は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成16年法律第62号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(平成18年10月2日)から施行する。

(編注、原文縦書き。なお、編集の都合で、条項等につき、原文と異なり、便宜算用数字等を用いて表記した。)

様式第一号（第五条関係）

再審保存請求書																		
年月日																		
検察官 殿																		
請求者 住所 氏名 印																		
下記により訴訟の記録を再審保存記録として保存され たく請求します。																		
被 告  事 件	裁判を受けた 者の氏名		罪名		第一審 年月日	裁判所	控訴審 年月日	高等裁判所	上告審 年月日	最高裁判所	確定年月日	年月日	保存すべき記録		保存すべき期間		請求者と裁判を受けた者との関係	
	裁判を受けた 者の氏名																	
	罪名																	
	第一審 年月日	裁判所																
	控訴審 年月日	高等裁判所																
上告審 年月日	最高裁判所																	
確定年月日	年月日																	
保存すべき記録																		
保存すべき期間																		
請求者と裁判を受けた者との関係																		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第二号（第七条関係）

再審保存期間延長請求書												
年月日												
検察官 殿												
請求者 住所 氏名 印												
下記により再審保存記録の保存期間の延長を請求します。												
再 審 保 存 記 録	裁判を受けた 者の氏名		罪名		確定年月日	年月日	保存期間を延長すべき記録		保存すべき期間		請求者と裁判を受けた者との関係	
	裁判を受けた 者の氏名											
	罪名											
	確定年月日	年月日										
保存期間を延長すべき記録												
保存すべき期間												
請求者と裁判を受けた者との関係												

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第三号（第八条関係）

保管記録閲覧請求書																				
年月日																				
検察官 殿																				
請求者 住所 職業 氏名 印 (年齢 歳)																				
下記により保管記録を閲覧したく請求します。																				
被 告  事 件	裁判を受けた 者の氏名		罪名		第一審 年月日	裁判所	控訴審 年月日	高等裁判所	上告審 年月日	最高裁判所	確定年月日	年月日	閲覧請求記録	1 被告事件についての訴訟の記録(2を除く) 2 被告事件についての裁判書 3 その他 ( )	閲覧目的		請求者と裁判を受けた者との関係		閲覧希望日時	年月日 時分から 時分まで
	裁判を受けた 者の氏名																			
	罪名																			
	第一審 年月日	裁判所																		
	控訴審 年月日	高等裁判所																		
上告審 年月日	最高裁判所																			
確定年月日	年月日																			
閲覧請求記録	1 被告事件についての訴訟の記録(2を除く) 2 被告事件についての裁判書 3 その他 ( )																			
閲覧目的																				
請求者と裁判を受けた者との関係																				
閲覧希望日時	年月日 時分から 時分まで																			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第四号（第九条関係）

再審保存記録閲覧請求書												
年月日												
検察官 殿												
請求者 住所 氏名 印												
下記により再審保存記録を閲覧したく請求します。												
再 審 保 存 記 録	裁判を受けた 者の氏名		罪名		確定年月日	年月日	閲覧請求記録		請求者と裁判を受けた者との関係		閲覧希望日時	年月日 時分から 時分まで
	裁判を受けた 者の氏名											
	罪名											
	確定年月日	年月日										
閲覧請求記録												
請求者と裁判を受けた者との関係												
閲覧希望日時	年月日 時分から 時分まで											

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

○ 昭和62年法務省告示第953号（刑事確定訴訟記録法施行規則附則第2項の規定に基づく法務大臣が告示で定める訴訟の記録）

（昭和62年12月14日  
法務省告示第953号）

刑事確定訴訟記録法施行規則（昭和62年法務省令第41号）附則第2項の規定に基づき、法務大臣が告示で定める訴訟の記録を次のように定め、昭和63年1月1日から施行する。

刑事確定訴訟記録法施行規則附則第2項の法務大臣が告示で定める訴訟の記録は、次のとおりとする。  
道路交通事故事件迅速処理のための共用書式若しくは自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式を用いた訴訟の記録。

（編注、原文縦書き）

様式第五号（第十一条関係）

再審保存記録閲覧申出書		
年 月 日		
検察官	殿 申出者 住 所 業 印 職 氏 名 年齢 歳	
下記により再審保存記録を閲覧したく申し出ます。		
再審保存記録	裁判を受けた者 の氏名	
	罪 名	
	確定年月日	年 月 日
閲 覧 申 出 記 錄		
閲 覧 目 的		
閲 覧 希 望 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第六号（第十六条関係）

刑事参考記録閲覧申出書		
年 月 日		
検察官	殿 申出者 住 所 業 印 職 氏 名 年齢 歳	
下記により刑事参考記録を閲覧したく申し出ます。		
刑事参考記録	裁判を受けた者 の氏名	
	罪 名	
	確定年月日	年 月 日
閲 覧 申 出 記 錄		
閲 覧 目 的		
閲 覧 希 望 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## ○ 刑事訴訟法施行法（抄）

（昭和23年12月18日）  
（法律 第 249号）

第10条 新法第46条の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用の額は、当分の間、その謄本又は抄本の用紙1枚につき60円とする。第2条の事件について旧法第53条の規定により請求する場合についても、同様である。

2 前項の費用は、収入印紙で納めさせることができる。

（編注、原文縦書き）

## ○ 刑事確定訴訟記録閲覧手数料令

（昭和62年11月25日）  
（政令 第 379号）

内閣は、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第7条の規定に基づき、この政令を制定する。

刑事確定訴訟記録法第7条に規定する政令で定める手数料の額は、記録1件につき1回150円とする。

### 附 則

この政令は、昭和63年1月1日から施行する。

（編注、原文縦書き）

### 附-3

#### 刑事確定訴訟記録法の概要

1 刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）の構成は、別紙1のとおりである。

2 保管記録の閲覧に関する規定の概要是、別紙2のとおりであるが、これを補足説明すれば次のとおりである。

(1) 閲覧請求がなされた記録が刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）53条1項の訴訟記録（同条3項の訴訟記録を除く。）であるときは、まず同条1項ただし書に規定する事由（訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるとき。以下「事務支障等」という。）の有無を検討し、次に、その事由がない場合は、記録法4条2項各号の制限事由（以下「制限事由」という。）の有無を検討し、さらに、制限事由がある場合には、請求者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者であるか否かの検討をすることとなる。

したがって、事務支障がある場合は、制限事由を検討するまでもなく閲覧を不許可とする。また、事務支障等がない場合であっても、制限事由があるときは、閲覧を不許可とするが、請求者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者に該当するときは、たとえ制限事由があるとしても閲覧を許可することとなる。

なお、「正当な理由」については、閲覧を制限することにより保護すべきものとしている利益（善良の風俗、関係者の名誉等の利益）、閲覧により生じるこれらの利益に対する侵害のおそれの程度、閲覧の

理由及び必要性等諸般の事情を総合的に考慮して判断する必要がある。

- (2) 閲覧請求がなされた記録が刑訴法53条3項に規定する事件の訴訟記録であるときは、事務支障等の有無を検討し、これがある場合は閲覧を不許可とするが、ない場合は閲覧を許可することとなる。
- (3) 閲覧請求がなされた記録が刑訴法53条1項の訴訟記録以外の保管記録であるときは、請求権者が訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があると認められる者に限られることから、これらの者に該当するか否かを検討し、該当する場合は、さらに、事務支障等の有無を検討し、これがあるときは閲覧を不許可とし、ないときは閲覧を許可することとなる。

別紙1

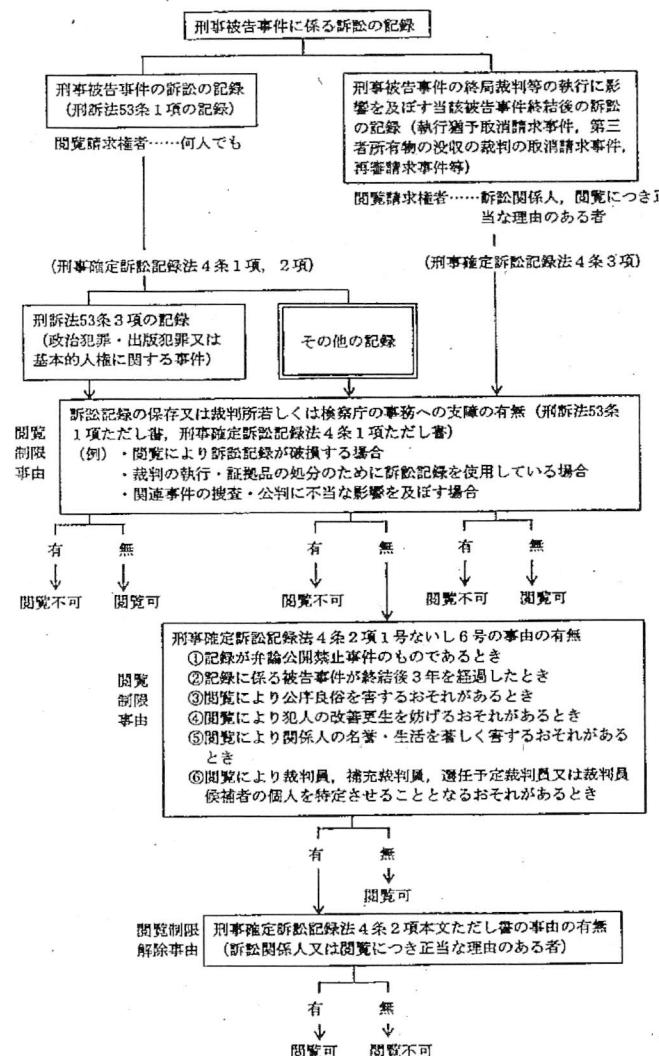
記録の名称	管 理 者	管 理 者 の た め		不 願 申立て
		保 管	訴訟記録の閲覧 (§ 4 I, II) ◎	
(1) 保管記録	保管検察官 (§ 2, 4)	閲覧	訴訟記録の閲覧 (§ 4 III) ◎	○
			その他の保管記録の閲覧 (§ 4 IV) ◎	
(2) 再審保存記録	保管検察官 (§ 3, 5)	保存	職権保存 (延長) (§ 3 I, IV)	×
		閲覧	請求保存 (延長) (§ 3 I~IV)	○
(3) 刑事参考記録	法務大臣 (権限委任により検察庁の長) (§ 9)	保存	請求権に基づく閲覧 (§ 5 I) ◎	○
		閲覧	申出による閲覧 (§ 5 III) ◎	×
(再審の手続のための保存)	保管検察官 (§ 9 IV)	保存	職権保存 (延長) (§ 9 IV, § 3 I, IV)	×
		閲覧	請求保存 (延長) (§ 9 IV, § 3 I~IV)	○
			請求に基づく閲覧 (§ 9 IV, 5 I) ◎	○
			申出による閲覧 (§ 9 IV, 5 III) ◎	×

(注) 閲覧についての◎は閲覧手数料の納付が必要なもの

#### 参考 記録法の対象とならない記録

- ① 裁判所不提出記録・不起訴記録
- ② 費用補償請求事件記録（刑訴§188の2）  
　　刑事補償請求事件記録
- ③ 証拠保全請求事件（刑訴§179）
- ④ 第1回公判期日前の承認尋問請求事件（刑訴§226, 227）
- ⑤ 付審判請求事件（請求棄却のみ）（刑訴§262）

別紙2



## 附-4

## 被害者等に対する不起訴事件記録の開示について（平成20年通達）

被害者又はその親族の方々（以下「被害者等」という。なお、下記第1, 1, (1)参照。）に対する不起訴事件記録の開示については、平成12年2月4日付け法務省刑総第128号刑事局長通達「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について」及び平成16年5月31日付け法務省刑総第627号刑事局長通達「民事裁判所からの不起訴事件記録の文書送付嘱託等について」等により、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえつつ、被害者等の保護等の観点と開示により関係者のプライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれの有無等を個別具体的に勘案し、相当と認められる範囲で、弾力的な運用が行われてきたところです。他方、近時、被害者等からは、被害を受けた事件の内容を知りたいとの強い要望がなされ、平成19年には公判記録の閲覧及び贈写の範囲を拡充する「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成19年法律第95号）が、平成20年には少年保護事件の記録の閲覧及び贈写の範囲を拡充する「少年法の一部を改正する法律」（平成20年法律第71号）が、それぞれ成立したところです。

そこで、このような要望にこたえ、被害者等の保護をより十全なものとするため、上記両通達の場合に加え、下記第1, 1のとおり、刑事訴訟法第316条の33以下に規定された被害者参加の対象事件（以下「被害者参加対象事件」という。）の不起訴事件記録については、被害者等が、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、客観的証拠について

は原則として閲覧を認めるという、より弾力的な運用を図るのが相当であると考え、平成20年12月1日から実施することとしたので、その円滑かつ適正な運用に遺憾のないように願います。

また、本通達は、下記第1、1の被害者参加対象事件について被害者等から閲覧請求がなされた場合を除き、原則として、上記両通達で示した指針を変更するものではないものの、この機会に、下記のとおり、不起訴事件記録の開示につき、その全体的な指針をより明らかにするため、上記両通達で示した指針も併せて整理したものであり、これにより、上記両通達並びにこれらに関連して発出した平成12年11月9日付け法務省刑総第1296号及び平成14年6月19日付け法務省刑総第694号刑事局長通達「交通事故に関する不起訴事件記録中の実況見分調書等の閲覧及び謄写について」は、平成20年11月30日限りをもって廃止することとします。

#### 記

#### 第1 不起訴事件記録につき開示請求等がなされた場合

##### 1 被害者参加対象事件について被害者等から閲覧請求がなされた場合

###### (1) 閲覧請求の主体

被害者参加対象事件、すなわち

- ① 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
  - ② 刑法第176条から第178条まで、第211条、第220条又は第224条から第227条までの罪
  - ③ ②に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（①に掲げる罪を除く。）
  - ④ ①から③に掲げる罪の未遂罪
- に係る事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はそれらの代理人たる弁護士については、後記(2)以下の基準に従って閲覧を認めることとする（注）。

また、閲覧を認める親族は、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹とし（以下、本通達において同じ。）、その他の親族については、後記2の取扱いとする。

すなわち、閲覧を認める被害者等は、刑事訴訟法第316条の33以下の被害者参加が認められる者の範囲と同一である。

なお、弁護士からの閲覧請求には、弁護士会からの照会を含むが（以下、本通達において同じ。）、弁護士会からの照会書では被害者等の代理人たる弁護士の申出によるものかどうか判明しない場合には、弁護士会に確認する必要がある。

（注）自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）が平成25年11月27日に公布され、平成26年5月20日から施行されたことに伴い、被害者参加対象事件に、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が加わった。

##### (2) 閲覧目的

従来、不起訴事件記録について、被害者等に対して閲覧・謄写を認めるのは、民事訴訟等において被害回復のための損害賠償請求権その他の権利行使する目的である場合に限っていたところであるが、今後は、前記(1)の被害者参加対象事件の被害者等に対しては、上記目的に限らず、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても、客観的証拠については、原則として閲覧を認めることとする。

他方で、例えば、請求者の言動等から、被疑者やその関係者に対して報復することや証拠の内容をマスコミ等で殊更に公表することが真の目的であるとかがわかれ、又はこのような目的が併存すると認められるような場合は、閲覧を認めないこととする。

## (3) 弊害のおそれがある場合の対応

開示に伴う弊害を生じるおそれがあると認められる場合には、弊害を生じるおそれがある部分にマスキングの措置を講じ、又は全体につき閲覧を認めないこととする。

例えば、以下のような場合が、これに当たると考えられる。

- ① 関係者の名誉、プライバシー等にかかる証拠の場合
- ② 共犯事件等の関連事件の捜査・公判に具体的な影響を及ぼす場合
- ③ 将来における刑事事件の捜査・公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合
- ④ 被疑者の改善、更生を不当に妨げるおそれがある場合
- ⑤ 新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合

## (4) 閲覧対象となる不起訴事件記録

## ア 客観的証拠

客観的証拠については、捜査・公判への支障等開示に伴う弊害が少ないものの、民事訴訟等における損害賠償請求権その他の権利行使のために必要な場合に限って閲覧を認めることとしていたことから、「代替性」の有無・程度を基準の一つとしてきたところである。しかし、前記②のとおり、被害者参加対象事件の被害者等について、このような閲覧目的に限らず、「事件の内容を知ること」等を目的とする場合であっても閲覧を可能とすることから、原則として、代替性の有無にかかわらず、相当でないと認められる場合を除き、閲覧を認めてよい。

具体的な証拠の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (イ) 実況見分調書、検証調書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、原則として、閲覧を認めてよい。

ただし、立会人の特定に関する記載や立会人が写っている写真等は、立会人のプライバシーにかかるものであり、これが公になることにより第三者の協力が得られないこととなるおそれがあることなどから、従来どおり、マスキング等の措置を検討すべきである。

その他、例えば、犯罪に関する痕跡のない部屋の見取図や写真についても、関係者のプライバシーという観点から、マスキング等の措置を検討すべきである。

また、立会人の指示説明部分については、供述調書（後記イ参照）に準ずるものとして取り扱うべきである。犯行状況の再現等のために行われた実況見分や検証の調書等についても同様である。

なお、死体の写真については、後記(イ)と同様の取扱いとする。

- (イ) 死者の検視調書、死亡診断書、死体検査書、死体の鑑定書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、当該死者の遺族又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧を認めてよい。

この場合、死体の写真については、死者の名誉やプライバシーを侵害するおそれが高いことから、原則として、マスキングの措置を講じるのが相当であるとしてきたが、遺族及びその代理人たる弁護士からの強い要望があり、他に特段の弊害があるとは認められないときは、閲覧を認めることも考慮する。

その場合には、事前に遺族等に対し、死体の写真が衝撃的でショックを受けるおそれがあることなどを十分説明し、状況に応じて再考を促すなど、十分な意思確認を行う必要がある。

- (ウ) 身体の鑑定書、身体検査調書、診断書及びこれらに関する写

真撮影報告書等については、鑑定等の対象となった被害者本人若しくはその親族等又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として閲覧を認めてよい。

(イ) 精神鑑定書等については、鑑定の対象者のプライバシー性が極めて高いことから、原則として、閲覧に応じないこととする。

ただし、開示に伴う弊害がなく、かつ、開示を必要とする特段の事情があると認められる場合に限り、閲覧を認めてよい。例えば、鑑定の対象者等又はその代理人たる弁護士の有効な同意があるような場合には、鑑定人に及ぶ影響や弊害等も踏まえ、閲覧を考慮する余地もある。

(ウ) 信号機サイクル表については、原則として閲覧を認めてよい。

(エ) 証拠物の写真撮影報告書、鑑定書等については、証拠物の性状等の客観的な事実を示すものであるから、原則として、閲覧を認めてよい。

(オ) 関係者の飲酒の有無・アルコール濃度に関する飲酒検知管、鑑定書等については、対象者が生存していても、原則として、閲覧に応じ、又はその結果の照会に対して回答してよい。

(カ) その他の交通事故鑑定、速度鑑定、出火原因鑑定等の鑑定書については、原則として、閲覧を認めてよい。

#### イ 供述調書等

これに対し、供述調書等については、関係者の名誉・プライバシー、今後の捜査一般の円滑な遂行を害するおそれが高いと考えられるので、原則として閲覧を認めるべきではない。

ただし、前記(1)の被害者参加対象事件の被害者等についても、損害賠償請求権その他の権利行使する目的が認められる場合においては、後記2の場合と同様に、閲覧請求に係る供述調書等が

代替性のないものであるときは、相当でないと認められる場合を除き、例外的に閲覧を認めることができる。

このように、供述調書については、原則として閲覧を認めないこととなるが、被害者等の要望に応じて、不起訴処分をする際に、検察官において、処分理由の説明の一環として、必要と認められるときは供述内容を口頭で説明するなどの配慮を行うこととする。

#### (5) 謄写を求められた場合の対応

前記のような取扱いは、被害者参加対象事件の被害者等について、不起訴事件記録の閲覧に関する一層の弾力的な運用により、その事件についての情報を知りたいという要望にこたえようとするものであることから、その謄写については、当該事件が被害者参加対象事件であるか否かにかかわらず、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利行使する場合に限って、後記2、(4)以下の基準に従って、必要性及び相当性が認められる部分について認めることとし、この点、従来の取扱いを変更するものではないので、念のため留意されたい。

#### 2 前記1、(1)記載の被害者参加対象事件以外の事件について閲覧・謄写請求がなされた場合

##### (1) 閲覧・謄写請求の主体

ア 前記1、(1)記載の被害者参加対象事件以外の事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はそれらの代理人たる弁護士について、後記(2)以下の基準に従って閲覧・謄写を認めることとする（弁護士会からの照会の場合、当該照会書では被害者等の代理人たる弁護士の申出によるものかどうか判明しないときには、弁護士会に確認することが必要であることは、前記1、(1)と同様で

ある。)。

なお、不起訴事件においては、刑事事件にしや口した單なる民事紛争である場合や、被害申告した者が実は加害者である場合等もあることから、被害者等であると主張している者が、眞の被害者等であるか否か慎重に見極める必要がある。もっとも、嫌疑なし又は嫌疑不十分等で不起訴とされた事案であっても、民事的な観点から被害者等の救済が図られるべき場合もあり得ることから、そのような場合には、客観的証拠の閲覧・謄写を認めてよい。

イ また、被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合であっても、例えば、加害者側が被害者側との示談交渉に当たり、被害者側との過失相殺を主張するために必要であるとして記録の閲覧・謄写を求めてくるような場合には、被害者等が正当に被害回復を受けることに資する場合も少なくないので、そのような場合には、相当と認められるときは閲覧・謄写に応じてもよい。

さらに、損害保険料率算出機構、財團法人交通事故紛争処理センター、全国共済農業協同組合連合会及び財團法人自賠責保険・共済紛争処理機構からの照会がなされた場合は、これらの団体が公益的性格を有すること及び被害者等の被害回復に資することにかんがみ、後記第2、1の民事裁判所からなされた不起訴事件記録の文書送付嘱託に対し、客観的証拠の送付に応じる場合と同様に取り扱うこととする。

これらの被害者等以外の者から閲覧・謄写請求がなされた場合の取扱いについては、前記1、(1)記載の被害者参加対象事件の場合も同様である。

## (2) 閲覧・謄写目的

従来どおり、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害

賠償請求権その他の権利を行使する場合に限ることとする。

その際、被疑者やその関係者に対する報復等の目的が併存すると認められるような場合には、閲覧・謄写をさせないこととする。

### (3) 弊害のおそれがある場合の対応

開示に伴う弊害を生じるおそれがあると認められる場合に、弊害を生じるおそれのある部分にマスキングの措置を講じ、又は全体につき閲覧を認めないこととするなどの必要があることは、前記1、(3)と同様である。

### (4) 閲覧・謄写の対象となる不起訴事件記録

#### ア 客観的証拠

客観的証拠については、前記1、(4)、アのとおり、捜査・公判への支障等開示に伴う弊害が少ない一方で、被害者等が他の手段で収集できない場合が多いので、当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては、立証が困難であるという事情が認められるものについて、閲覧・謄写の対象とする。また、代替性がないとまではいえない客観的証拠についても、必要性が認められ、かつ、弊害の少ないときは、閲覧・謄写を認めてよい。

具体的な証拠の取扱いについては、以下のとおりとする。

イ 実況見分調書、検証調書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。その取扱いは、基本的に、前記1、(4)、ア、イと同様に考えてよい。

ロ 死者の検視調書、死亡診断書、死体検査書、死体の鑑定書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、当該死者の遺族又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。ただし、死体等の写真については、死者の名誉やプライバシーを侵害するおそれが高いこ

とから、原則として、マスキングの措置を講じるのが相当であるが、死体の写真の必要性が認められるときは、マスキングしなくてもよい。その場合に、事前に死体の写真が衝撃的でショックを受けるおそれがあることなどを十分説明し、状況に応じて再考を促すなど、十分な意思確認を行う必要があることは、前記1、(4)、ア、(イ)と同様である。

また、当該死者の遺族ではない関連事件の被害者等又はその代理人たる弁護士からの請求につき、当該死者の遺族の同意がある場合は上記と同様とし、遺族の同意がない場合であっても、事案の解明に必要不可欠と認められるときは、相当と認められる範囲に限って応じ、それ以外の部分についてはマスキングの措置を講じる。

(イ) 身体の鑑定書、身体検査調書、診断書及びこれらに関する写真撮影報告書等については、鑑定等の対象となった被害者本人若しくはその親族等又はその代理人たる弁護士からの請求である場合には、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。

また、被害者等又はその代理人たる弁護士から、当該被害者以外の者の身体の鑑定書等について閲覧・謄写の請求がなされた場合は、鑑定等の対象者の同意がある場合は上記と同様とし、対象者の同意がない場合であっても、事案の解明に必要不可欠と認められるときは、相当と認められる範囲に限って応じ、それ以外の部分についてはマスキングの措置を講じる。

(ウ) 精神鑑定書等については、原則として閲覧・謄写を認めるべきではない。ただし、開示に伴う弊害を生じるおそれがなく、かつ、閲覧・謄写を認める特段の事情があると認められる場合に限り、閲覧・謄写を認めてよい。例えば、鑑定の対象者が死

亡している場合や当該対象者等又はその代理人たる弁護士の有効な同意があるような場合には、鑑定人に及ぶ影響や弊害等も踏まえ、閲覧・謄写を考慮する余地もある。

(オ) その他、信号機サイクル表、証拠物の写真撮影報告書、鑑定書等、関係者の飲酒の有無・アルコール濃度に関する飲酒検知管、鑑定書等、その他の交通事故鑑定、速度鑑定、出火原因鑑定等の鑑定書の閲覧・謄写については、前記1、(4)、ア、(イ)から(ウ)までと同様に、原則として、閲覧・謄写を認めてよい。

#### イ 供述調書等

これに対し、供述調書等については、供述人が死亡するなど代替性がないと認められる場合を除き、閲覧・謄写を認めるべきではない。この場合、被害者等の要望に応じて、不起訴処分をする際に、検察官において、処分理由の説明の一環として、必要と認められるときは供述内容を口頭で説明するなどの配慮を行うこととするのは、前記1、(4)、イと同様である。

### 第2 民事裁判所から不起訴事件記録の文書送付嘱託等がなされた場合

#### 1 不起訴事件記録中の客観的証拠の開示

被害者等が被害回復のため提起した民事訴訟が係属している裁判所からの文書送付嘱託に対しても、前記第1、2、(4)、アにいう必要性が認められる場合、客観的証拠の送付に応じるのが相当である。

この場合の文書送付嘱託は、被告（被疑者）の申立てによって行われる場合もあるが、民事訴訟において真実を明らかにすることは、被害者等の権利関係の適正な認定に資するものであるから、被害者等である原告の申立てによる場合に準じて取り扱うのが相当である。ただし、民事訴訟記録は、刑事事件記録に比べ、より広く一般人の閲覧が可能である（民事訴訟法第91条及び第92条）ので、原告のプライバシ

一等にかかる証拠について、原告の同意等を嘱託に応じる条件とすることやその必要性・当事者間の公平性を十分に吟味することも考慮すべきである。

なお、被害者等であると主張している者が、眞の被害者等であるか否か慎重に見極める必要があることや、嫌疑なし又は嫌疑不十分等で不起訴とされた事案であっても、民事的な観点から被害者等の救済が図られるべき場合もあり得ることは、前記第1、2、(1)と同様である。

## 2 不起訴事件記録中の供述調書の開示

不起訴事件記録中の供述調書について、民事裁判所から文書送付嘱託がなされた場合、開示による弊害を回避しつつも、犯罪被害者等の保護を図るとともに民事訴訟が適切に行われるようするため、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、これを開示するのが相当である。

(1) 民事裁判所から、不起訴事件記録中の特定の者の供述調書について文書送付嘱託がなされた場合であること。

供述調書の開示については、一般に捜査・公判への支障又は関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあると認められることから、特にその開示の必要性が高い場合である必要があり、民事裁判所からの文書送付嘱託がなされた場合とすべきである。

(2) 当該供述調書の内容が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。

供述調書を開示することが相当と考えられるのは、当該民事訴訟において当該供述調書が必要不可欠な場合であると思われる。そこで、開示すべき供述調書は、第1に、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものである必要がある。「民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点」とは、例えば、交差点における交通

事故において、当事者双方が青色信号を主張している場合の交差点信号機の信号表示状況等のような場合が考えられる。これに対し、民事訴訟において取り調べられた証人の供述の信用性などは、要証事実に対する間接証拠であって、通常は、「重要な争点」には当らないものと考えられる。第2に、開示すべき供述調書は、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことのできない場合である必要がある。その争点に関し、他に証拠があり、当該供述調書はこれを単に補強するにすぎないようなときは、これに該当しないと思われる。

(3) 供述者が死亡、所在不明、心身の故障若しくは深刻な記憶喪失等により、民事訴訟においてその供述を顕出することができない場合であること、又は当該供述調書の内容が供述者の民事裁判所における証言内容と実質的に相反する場合であること。

供述者が民事訴訟において供述することができる場合には、その供述者の供述調書に代替性が認められるので、これを開示する必要はない。しかし、供述者が死亡、所在不明、心身の故障又は深刻な記憶喪失等により、民事訴訟において、証人尋問又は当事者尋問で供述できない場合には、その供述者の供述調書を利用する必要性が高い。また、いったん当該供述者を民事訴訟において供述させたものの、当該供述者については刑事案件の捜査において取調べを受け、そこで作成された供述調書には、民事訴訟における供述とは実質的に相反する供述をしている場合には、やはり、その供述調書を利用する必要性が高いと考えられる。そこで、これらの場合には、代替性を欠くものとして取り扱うことが適当と考えられる。

なお、当該供述調書の内容が、「供述者の民事訴訟における証言内容と実質的に相反する場合」については、民事裁判所があらかじ

め供述調書の内容を了知しているわけではないことを考えると、供述調書の内容と証言内容とが実質的に相反すると判断するについて相当の理由がある場合で足りると思われる。逆に、供述調書の内容と証言内容とが相反していれば開示されたい等の権利的な理由によるものは、前記相当の理由があることを明らかにしたとは言えないもので、その点の検討が十分に行えるよう、民事裁判所に対し、十分な情報の提供を要請することが必要である。

- (4) 当該供述調書を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は関係者の生命・身体の安全を侵害するおそれがなく、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるとは認められない場合であること。

上記(2)及び(3)に該当する特段の必要性が認められる場合であっても、開示による具体的な支障が生じるおそれがあると認められる場合には、開示は相当ではない。なお、供述調書を開示した場合には、今後の他事件における参考人の事情聴取一般に対するものという抽象的な意味では、支障が生じるおそれは常に認められるのであろうが、そうだとしても、捜査・公判への具体的な支障が認められない場合には、原則として、開示して差し支えないと考えられる。

### 3 供述調書の開示に関する留意事項について

#### (1) 開示の可否判断のための情報収集

検察官は、通常、前記2、(2)及び(3)の要件に関する情報を有していないことから、民事裁判所から文書送付嘱託がなされた場合において、上記各要件を判断するための具体的な情報が不十分であると認められるときは、民事裁判所に対し、文書送付嘱託に応じるか否かを判断するため、必要な情報の提供を求めることが望ましい。

#### (2) 開示した供述調書の取扱い

民事裁判所の文書送付嘱託に応じて供述調書を開示する場合には、民事訴訟の当事者においても慎重な取扱いが必要である旨を送付書に明記するなど注意喚起した上で送付する。

#### (3) マスキング

供述調書を開示する場合であっても、一部の記載について、開示することにより関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるなどの支障があるときは、当該部分にマスキングを行うなどの措置を講じる。

#### (4) その他

捜査中の事件記録又は公判請求した事件の裁判所不提出記録中の供述証拠については、通常、刑事訴訟法第47条の規定により捜査・公判に対する具体的な支障があると考えられ、原則として開示しない扱いとする。

### 4 民事裁判所から目撃者の特定のための情報の提供を求められた場合

#### (1) 目撃者の特定のための情報の提供の必要性

不起訴事件に関して民事訴訟が提起されている場合において、例えば、交通事故の状況を直接目撃した者（以下「目撃者」という。）の証人尋問を実施することが不可欠であるにもかかわらず、民事裁判所及び訴訟当事者において目撃者の特定に関する情報がなく証人尋問を実施することが困難な場合に、裁判所から検察庁に対し、目撃者の特定のための情報の提供を求められる場合がある。

このような場合において、不起訴事件記録中に、当該目撃者の特定に関する情報があり、かつ、民事裁判所から証人尋問のために必要であるとの理由で、調査の嘱託により照会がなされたときは、証人義務が広く一般に課せられており、民事訴訟における真実解明に資することを考慮すると、相当な範囲で調査の嘱託に協力する必要

があると考えられる。

(2) そこで、次に掲げる要件をすべて満たす場合には、当該刑事事件の目撃者の特定に関する情報のうち、氏名及び連絡先を民事裁判所に回答するのが相当である。

ア 民事裁判所から、目撃者の特定のための情報について調査の嘱託がなされた場合であること。

イ 目撃者の証言が、当該民事訴訟の結論を直接左右する重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であるなど、その証明に欠くことができない場合であること。

「重要な争点」の意義については、前記第2、2、(2)と同様である。

ウ 目撃者の特定のための情報が、民事裁判所及び当事者に知られていないこと。

「民事裁判所及び当事者に知られていない」とは、民事訴訟の当事者において、目撃者の存在を把握しているが氏名が不明の場合、目撃者の氏名は判明しているが連絡先が不明の場合、又は目撃者が存在すると認めるに足りる相当の事情があるが、氏名等が不明の場合などがある。

エ 目撃者の特定のための情報を開示することによって、捜査・公判への具体的な支障又は目撃者の生命・身体の安全を侵害するおそれがない、かつ、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがないと認められる場合であること。

### (3) 情報提供についての留意事項

検察官は、通常、前記(2)、イ及びウの要件に関する情報を有していないことから、民事裁判所から調査の嘱託がなされた場合には、上記各要件を判断するための具体的な事情及びこれに該当する目撃

者が存在すると認められる相当な理由が不十分であると認められるときは、民事裁判所に対し、調査の嘱託に応じるか否かを判断するための情報の提供を求めることが望ましい。

なお、目撃者の連絡先とは、原則として、住所を回答すれば足りる。

### (4) 目撃者の情報の取扱い

目撃者の連絡先等は、本人のプライバシーに属する情報であるので、裁判所に対して回答する場合は、民事訴訟の当事者においても慎重な取扱いが必要である旨を回答書に明記するなど注意喚起した上で送付する。

研修教材  
記録事務解説

平成2年3月20日 初版発行  
平成7年3月7日 改訂版発行  
平成14年3月29日 三訂版発行  
平成19年3月30日 四訂版発行  
平成28年3月11日 五訂版発行

発行所 法務総合研究所  
印刷所 株式会社キタジマ